

しかみえたり○長子をニコと訓る。他に見あたらねと。兄比賣などの例に。しか書し稱もありしなるへし○注山田之家は。十市郡山田村なり。集解には。此六字私記攙入として削れり○其寺。下にみゆ。大和志云。山田寺一名華嚴寺○今來は。高市郡の舊名なること。系圖纂に引く姓氏錄坂上系圖に見えて。既に雄略紀に引り。今來また新漢とも書り○大槻近。大槻の事も既に云り。さて本の近は。邊の誤なるへし。大槻邊と云ふは。大槻下と云も同じ。これを本のまゝにて。下の句へ附て。近就前行と訓たるは語をなさず。必誤なるへし。釋紀には。字はもとのまゝにて。大槻近。と訓り。これ舊訓の残れるなりけり。○迎拒來軍。本に迎を送に作るは誤なり。今京極本に據て改む。通證に送當作逆とあるに據て。集解に改められたと。さる本はなし○注宮謂小墾田宮。集解に六字私記攙入と云り。偕小墾田宮は。高市郡に在り。山田寺は十市郡に在て。郡界相接けり。此寺は石河麻呂之長子興志建之と。扶桑略記に記せり。色葉字類抄に引り。續紀一に。施山田寺封三百戸。限三十年○己巳。二十五日なり○夫為人臣。本に夫を大に誤れり。今秘閣本考本通證集解等に據て改。臣下恐は子字を脱せしならん○聊望黄泉は。漢文の飾なり。聊か死に望ての意なり。本の訓は非なり○作發誓。中臣本。作を仰に作る。薩摩本には仰而二字に作れり○死者八人。本に入下人字なし。今中臣本水戸本考本等に據て補ふ。

是日。以大伴狛連。與蘇我日向臣。爲將領衆。使追大臣。將軍大伴連

等。及到黑山。土師連身。采女臣使主麻呂。從山田寺。馳來告曰。蘇我大臣。既與三男一女。俱自經死。由是將軍等。從丹比坂歸。庚午。山田大臣之妻子。及隨身者。亦自經死者衆。穗積臣嚙。捉聚大臣伴黨田口臣筑紫等。著枷反縛。是夕。木臣麻呂。蘇我臣日向。穗積臣嚙。以軍圍寺。喚物部二田造鹽。使斬大臣之頭。於是二田鹽。仍拔大刀。刺舉其完。叱陀啼叫而始斬之。甲戌。坐蘇我山田大臣。而被戮者。田口臣筑紫。耳梨道德。高田醜醜。此云之渠。雄。額田部湯坐連名闕。秦吾寺等。凡十四人。被絞者九人。被流者十五人。

黒山。倭名抄河内國丹比郡黒山。志云。今屬丹南郡。有黒山村。延喜式黒山席あり。即此地なり○身は。名なり。天智紀には竹田史身と云人もみゆ○丹比坂。河内志。丹南郡羽曳山。在郡東南。山勢起伏逶迤。連亘石川古市錦部三郡。本郡平尾丘。丹比丘。埴生坂。皆此山脉。とあり○庚午。二十六日なり○隨身者亦。本に亦字なし。今中臣本に據て補○田口臣。二年紀に出。筑紫は名か。釋紀には田口臣と筑紫とを。二人名也と爲り。次にも出○二田造鹽。天孫本紀に。五部造。一曰二田造。又天物部二十五部。一曰

二田物部。とあり。二田地名。越後國荊羽郡二田宮傳記云。稱天之物部命。曰二田天物部命。此命薨居坐之。則奉葬于二田里土生田山之高陵。と云ことあれば。越後なるへし。また倭名鈔筑前國鞍手郡二田布多多あり。訓は釋紀私記に。二田不都多とあるによるへし。鹽は名なり。次にこの事あり○使斬大臣之頭。賊盜律に。凡謀反及大逆者皆斬。吏學指南に。斬謂以下刀及殺。殊其身首者。とあり○完は。宍の古字なり○叱咤啼叫。本に叱を吒に作るは誤なり。啼は號の誤なるへし。本の訓に啼叫をタケヒサケヒオラヒサケヒの誤なるへし。とあるには。啼叫しても叶ふへけれど。こゝは唯泣く事にはあらずして。怒り罵る状なるへければ。啼にては叶ひかたし。或説に。二田鹽悲大臣之冤。難其斬也。とあれど。さる義にはあらず。○始をイマシと訓るは。今しにて。辭なりシハ助其斬時に當れるを云なり。殆字の誤ならむと云る説は。信られず○甲戌は三十日なり○田口臣筑紫。一人也○耳梨道德。耳梨は氏なるへけれど。系詳ならず。大和十市郡耳梨あり。道德は。釋古本訓タウトコとあり。さて釋には。別に筑紫耳梨道德と擧たり。誤なるへし○高田醜雄。姓氏錄右京諸蕃。高田首。出_レ自_二高麗國人多高子使主。とあり。下文白雉四年に。高田首根麻呂あり。同族なり。其下に云り○注醜此云之渠。本に醜字を脱せり。今中臣本考本に據て補。さて此訓注。本に醜雄の中間にあるはいかゞ。必名下にあるへし○額田部湯坐連。記云。天津日子根命之後。姓氏錄左京神別。額田部湯坐連。天津彥根命子。明立天御影命之後也。允恭天皇御世。被_レ遣_二薩摩國。平_二隼人_一復奏之日。献_二御馬一匹。額有_二町形廻毛。天皇喜之。賜_二姓額田部。とあり。なほ此姓の事は神代紀に云り○被絞。所謂絞刑なり。

賊盜律云。謀_二大逆_一者絞。吏學指南曰。絞謂_二身首不_レ殊。纏縛而縊者。隋唐制。死二等。一曰絞。二曰斬○被流。流刑なり。又云。謀反祖孫兄弟皆配_二遠流。とあり。流に三流あり。近流中流遠流なり。其路程に依て定む。式にみゆ。

是月。遣_二使者。收_二山田大臣資財。資財之中。於_二好書上。題_二皇太子書。於_二重寶上。題_二皇太子物。使者還申_二所收之狀。皇太子始知_二大臣心猶貞淨。追生_二悔耻。哀歎難_レ休。即拜_二日向臣於筑紫。大宰帥。世人相謂_二之曰。是隱流乎。皇太子妃蘇我造媛。聞_二父大臣爲_レ鹽所_レ斬。傷_二心痛惋。惡聞_二鹽名。所以近_二待於造媛者。忌_レ稱_二鹽名。改_二曰_二堅鹽。造媛遂因_レ傷_二心。而致_二死焉。皇太子聞_二造媛徂逝。愴然傷_レ怛。哀泣極甚。於是野中川原史滿。進而奉_レ歌。歌曰。耶麻鷺播爾。烏志賦拖都威底。陀虞毘預俱。陀虞陞屢伊慕乎。多例柯威爾雞武。一_レ模騰渠等爾。婆那播左該騰摸。那爾騰柯母。于都俱之伊母我。磨陀左枳涅渠農。其皇太子慨然頽歎褒美曰。善矣悲矣。乃授_二御琴。而

使唱。賜絹四疋。布二十端。綿二裹。

收資財。賊盜律謀反云。父子若家人資財田宅。並沒官。○大宰帥。大宰の事は既に云り。さて大宰帥は。職員令に。帥一人。掌_下神社戸口簿帳。字_三養百姓。勸_二課農桑。糾_三察所部。貢_三舉孝義。田宅良賤訴訟租調倉廩徭役郵驛傳馬烽候城牧過所公私馬牛關遺雜物及寺僧尼名籍蕃客歸化饗譚事_上とあり。さてこの帥を。むかしより入聲音卒_{ツチ}に讀むは。太宰卒_{と書}る所もあり。いかなる由にかあらん。心得ず。字義のまゝによまは。スキと云へきなり。この事は既く先哲も疑ひおかれたり。○相謂。秘閣本謂を語に作る。○是隱流乎。通證に。今按。言陽進拜。而陰退_三遷之_一也。後世左_三遷權帥_一者。蓋始_三于此_一。職原抄曰。爲_三大臣_一之人。左遷之時任_三權帥_一。然而不可_レ知_三府縣_一也。其例孝謙天皇天平寶字元年。右大臣豐成。被_レ遷_三太宰權帥_一。醍醐天皇昌泰四年。右大臣菅原公。被_レ遷_三權帥_一。冷泉院安和二年。左大臣高明。一條院長徳二年。内大臣伊周。皆同。とあり。○痛惋の訓。既出。ミツカフはアツカフの誤なり。繼體紀に惋痛。雄略紀に駭惋_{アツカフ}とあり。榮花物語音樂卷に。心くるしうあつかはしけなり。○忌稱鹽名。本に忌を名に誤る。今京極本小寺本に據て改。中臣本考本には諱に作る。集解には各に改む。さて鹽名とは。食鹽を云るなるへし。海鹽までを云にはあらし。○堅鹽のことは。欽明紀に云り。○野中川原史。姓氏錄右京皇別。野中。彥國首命之後也。諸蕃河原連。陳思王植之後也。續紀九。河内國丹比郡人。正六位下川原椋人子虫等四十六人。賜_三河原史姓_一と

あり。野中川原共に。地名に據れる複姓なるへし。和名抄河内國丹比郡郷名野中乃奈加。志に野中村あり。川原も河内の地にあるへし。○耶麻鷺播爾。於_三山川_一なり。○烏志賦拖都威底。鷺鷺二居而なり。萬葉に。爾保鳥能。布多利那良毗爲。○陀虞毗預俱。匹好なり。○陀虞陸屢伊慕乎。所_レ匹妹をなり。○多例柯威爾鷄武。誰將_レ去なり。守部云。一首の意は。關々雌鳩在_三河之洲_一。窈窕淑女君子好仇。と云古_一ことを思ひ出るに。實_ト山川に。鷺鷺雌雄居て。副宜_ト耦_トへるさまなりけるに。其妹命を。誰か率て去けん。惜らしく悔しき事を爲にけるかな。となり。史生の事なれば。毛詩句を思ひて。本句は置るならんか。と云り。聊か穿ちたるやうなれども。此頃となりては。さることを思へることもありけん。○其一。信友云。皇極紀には。歌の上_{ハシ}に其一其二と書たり。此紀以下には。歌の後に書たるは。恐くは非ならんと云り。○模騰渠等爾は。每_レ本なり。本とは本草の莖をいふ。即木毎にと云意なり。萬十四。於布之毛等。許乃母登夜麻乃。麻之波爾毛。とよめる。此等の母等も同じ。○婆那播左該騰摸。花者雖_レ開なり。○那爾騰柯母は。何歟母なり。何とは何とてかなり。柯母は語助なり。○于都俱之伊母我。愛妹之なり。萬葉に。愛_ト夫_ト。愛_ト妻_トと云こともあり。○磨陀左枳涅渠農は。不_レ復開出來_一なり。解云。花の開を。女のゑめるに譬云ること。古歌に例多し。咲とは即多むなりと云り。釋紀には。歌意者。花者雖_レ散亦開。造媛者。逝後不_レ歸之由也。と云り。守部も此意に解たり。いつれにても聞ゆへし。萬葉廿。等伎騰吉乃。波奈播左家登母。奈爾須禮曾。波々登布波奈乃。佐吉低已受祁牟。とあるは。解の意に近し。さて

守部云。若自の悼歌ならば。うつくし妹などは。申まじきことなれども。此は皇太子の御心になりて。よめる故なりと云り。さることなり○美矣悲矣。一には此歌をうるはしと聞召し。一にはまた其詞を悲しと思はしめしての御言なり。釋紀に悲矣二字なきは足らはず。釋の古本にはあり。脱たるものなること著明し。○綿二裏。通證云。加末須蒲簀也。編蒲爲袋也。袖中抄。裏訓久具都。今西鄙俗。以具具編之。名加末伎。蒲筥也。倭名抄。莎草和名具具。又曰。傀儡子和名久久豆。蓋以負裏物得名とあり。名義具々簀なるへし。又稻た其他の物を以。編る袋をも。かますと云るは。轉れる名なり。

夏四月乙亥朔甲午。於小紫巨勢德陀古臣。授大紫。爲左大臣。於小紫大伴長德連。授大紫。爲右大臣。五月癸卯朔。遣小華下三輪君色夫。大山上掃部連角麻呂等於新羅。

乙亥朔。本に亥を卯に作る。長曆を考るに。乙亥朔なり。故今考本小寺本集解に據て改む○甲午。二十日なり○巨勢德陀古は。皇極紀元年に云り○爲左大臣。扶桑略紀に。任左大臣五十七とあり。廢帝紀を按るに。稱難波長柄豐崎朝大臣大繡德太古とあり。本紀に大繡に進みしことを載せず○大伴長德連。皇極紀元年に出○字馬飼。前紀に既に見えたるを。こゝに字とあるはいかゞ。扶桑略紀に。長德昨子男。金村孫。白雉二年七月。右大臣長德薨。世云馬飼大臣とあり○五月癸卯朔。長曆に據に。五

月は甲辰朔なり。癸卯は七月朔なり。考本に五月を秋七月の三字に作り。恐くは私に改めしものなるへし。今姑く本のまゝにてあるなり○掃部連。掃部或は掃守とも書くも同じ。古語拾遺云。彥瀲尊誕育之日。海濱立室。于時掃守連遠祖天忍人命。供奉陪侍。作帚掃蟹。仍掌鋪設。遂以爲職。號曰蟹守。今俗謂之掃守。詞轉也。舊事本紀に。振魂命子前玉命を。掃守連祖とあり。姓氏錄和泉國神別。掃守連。振魂命四世孫。天忍人命之後也。雄略天皇御代。監掃除事。賜姓掃守連とあり。なほ左京神別掃守連。大和掃守。河内に掃守宿禰。掃守連。掃守造等あり。みな和泉なるに同じ。天武紀十三年十二月。掃守連賜姓曰宿禰。氏人には。文武紀。山代相樂郡々領。掃部宿禰阿賀流。聖武紀に。攝津人少初位下掃守連族廣山等除族字よし見えたり。又首姓もあり。同族なり。東大寺正倉院文書に。天平中出雲人掃部首弟身。外記日記に。一條帝時。織部佑掃守親扶。除目大成鈔に。鳥羽帝時。和泉權掾掃部宿禰永行。見えたり。

是歲新羅王遣沙唎部沙喰金多遂爲質。從者三十七人。僧一人。侍郎二人。人。中客五人。才伎十人。譯語一人。雜儼人十六人。並三十七人也。

沙唎部。通證に唎を喙クワイに作るへしといひ。小寺本に改めたるは。却りて非なり。推古紀十八年に云り○沙喰。本に喰を食に作る。今中臣本小寺本集解に據て改む。東國通鑑に。新羅設官十七等。八曰沙喰と

あり○三十七人。本に七字なし。今中臣本考本水戸本に據て補ふ○注侍郎。漢書百官志云。侍郎二十
六人。主作文書。起草○丞。本に承に作る。今京極本集解に據て改○達官郎。禮檀弓。諸達官之長杖。
注。受命於君者。其名幸於上。故謂之達官○十六人。本に人字を脱せり。今中臣本通證引一本集解に
據て補。

白雉元年春正月辛丑朔車駕幸味經宮觀賀正禮。是日車駕
還宮。

白雉次に出○味經宮。和名抄攝津國東生郡味原。式に同郡阿遲速雄神社あり。萬葉六。神龜二年十月幸
于難波宮時歌。與鳥。味經乃原爾。物部乃八十伴。雄者。廬爲而。都成有。旅者安禮十方。續紀延曆
四年四月。遣使掘攝津國神下梓江鱒生野。通于三國川。典藥寮式。凡味原牧爲寮牛牧。民部省圖帳。
東生郡味原庄。朝野群載遊女記にもあり。契冲云。此味經といふ所。おのれ住侍るも。同じ東生郡な
れは。土民などにも問へど。いつくど知者もなく。味經の宮ありきと云傳ふるものもなし。と云り。
もしくは高津宮の一名などにもやあらん。詳ならず。攝津志。東生郡味原方廢。味生原存。今屬島下郡。又云。味經宮。
別府味舌二村。即其故趾。延喜式所謂。味原牧爲寮牛牧。亦即此
とあれど。おほつかなし。○注阿賦賦。本に賦を賦に作るは誤なり。中臣本兼永本に據て改。類史には貳に作れり。

白雉元年
庚戌

二月庚午朔戊寅。穴戸國司草壁連醜經。獻白雉曰。國造首之同族贊。正
月九日。於麻山獲焉。於是問諸百濟君。百濟君曰。後漢明帝永平十一
年。白雉在所見焉云云。又問沙門等。沙門等對曰。耳所未聞。目所未
觀。宜赦天下。使悅民心。道登法師曰。昔高麗欲營伽藍。無地不
覽。便於一所。白鹿徐行。遂於此地。營造伽藍。名白鹿園寺。住持佛法。
又白雀見于一寺。田莊。國人僉曰。休祥。又遣大唐使者。持死三足鳥
來。國人亦曰。休祥。斯等雖微。尙謂祥物。况復白雉。僧旻法師曰。此謂
休祥。足爲希物。伏惟王者旁流四表。則白雉見。又王者祭祀不相踰。
宴食衣服。有節則至。又王者清素。則山出白雉。又王者仁聖。則見。
又周成王時。越裳氏來。獻白雉曰。吾聞國之黃耆曰。久矣無別風淫
雨。江海不波溢。三三年於茲矣。意中國有聖人乎。蓋往朝之故重
三譯而至。又晉武帝咸寧元年。見松滋。是則休祥。可赦天下。是以白

矩に作れり。さらはノリコエスと訓へし。○又周成王。本に又字なし。今中臣本水戸本類史に依て補。越裳氏來。尙書大傳歸禾曰。有越裳。重譯而來。交趾之南有越裳國。とあり。○別風滂雨。尙書大傳。無別風滂雨。注。淮暴雨之名也。類史に別を烈に作る。史記にもしかあり。帝王世紀に列風滂雨に作る。淫雨は氷雨なり。○晋武帝咸寧元年云々。釋紀に。私記曰。愚實案。晋書武紀。異此文。とあり。○松滋。通證云。松滋縣在江陵。江陵府屬湖北。即荆州。○甲申。十五日なり。○隊仗。宮衛令。義解謂。隊仗者。衛士陣謂之隊也。兵衛内舍人陣。謂之仗也。とあり。○如元會儀。通證に。四字出後漢明帝紀。通鑑注。元會謂元旦日朝會時。とあり。宮衛令。凡元日朔日。若有聚集。謂元朝之外。別有聚集。假如。とあり。○紫門外。通證云。陸機辨亡論。反帝座于紫闈。後漢書紫宮之門注。天有紫微宮。是上帝之所居也。王者立宮象之。新拾遺集云。紫乃庭爾絲乃色添豆。行末遠伎千世乃吳竹。とあり。○粟田臣。推古紀に見ゆ。○百濟君豐璋。この豐璋は豐の誤なり。嘗て來朝してあること。舒明紀に見えたり。其處に云り。○塞城。皇極紀齊明紀に塞上とあり。○忠勝。齊明紀に豐璋叔父とあり。○侍醫。御許藥師なり。職員令。内藥司侍醫四人。とあり。高麗より來りて。天子の侍醫となるものなるへし。○猪名公高見。天武紀元年十二月。大紫韋那公高見薨。とあり。なほそこに云。○紀臣乎麻呂岐太。京極本水戸本。乎を手に作る。集解云。乎字衍。據二年紀。二年紀曰。紀麻利耆陀臣即此。とあるによらは。麻呂岐太は一人の名と見えたり。然るに通證に。乎麻呂を一人の名として。岐太は上の新羅侍學士の名ならんと云れたれど。いかゞあら

ん。さる本なくては定めかたし。○伊勢王。未詳。齊明紀六年に。伊勢王薨と記し。天智紀七年にも薨とあり。○倉臣。按に天武紀十三年十二月。倉連賜姓曰宿禰。姓氏錄に。和泉神別。棕連。天香山命之後也とあり。もしくは此族歟。未詳ならず。

天皇即召皇太子。共執而觀。皇太子退而再拜。使巨勢大臣奉賀曰。公卿百官人等。奉賀。陛下以清平之德。治天下之故。爰有白雉。自西方出。乃是陛下。及至千秋萬歲。淨治四方。大八島。公卿百官及諸百姓等。冀罄忠誠。勤將事。奉賀。詔曰。聖王出世。治天下時。天則應之。示其祥瑞。曩者西土之君周成王時。與漢明帝時。白雉爰見。我日本國譽田天皇之世。白鳥櫟宮。大鷓鴣帝之時。龍馬西見。是以自古迄今。祥瑞時見。以應有德。其類多矣。所謂鳳凰麒麟白雉白鳥。若斯鳥獸。及于草木。有符應者。皆是天地所生。休祥嘉瑞也。夫明聖之君。獲斯祥瑞。適其宜也。朕惟虛薄。何以享斯。盖此專由扶翼公卿。臣連伴造國造

等。各盡丹誠。奉遵制度。之所致也。是故始於公卿及百官等。以清白意。敬奉神祇。並受休祥。令榮天下。

巨勢大臣。德太臣なり。賀は。善言なり。天智紀に賀正事。これは事なり。出雲風土記に。國造神吉詞などみゆ。萬葉二十の歌にあるも善事なり。清平之徳。本に之字なし。今中臣本及類史に據て補。及至。類史及字なし。淨治。中臣本に淨を清とあり。また本に治を侶に作る。今中臣本類史其他。本ともに據て改。漢明帝の上。水戸本に後字あり。上文にも後漢に作れり。白鳥標宮。本に鳥を鳥とあり。集解云。鳥原作鳥。據下文改。延喜式祥瑞。中瑞曰白鳥。太陽之精也。潜確居類書曰。飛躍部瑞應圖曰。白鳥者。宗廟肅敬則至。國史慶雲元年。下總國獻白鳥。とあるは。さることなれば。今改めたり。さて標は巢に同じ。龍馬西見。延喜式祥瑞。上瑞曰龍馬。長頸額上有翼。踏水不沒。潜確居類書飛躍部曰。瑞應圖。龍馬者神馬也。河水之精。高八尺五寸。長頸額上有翼。旁有垂毛。鳴聲九音。有明王則見。とあり。龍馬萬葉の歌にもよめり。按に此白鳥龍馬の事は。本史に見えされと。此兩朝の頃は。已に祥瑞の事を。韓人とも申立しから。其に合せてさることありけるなり。此事は既にも云り。鳳凰。集解云。延喜式上瑞曰。鳳。狀如鶴。五綵以文。鶏冠燕喙。蛇頭龍形。新續古今集。陰たかき梧の梢にすむ鳥の。聲待出ん御代のかしこさ。枕草紙にも見えたり。麒麟。通證云。字書麒麟。白馬黑脊。當作麒麟。とあり。延喜式上瑞

曰麟。仁獸也。麕身羊頭牛尾。一角端有肉。とあり。

又詔曰。四方諸國郡等。由天委付之故。總臨而御寓。今我親神祖之所知。穴戸國中。有此嘉瑞。所以大赦天下。改元白雉。仍禁放鷹於穴戸境界。賜公卿大夫以下。至于令史。各有差。於是褒美國司草壁連醜經。授大山并大給祿。復穴戸二年調役。

親神祖之所知云々。神祖は古き祝詞宣命等に。高天原神積坐。皇親神魯伎神魯美命とある。其神魯伎神魯美を。神祖と書たるなり。古語拾遺に。高皇產靈尊。是皇親神留伎命。次神皇產靈尊。是皇親神留彌命とありて。二神の尊稱の如なれとも。また高皇產靈尊天照大神を稱し奉れり。されど其本は。出雲國造神賀詞に。加夫呂岐熊野大神。風土記に加武呂乃命。續後紀十九に。賀美侶伎能宿那毗古那とも申し。又常陸風土記の。諸祖天神。俗曰謂賀味魯彌賀味魯岐。などあれば。皇祖神に限れる稱にはあらねと。親神祖と申せは。皇祖神に限れる稱となれるなり。此差別を知へし。さて神漏伎は男神に稱し。神漏美は女神に申せる稱にて。漏は添て云詞。皇呂伎皇良伎などの呂良に同じく。伎は男神の尊稱。美は女神の尊稱なり。一説に。呂は神伊呂伎神伊呂美といふ伊呂の伊を略ける詞なりとも云り。此説もよろし。さてここに親神祖とあるは。男女の神に通して申

せるなり。かくてこゝなるは。何の神を稱せるかと云に。仲哀天皇神功皇后を申すなり。天皇大宮を
穴門に造りて。天下を知看せり。穴門豊浦宮と謂すこれなり。親神祖之所知とある。即これなり。然
に通證に。これを高皇產靈尊なりと云るは。其本にのみなつみて。御世々の皇祖をも。しか申せることを。思漏
されたるなり。また集解に。按無國不神祖所。知。故於穴戸國亦稱之。とあるも非なり。皇國はすへて神祖の所知といはる。取出て
故に此國にのみ。云へきよしなき。○改元白雉。此年號をシラキ、スと訓讀せしよしは。大化の下に云り。さて此白雉を。後には
白鳳とも稱せり。信友云。白雉後に白鳳と改號せること。大織冠公傳。古語拾遺。西宮記口遊等の書に
見えたり。但し公傳。日本紀と事實一年を差たり。傳年歴に據れば。白雉の改元は。大化五年己酉に
在へし。大鏡一本注云。齊明天皇治七年。白鳳十三年辛酉崩御。とあるも傳と合へり。按に日本紀舊本
には。上件二號の事を載たりしか。改削の時に議ありて。白雉の號を存して。白鳳の文を除きたるも
のならむと云り。此事長柄山風附錄に出武鄉按。この後天武天皇二年癸酉を。白雉元年と云ひ。又白鳳とも云ること
あり。扶桑略記に。朱雀二年癸酉三月。備後國進白雉。仍改白鳳元年。水鏡編年記も同じ。之に據れば
白鳳は白雉の一名にて。古來相通用せしものと見えたり。しかれば改號の議ありしなど。ことごとく
く云るは。穿たれたる説なり。○境界。本に堺字なし。今類史に據て補。○令史。倭名抄職官部に。司曰
令史。佐官也。さて令史下。類史に物字あり。○大山の下。上下の字あるへし。○大給祿。本に祿一字。各
有差の三字に作れり。今類史に據て改む。集解も同じ。○復は。正韻。復除也。漢書注。不徭役也。とあ
り。

夏四月。新羅遣使貢調。或本云。是。天皇世。高麗百濟。新羅三國。每年遣使貢獻也。冬十月。爲入宮地。所壞丘

墓。及被遷人者。賜物各有差。即遣將作大匠荒田井直比羅夫。立宮堺

標。是月。始造丈六繡像。狹侍八部等。四十六像。

注或本云。是天皇世。本に世字なし。今中臣本水戸本。通證引一本に據て補。集解には之世二字に作れり
○將作大匠。通證云。舊秦官。唐依之。三年作工人。とあり。○荒田井。上文に倭漢直荒田井云々とあり
○狹侍。用明紀に狹持に作る。狹挾古通用と通證に云り。狩谷望之云。狹侍。用明紀。東大寺大佛記。作
挾持。續紀。三代實錄。大安寺資財帳。西大寺資財帳。多度寺資財帳。興福寺緣起。圖書式。大藏式。並作脇
侍。靈異記。大安寺緣起。東大寺造立供養記。作脇士。と云り。訓は舊くワキタチとも。また字音のま
にケフジともあり。○八部は。名義集八部篇に。一天。二龍。三夜叉。四乾闥婆。五阿修羅。六加樓羅。七緊
那羅。八摩睺羅迦。とあり。○四十六像。活字本に四を三に作る。或人云。四十六像詳ならず。今強て按
に。若は今年天皇の御年の數か。

是歲。漢山口直大口。奉詔刻千佛像。遣倭漢直縣。白髮部連鐙。難波吉
士胡床於安藝國。使造百濟舶一隻。

漢山口直。姓氏錄右京諸蕃。山口宿禰。後漢靈帝四世孫。都黃直之後也。とあり。此なるへし。大日本史氏族志云。山口氏。出自爾波伎。有朝臣姓。有宿禰姓。有忌寸姓。有直姓。朝臣貫于右京。姓氏錄出自引姓氏錄。朝臣續日本後紀。忌寸續日本紀。直日本紀。宿禰貫右京。孝德帝時。有漢山口直大口。法隆寺二天像光背記。作山口大口費。即此人也。又有文山口忌寸。所系亦同。とあり。續後紀十七に。山口忌寸與道と云人ありて。後漢靈帝曾孫。阿知王苗裔也。ともあり。土佐日記に。山口千等といふ人あり。いつれの族にか。○白髮部連。白髮部。繼體紀に出。姓氏錄。右京皇別。眞髮部。稚武彥命男。吉備武彥命之後也。山城國神別。眞髮部造。神饒速日命七世孫。大賣布乃命之後也。とあり。二氏の内何れの方ならん。未詳。眞髮部初め白髮部と云り。續紀二十八に。延曆四年五月。詔曰。先帝御名及朕諱。自今以後宜並改避。於是改姓白髮部。爲眞髮部。とあり。天武紀十二年九月。白髮部造賜姓曰連。とあるによるに。此に連とあるは。恐らくは造の誤なるへし。氏人は。日本靈異記に。白髮部猪麻呂者。備中國少田郡人也とあり。さて氏族志に此氏を。又有公宿禰二姓。或同族也。仁明帝時。有外從五位下眞髮部公吉人。續後紀。一條帝時。有筑紫權介眞髮部宿禰守忠。除目大成鈔。とあり。鐙は名なり。○胡床。秘閣本に床を麻に作る。

白雉二年 辛亥

二年春三月甲午朔丁未。丈六繡像等成。戊申。皇祖母尊。請十師等設齋。六月。百濟新羅遣使貢調獻物。冬十二月晦。於味經宮。請二千一百

餘僧尼。使讀一切經。是夕。燃二千七百餘燈於朝廷內。使讀安宅土側等經。於是天皇從於大郡。遷居新宮。號曰難波長柄豐碯宮。

丁未は十四日なり。○戊申は十五日なり。○十師。大化元年に出。○六月の上。夏字あるへし。○冬十二月の上。公卿補任に據に。秋七月右大臣大伴長德薨といふ文あるへし。本紀に脱せしものなるへし。○味經宮。上に出。大郡の宮なり。然るに大日本史に。按大化三年營小郡宮。此云遷自大郡。蓋小大訓讀相近。非別處也。と云れたるは非なり。なほ次に云。○二千一百餘僧尼。略記に二千餘人とあり。○一切經。通證云。大藏經自唐中宗始。鶴林玉露曰。開元十年。沙門智昇詮次。大藏經目錄凡五千四十八卷。自是爲定數。とあり。○二千七百餘燈。略記に二千餘燈に作る。倭名鈔燈明和名於保美阿加之。○安宅土側等經。通證云。釋曰。安宅土側。地鎮之經也。或曰側當作測。とあり。集解云。大明三藏聖經目錄曰。佛說安宅神咒經。今按失譯名。出後漢錄。○從於大郡。即味經宮なり。大日本史に是を小郡宮と爲し。集解に營宮之後改小爲大也とある。並に非なり。○難波長柄豐碯宮。元年紀に遷都難波長柄豐碯とあり。此に至りて造營全く備れるなり。

是歲。新羅貢調使知万沙滄等。著唐國服。泊于筑紫。朝廷惡恣移俗。

呵嘖追還セメテ于時巨勢大臣奏請之曰。方今不伐ユヅ新羅。於後必當有悔。其伐之狀。不須舉力。自難波津。至于筑紫海裏。相接浮盈ウケ艦舳。召新羅。問其罪者。可易得焉。

知万沙淦。知万は名。沙淦は官なり。こゝは倒せるなるへし。○著唐國服。齊明紀に引る日本世記曰。新羅春秋智使於唐。捨俗衣冠。請媚於天子。とあり。東國通鑑に。唐貞觀二十二年。新羅眞德女王二年。新羅主遣伊淦金春秋及其子文汪。如唐。春秋又請改章服。以從華制。於是内出珍服。賜春秋及其從者。又曰。春正月。始依華制。爲冠服。とあり。按に女主二年は天皇の四年に當れり。○不須舉力。水戸本釋紀に。力を刀に作れり。集解に按舉刀言猶曰起兵とあり。○召。小寺本詔に作る。

三年春正月己未朔。元日禮訖。車駕幸大郡宮。自正月至是月。斑田既訖。凡田長三十步爲段。十段爲町。

段。租。稻一束。町。租。稻十五束。

大郡宮は。味經宮なり。○自正月至是月。通證云。考此文。則此上脫二月并支干といひ。信友は自字以下至細注。疑錯簡也。當在四月條者衆之下是月之上。と云り。されど類史に。正月凡田長云々とあれ

白雉三年
壬子

は。二月とも四月とも爲すへからず。横山由清云。集解に是月爲二月誤。非。斑田之事は。二月間に能訖ふべきにあらず。按に大化二年正月に。定斑田收授之法とありて。漸次に之を諸國に行ひ。當年に至りて。全國斑田の事全訖りしか故に。此に載したるなり。下文に是月造戸籍。凡五十戸爲里云々の文を。再載したるを併考れば。自正月の三字は。自大化二年正月の誤にて。數字を脱せるなりと云り。此説や勝るか如し。また按。自正月の三字は。もしくは衍にもあるべきか。なほよく考へし。○田長三十歩の下。水戸本廣十二歩の四字あり。こゝは落たるものなるへし。さて二年紀にもしかあり。さてかく同文を再記せるは。減租を知らしめむためなりと云説あれど。然らず。次に云。○段租稻云々。通證云。今按段租稻。與二年文異。疑此分注後人所添也。と云るを。集解云。二年制。段租稻二束二把。町租稻二十二束。至此改制薄租也。と云り。横山由清云。此集解說に據らば。租法改制の事を載すべきを。載せざるは。租法を緩めたるものにはあらず。盖上古令前段租は。其實大化二年の租法と同じく。段租二束二把。稱量同一なるか故に。撰者の注したるなり。本紀の選進は。大寶制令以前に在るか故に。令前租法を以て注したるなり。又云。上古五十代二百五十歩の地。大化に歩積を改めて。一段を三百六十歩を爲しといへとも。耳目の所習。猝に奪ひ難く。民間に於ては。なほ從前のまゝに。代の名を以て稱し。歩積も舊に仍れるか多く。稻の束把。穀の斗升も。亦從て改まらざりしに因り。白雉三年の紀に。段租稻一束半。町租稻十五束とあるも。大化以前の歩積に據て。定めたる束把を以て。記せるなるへし。近江令撰定の頃などに改めて。歩積を舊の

高麗尺の方六尺に復し。其二百五十歩を以一段とし。十段二千五百歩を以。一町とせしならん。是上古の制に全く同じ。而して代を以て稱せず。町段歩を以て稱するを以て。異なりとするのみなり。これを令前の制地といふ。持統天皇の三年に。令を諸司に頒ち。同六年に班田大夫を畿内に遣はし。持統紀又使を諸國に遣はして。町段を定めしことあると。扶桑略記令前租法の稱あると。田令集解段積を三百六十歩とし。大化制更に改めて二百五十歩とし。前制重ねて復改めて。三百六十歩と爲し。大寶令制ことあると。田令集解を以。此の制ありしことを證すへこと云り。此説にて明らかなるか如し。従ふへし。

三月戊午朔丙寅。車駕還宮。夏四月戊子朔壬寅。請沙門惠隱於内裏。使講無量壽經。以沙門惠資爲論議者。以沙門一千爲作聽衆。丁未。罷講。自於此日。初連雨水至于九日。損壞宅屋。傷害田苗。人及牛馬溺死者衆。

丙寅は九日○宮を。トツミヤと訓たれど。まことの宮なり○壬寅。十五日○惠隱。舒明紀に出○使講無量壽經。元亨釋書に是宮講之始也とあり○惠資。集解云。按大化元年紀有惠至。蓋同人也。と云り○論議者。釋私記曰。三字音連讀。但議音解。通證云。所謂内論議起于此。三代實錄曰。引三名僧奉參

内裏。論議如常。とあり○作聽衆。私記曰。三字連音讀とあり○丁未は二十日○雨水の訓。いかゞ○宅屋は。宅栖なり。

是月。造戸籍。凡五十戸爲里。每里長一人。凡戸主皆以家長爲之。凡戸皆五家相保。一人爲長。以相檢察。新羅百濟遣使貢調獻物。秋九月。造宮已訖。其宮殿之狀。不可殫論。冬十二月晦。請天下僧尼於内裏。設齋大捨燃燈。

每里の下。置字あるへし○以家長爲之。戸令云。戸主皆以家長爲之。戸内有課口者。爲課戸。無課口者。爲不課戸。義解謂。家長嫡子也。凡繼嗣之道。正嫡相承。雖有伯叔。是爲傍親。故以嫡子爲主也。とあり○五家相保。通證に。周禮令五家爲比。使之相保。注保猶任也。唐令四家爲隣。五家爲保。とあり。世に云五人組なり○相檢察。戸令に。凡戸皆五家相保。一人爲長。以相檢察。勿造非違。如有遠客來過止宿。及保内之人有所行詣。並語同保。知。とあり○殫論。本に殫を殫に作る。今小寺本集解に據て改む。伴部本に此字なきは。脱したるなるへし。さて説文に殫極盡也とあり○晦。本に皆に作る。今小寺本集解に據て改む。又按に。皆は卅日の誤で。字になれるには非ざるか。通證云。僧史略曰。漢法本傳曰。西域十

二月二十日。是此方正月望。謂之大神變日。漢明帝令燒燈。表佛法大明也。○大捨燃燈。集解に。傳燈錄曰。内外身心。一時俱捨。隨方應物。能所皆忘。謂大捨也。○大捨訓カキテとあるを。一本訓カキウテとあり。搔捨の義か。搔は語助。ウテは捨と同じ。また釋古訓に。ヤキフテとある。譬喻經に。有レ人至心割捨。然燈佛前。所獲福德難レ可ニ稱量。とあり。

白雉四年
癸丑

四年夏五月辛亥朔壬戌。發遣大唐大使小山上吉士長丹。副使小乙上

吉子駒。學問僧道嚴。道通。道光。惠施。覺勝。辨正。惠照。僧忍。知聰。道

昭。定惠。安達。道觀。學生巨勢臣藥。水連老人。并一百二十一人。俱乘一船。以室

原首御田爲送使。

壬戌は十二日○道嚴。國實記に。緇侶同志者。道嚴等十三人。到長安。謁三藏玄奘。即唐高宗永徽四年也。とあり○道光。持統紀八年に卒るよしみえたり○覺勝。下文の細注に。於唐死とあり○辨正。懷風藻に傳あり。俗姓秦氏とあり。續紀養老元年七月。以沙門弁正。爲少僧都。とあり○知聰。次の文細注に。於海死とあり○道昭。續紀に。河内國丹比郡人。俗姓船連。王辰爾之裔。惠釋之子也。文武天皇四

駒更、名、ハ、モ、ナ、ラ、フ
定惠内大臣之長子也。
安達、安達中臣渠每連之子。
道觀、道觀春日粟田臣百濟之子。
學生巨勢臣藥、藥豐足臣之子。
水連老人、老人眞玉之子。或本。以學問僧知辨。義徳。學生坂合部連磐積而増焉。

年三月物化。時七十一。弟子等奉遺。火葬於栗原。天下火葬從此而始也。初白雉四年隨使入唐。適

遇玄奘三藏。師受業焉云々。始習禪定。於後隨使歸朝。於元興寺別建禪院。而住焉。後周遊天

下。諸津濟處。儲船造橋。乃山背宇治橋。和尚之所創造者也。とあり。又扶桑略記にも見えたり。狩谷

望之云。和尚歸朝の事明徴なしと雖。三代實錄云。道照還此之後。壬戌年創禪院寺。とあり。壬戌は天

智天皇元年なれば。歸朝は齊明天皇の朝にあり。續紀和尚傳に。隨使歸朝とあるを按に。齊明紀五年

七月丙子朔戊寅。遣小錦下坂合部連石布。大山下津守連吉祥。使於唐國。とあれば。此使に隨ひて還れ

るなり。と云り○定惠は。貞慧傳あり。此は鎌足公傳に屬してあり。永録七年二月の寫なるよし見えたる古寫本なり。其文に。貞慧性聰明好學。大臣

異之。以爲雖有堅鐵。而非鍛冶。何得干將之利。雖有勁箭。而非羽括。詎成會稽之美。仍割膝下

之恩。遙求席上之珍。故以白鳳五年歲次甲寅。隨聘唐使。到于長安。住懷德坊慧日道場。依神泰法

師。作和上。則唐主永徽四年。時年十一歲矣。始鑽聖道。日夜不怠。從師遊學十有餘年。既通內經。亦

解外典。文章則可觀。藁隸則可法。以白鳳十六年歲次乙丑秋九月。經自百濟。來京師也。其在百

濟之日。誦詩一韻。其辭曰。帝鄉千里隔。邊城四望秋。此句警絶。當時才人不得續末。百濟士人。竊妬

其能。毒之。則以其年十二月二十二日。終於大原之第。春秋二十三。道俗揮淚。朝野傷心。高麗僧道

賢。作誄曰云々。又詔廓武宗。劉德高等。旦夕撫養。奉送倭朝。仍還海至於舊京。聖上錫命。幸蒙就

舍。居未幾何。寢疾續微。咨嗟奈何。維白鳳十六年歲次乙丑十二月二十二日。春秋若干。卒於大原殿下。

嗚呼哀哉。乃作誄曰云々とあり。右の文に據れば貞慧とも書しなり。文中以白鳳五年歲次甲寅。隨聘唐使。到于長安とあるは。本紀と一年の差あり。この事既に上に引る大織冠傳に云り。然るに元亨釋書に。定惠大織冠之長子也。初孝德帝有妃。孕已六月。大織冠寵遇厚。賜妃爲夫人。約曰所生兒。若男爲卿子。女爲朕子。既而生惠。初投沙門惠隱出家。白雉四年。隨遣唐使入唐。乃到長安城。高宗永徽四年也。師惠日寺神泰。習學殆十歲。調露元年。伴百濟使而歸朝。時白鳳七年九月也。和銅七年六月二十五日化。とあり。多武峰略記にも。白鳳七年歸朝とあり。此説は誤なり。傳に據れば。歸朝は白鳳十六年なり。天智天皇四年乙丑なり。四十八年。また正統記に。玄奘の弟子と爲れるよし見えたるも。傳に見えず。誤なるへし。注内大臣之長子也。中臣本に也字上に。俗名真人四字あり。此は他に見えねと。本は脱たるなるへし。注中臣渠每連。大中臣本系帳に云。糠手子大連公。一男右大臣大錦上金。二男許米。被賜朝臣姓。子大島。祭主中納言直大貳。とあり。注春日粟田臣。小寺本に粟を粟に作るは誤なり。氷連。姓氏錄左京神別。氷宿禰。石上同祖。河内氷連。石上朝臣同祖。饒速日命十世孫。伊已灯宿禰之後。天孫本紀。物部大前宿禰連公。麥入宿禰之子。氷連等祖。伊已灯宿禰は。天孫本紀に。九世孫物部五十琴宿禰連公。膽昨宿禰之子。また大前宿禰は。十一世孫と。同書にあり。天武紀十三年十二月。氷連賜姓曰宿禰とあり。氏は。文德實錄に。仁明帝時。算博士氷宿禰繼麻呂。政事要略に。宇多帝時。左衛門少志氷連貞連を本書に車に誤る。朱雀帝時。左大史氷宿禰方盛あり。○老人。又持統紀に出。注義德。持統紀四年。唐より歸朝とあり。注坂合部連磐積は。齊明紀五年。伊吉連博德書に。稻積に作り。天智紀六年天武紀十一

年に。石積に作り。此人新字四十四卷を著るよし見えたり。○并一百二十一人。本に并二字を脱せり。今中臣本水戸本釋紀に據て補。二十一人の一字。契沖本云。一字衍とあり。○室原首。後紀十二に。十二月王等三人。賜姓室原真人。とあるは異なり。此氏系詳ならず。倭名抄大和國城上郡室原。神名式大和國宇陀郡室生龍穴神社。萬葉十一に。日本之室原乃毛桃本繁云々。

又大使大山下高田首根麻呂。更名八擲脛。副使小乙上掃守連小麻呂。學問僧道福。義向。并一百二十人。俱乘一船。以土師連八手爲送使。

高田首。姓氏錄右京諸蕃。高田首。出自高麗國人多高氏使主之後也。とあり。氏族志云。高田氏首姓。又有公臣二姓。或同族也。光仁帝時。有外從五位下高田公刀自女。桓武帝時。但馬氣多郡人。外從五位下川人部廣井。賜高田臣。續東大寺正倉院文書。天平中。有備中賀夜郡人。川人部大伴。川人部蓋同族也。首姓之族。有田村氏。嵯峨帝時。右京人正六位上高田首清足等。改賜田村臣。後宇多帝時。有對馬前守田村高良。與新羅賊戰有功。扶蓋是族也。略記とあり。さて大化五年に出たる高田醜雄も。同族ならんといふこと。上に注り。注八擲脛。越後風土記云。有人名八擲脛。注其脛長八擲。多力大強。とあり。なほ景行紀に七擲脛と云人もあり。

是月。天皇幸僧旻法師房。而問其疾。遂口勅恩命。或本於五年七月云。僧旻法師臥病於阿曇寺。於是

天皇幸而問之。仍執其手曰。若法師今日亡者。朕從明日亡。

僧旻法師。本に僧字なし。信友校本僧字を補たり。下みな同じ。類史別本にあり。注なる僧字。類史にはなし。一本にはあり。注臥病。類史に病臥に作れり。阿曇寺。攝津志云。西成郡安曇廢寺。大坂安堂寺町地藏石像尙存。即此。とあり。續紀天平十六年。帝幸安曇江。遊覽松林。江次第に。舊例三日有三所禊。三津濱下方禊。安曇口禊。とあり。當昔は海邊にてありしなり。○天皇。本に天を大に作れり。今秘閣本中臣本考本等に據て改む。○若。本に若に作。今中臣本類史集解に據て改。○明日亡。此御言をつら。按に。此法師嘗て天皇及び皇祖母尊皇太子等に。深く信せられ奉りて。其御間を調停へをりしものなるへし。然れば此法師。若死らむには。復彌縫する者なき事を。豫て天皇の知しめし。かほ。かゝる御言は發し給へるものならんと。思遣奉らる。あはれにもかこき御心の中なりかし。

六月。百濟新羅遣使貢調獻物。脩治處處大道。天皇聞僧旻法師命終。而遣使弔。并多送贈。皇祖母尊。及皇太子等。皆遣使弔僧旻法師喪。遂爲法師命。畫工狛堅部子麻呂。鯽魚戶直等。多造佛菩薩像。安置於川原寺。或本云。在山田寺。

貢調。扶桑略記に五月に作れり。○狛堅部。本に堅を堅に作る。今中臣本小寺本姓氏錄に據て改む。續紀養老元年に。堅部使主石前あり。その考證云。姓氏錄不載。狩谷氏曰。孝德紀。有狛堅部子麻呂。稱德紀。有堅部使主人主。又堅部氏見靈異記。細井氏貞雄謂。堅部當訓加多曾部。姓氏錄未定有堅部氏。云。百濟國人堅祖爲智之後也。堅部蓋此部曲也。按堅部當音讀。細井氏說非是。と云り。さて狛と云るは。氏族志に。高麗氏。一作狛。朝臣姓。貫于左京。出自遂成七世孫延興王。姓氏錄作。天智帝時。高麗爲唐所滅。延興裔孫福徳。避亂歸化。居武藏國高麗郡。賜姓背奈公。孫福信。仕爲顯官。聖武帝時。改公爲王。孝謙帝時。與同族六人。更賜高麗朝臣。其族有狛部宿禰。大狛連。狛連。狛首。狛造等姓。狛氏錄。狛部宿禰。續紀。狛連日本。狛讀爲高麗。其義不詳。按後漢書云。句驪一名。狛耳。文獻通考云。藏狛與高麗同種。據此。狛蓋狛之訛。然古書皆作狛。今不輒改。と云り。按に狛堅部は。此支流なるへし。○鯽魚戶直。詳ならず。姓氏錄右京諸蕃。道祖史。百濟國王孫。許里公之後也。三代實錄六。正八位上道祖史。豐富。賜姓惟道宿禰。阿智使主之黨類。自百濟國來歸也。とある。恐らくは是族ならんか。但し道祖は。舊く佐間と訓めれば。たしかには定めかたし。なほ考へし。○川原寺。天武紀に。寫一切經於川原寺。又運川原寺伎樂於筑紫。續紀三十に。設田原天皇八月九日忌齋於川原寺。などあり。大和志云。高市郡廢川原寺。川原村。一名弘福寺。寶龜二年五月。爲田原天皇國忌。設齋於川原寺。今大悲堂一字尙存。とあり。齊明紀元年云々。此冬災。飛鳥板蓋宮。故遷居飛鳥川原宮。とあり。此宮のこと。そに云ふへし。○注山田寺。上に云り。さて此月扶桑略記に。六月皇太子遷都大

和國とあるは。此時私に遷居給へるなり。下文に出。

秋七月。被遣大唐使人。高田根麻呂等。於薩麻之曲竹島之門。合船沒死。唯有五人。繫胸一板。流遇竹島。不知所計。五人之中。門部金探竹爲筏。泊于神島。凡此五人。經六日六夜。而全不食飯。於是褒美金。進位給祿。

高田根麻呂。上文に首字あり。補へし○薩麻之曲竹島之門。本居翁云。此の薩麻は國名にあらず。隼人國の中の地名なり。後まで薩麻郡あれば。其あたりの名にそありけむ。と云れたるか如し。萬葉にも隼人乃薩麻乃迫門とよめり。この事は既にも云り。竹島は。通證云。在薩麻之西。別島也。距薩州百里。與硫黃島相去十八里。とあり。地圖を按に。薩摩國東南に在。西硫黃島に對へり。武備志圖。琉球國與薩摩之間。有鷹島とある。即此門なり。神代紀長屋之竹島とは異なり。中臣本京極本釋紀に。門を間に作る○合船沒死。或は薩麻の曲に。或は竹島の門にて沒死したるなり。一所に死たるにはあらず○門部金。姓氏錄大和神別。門部連。神牟須比命兒。安牟須比命之後也。とあり。天武紀十年四月。門部直大島。賜姓曰連。とあり。氏族志云。其族有興道氏。文德帝時。侍醫門部連名繼等。改賜興道宿禰。實錄一

條帝時。有越前權少目興道宿禰傳濟。除目大とあり○筏。倭名抄舟車部。桴筏。論語注云。桴編竹木。大日筏。字作桴。小日桴。玉篇字亦作桴。在舟部。以賀多。とあり。名義。通證に鳥賊手也と云り。萬葉に五日太に作り○神島。集解云。按地圖。肥前國西南海中。有神島。蓋是。三代實錄貞觀十八年。授肥前國正六位上神島神從五位下。とあり。神を本にシトケと訓るを。釋古本にはシトキと訓り。又或訓にカウともあり。いつれかまことならん。

是歲。皇太子奏請曰。冀欲遷于倭京。天皇不許焉。皇太子。乃奉率皇祖母尊。間人皇后。并率皇弟等。往居于倭飛鳥河邊行宮。于時公卿大夫百官人等。皆隨而遷。由是天皇恨欲捨於國位。令造宮於山崎。

皇太子。本に皇字を脱せり。今釋紀集解に據て補○冀欲。二字本に倒せり。今水戸本小寺本集解に據て改む。按に扶桑略記に。六月皇太子遷都大和國とあるは。此より前。皇太子まつ私に遷居給へるなり。いかなるよしにかありけん。詳ならず○奉率。本に率字を脱せり。今京極本釋紀に因て補。さて次の并率の率字。釋紀には無きを。同古本にはあり○皇弟は。天武天皇なり○飛鳥河邊行宮。大和志に。古蹟在飛鳥村南。即此傍有井。名行幸井と云り。齊明紀元年十月。災飛鳥板蓋宮。故遷居飛鳥川原宮とあると一處なるへし○皆隨而遷。按に當時鎌子連も。亦其中に在しこと必せり。而るに諫

をも奉らすして。皇太子とよもに遷りしは故あることなるへし。天皇の憤恨坐けんさま。推て知奉られたり○山崎。倭名抄山城國乙訓郡山崎夜末佐伎。釋名に。崎を即今の山崎なり。又河内國交野郡にも。山崎と云ふ地あり。守部云。此太子の御行跡や。信に天皇の國位を捨んと。所思成坐つるも。御理りにそありける。又公卿百官の。皆隨て遷たるは何事そや。そもく子として父をすて。妻として夫をすて。臣として君をすつる。土民にも無きわさなり。况やは天下所治天皇に坐々をや。皇朝におきて前代未聞の無道と云へし。是誰か罪そや。此御代。よろつ漢風に改められてしより。君臣上下悉く吾神習を忘れ。異國の風に推移をのみ。身の譽と心得つるから。並てかふる御行跡は。なし給しにそ有ける。皇朝にして漢學の弊ある事。是いちしるべき證なるそかし。恐るへく忌むべき事の限ならずや。と云れたり。

乃送歌於間人皇后曰。舸娜紀都該。阿我柯賦古麻播。比枳涅世儒。阿我柯賦古麻乎。比騰瀾都羅武箇。

送歌。此大御歌は。皇后の御心を疑ひ坐て。詠て贈らせ給ひしなりと。久老も守部も云れたり。さることなり○舸娜紀都該。楛着なり。楛は棒に同じ。和名抄に。楛杖名也。音蚌。字作。特俗音方。とありて和名なし。大祓詞に。大中臣天津金木乎。本打切末打斷氏。千座置坐爾置足波志氏。とある金木に同じ。金木は借字にて。名義。谷川氏熱木なりと云り。楛は本末を切斷ち熟したる木の謂なり。何の木にまれ。重胤は楛木ならむと云れど。證なし。其木の本末を切斷

て。被具にしたるなり。これは人形に擬へて。置座に置く料の木なり。此の御歌にては。齊明紀に。兵盡前役以楛戰とある。

に。以筵撞鐘とある注に。筵小木枝也と云り。小木枝とはいへど。若きしもとを云にはあらず。鐘を撞には大木を用ゐる事なるに。手に握るはかりの棒にて。鐘を撞く事の應はぬ譬に云るなり。さて其楛を。馬の足に結著て。はたしとするを宜ふなり。これを萬葉に。柜檮越爾麥咋駒乃とある

萬世即是なり。萬世は馬塞なりと云り。今田金にて是をマセ棒と云。和名抄に。甜また鉄等を。加奈岐と訓て。刑罰具となりたるは。彼棒を鐵に替へたるなり。この事は箋注にも云り。しかるに此舸娜紀を。解に小木なりと云ひ。守部は肱木の略なりとて。いつれも若木の事としたるは甚たかへり。これ大祓

詞の金木を。若木と云る説に泥めるより。あやまれるなり。此御歌。また齊明紀文選の文などにて。小木ならぬこと知へし。○阿我柯賦古麻播は。我飼駒者なり○比枳涅世儒。守部云。牽出不爲なり。引出るわさを爲給はぬにて。常に不牽出と云とはことなり。此は駒にほたしを着て。牽出わさをせぬと云て。年比皇后を。外にも出し給はず。深くかしつき給ひしに譬へて。詔へるなり。と云り。解も大方同じ。

○阿我柯賦古麻乎。上に同じ○比騰瀾都羅武箇。人將見歎なり。一首の意は。釋紀云。御歌意者。間人皇后者。天皇之妻后也。以皇后被寄馬也。皇太子率彼皇后一向倭者。人定奉見良牟由也。とあり。されと解に。皇后の大御前をさかり奉りて。一人倭にいてまじは。他し人に見え給ひつらむかど。二心を疑ひ坐るとへ言なり。と云れたり。此然るへし。守部も此説に據て解を恨み給ひし御歌なりけんとして。句を聊引替たるはわたくしなり。

五年春正月戊申朔夜鼠向倭都而遷壬子以紫冠授中臣鎌足連增封若干戶二月遣大唐押使大錦上高向史玄理或本云夏五月遣大唐押使大華下高向玄理大使小錦下河邊臣麻呂副使大山下藥師惠日判官大乙上書直麻呂宮道阿彌陀或本云判官小山下書直麻呂小乙上岡君宜置始連大伯小乙下中臣間人連老老此云於喻田邊史鳥等分乘二船留連數月取新羅道泊于萊州遂到于京奉觀天子

壬子は五日○紫冠は。二年紀に制給ふ十三階のうちなり○鎌足。通證云。以前皆書鎌子。蓋至此時更レ名乎。姓氏錄曰。中臣連鎌子。古記曰鎌足。と云り○遣大唐押使。又云。文武紀所謂遣唐執節使也。後世有押領使之稱。集韻押按也。一日管拘也。とあり。元亨釋書に押新羅使と云もあり○玄理の訓の事。上に云り○河邊臣麻呂。大化二年紀に。河邊臣湯麻呂とあれば。同人ならんと云る説あれど。舒明紀に河邊臣麻呂とあれば。なほ別なるへし○藥師。推古紀に出○書直は。倭漢書直なり。皇極紀元年に出○宮道。本に道を首に作る。今中臣本通證引一本。集解に據て改む。此氏姓氏錄に見えず。氏族志云。宮道氏。君姓。出自日本武尊子稚武王。舊事本紀又有朝臣姓。仁明帝時。宮道宿禰吉備麻呂等。賜朝臣。

續後紀光孝帝時。有宮道朝臣彌益。三代實錄為山城宇治郡大領。其女嫁內大臣藤原高藤。生宇多皇后。為醍醐帝外祖母。彌益累進為修理大夫。宮道氏始著。今昔物語後冷泉帝時。有從五位下宮道行職。外記宮道氏裔。後世有蜷川氏。蜷川系圖とあり。さて記にも。倭建命の御子。建貝兒王者。宮首之別等之祖。とあるを。記傳に。宮首は宮道なるへし。其據は舊事紀に。稚武王。近江建部君。宮道君祖とある是なり。さてて稚武王と云るは。例の御兄弟の間の傳の紛れにて。武貝兒王なるへし。其地は參河國實飯郡宮道郡ある是なり。と云れたり。併考へし。さて公事根源に。山城國宇治郡山科神社は。此宮道氏の祖神なりとあり○阿彌陀。名なり。文武紀に。衣造孔子。文忌寸釋迦など見えたる類なり。稱徳紀神護景雲二年勅曰。頃見諸司入奏名籍。或以國主國繼為名。向朝奏名。可レ不寒心。或取真人朝臣立字。以レ氏作字。是近冒姓。復用佛菩薩及賢聖之號。每經聞見。不安于懷。自今以後。宜勿更然。とあり○岡君。未詳。仲哀紀に岡縣主あり。姓氏錄右京諸蕃。岡連。市往公同祖。曰圖王男。安貴之後也。續紀十七。市往泉麻呂。賜岡連姓云々。勝寶六年八月四日。百部法華經を百人に分寫する。交名の古文書に。岡大津と云人見えたり。さて岡は類聚解云。飛鳥岡を負。姓氏錄左京皇別。岡真人。出自舍人親王。とあり○置始連。姓氏錄右京神別。長谷置始連。饒速日命七世孫。大新河命之後也。左京大椋置始連。縣犬養同祖。阿居太都命之後也。とあり。重胤云。同族縣犬養連橋三千代時世。さめきたる事あれば。この流なるへし。氏族志。大椋置始連下に。孝德帝時。有置始連大伯。天武帝時。有置始連菟。為壬申功臣。其子蟲麻呂。以父故。賜功田。續紀按姓氏錄。

又有長谷置始連。其單稱置始者。固不詳何族。但本氏有單稱巨椋者。亦或是族也。因係于此。日本靈異記。有置染臣鯛女。從僧行基爲尼。臣姓恐亦同出也。附以備考。續紀八。置始連首麻呂あり。さて神名式伊勢國安濃郡置染神社あり。中臣間人連。詳ならず。姓氏錄左京神別。間人宿禰。神魂命五世孫。玉櫛比古命之後也。また天神本紀。天玉櫛彥命。間人連等祖。とあり。氏族志云。間人氏。有宿禰姓。有連姓。天武帝十三年。間人連賜宿禰。按姓氏錄間人宿禰二流。一即仲哀皇別。而此年賜宿禰者。實不知何流。今據舊事本紀。以本氏舊連姓。故姑從于此。とあれど。中臣間人連は。中臣氏の庶流なるへければ。右等と異なるへし。さて萬葉一に。舒明天皇の御世。間人連老とあるは。此と同人か。詳ならず。もし然らば。間人皇女の御乳母なるへし。また三に間人宿禰泉河邊作歌あり。これも。詳ならず。又按に。天武紀に宿禰を賜はるものも。中臣氏の流ならんも知へからず。○萊州。唐書地理志云。河南道萊州東萊郡。○奉觀天子。唐高宗なり。唐書日本傳曰。永徽初。其王孝德即位。改元曰白雉。獻琥珀大如斗。碼碯。若五升器。なごあり。

於是東宮監門郭丈舉。悉問日本國之地里。及國初之神名。皆隨問而答。

押使高向玄理卒於大唐。伊吉博得言。學問僧惠妙於唐死。知聰於海死。智國於海死。智宗

年。付劉德高等船歸。妙位。法勝。學生氷連老人。高黃金。以庚寅年。付新羅船歸。覺勝於唐死。義通於海死。定惠以乙丑并十二人。別倭種韓智興。趙元寶。今年共使人歸。

東宮監門。唐書百官志云。東宮官。太子左右監門。率府。率各一人。副率各二人。掌諸門禁衛。とあり。又六典にも見ゆ。○郭丈舉。中臣本考本。丈を文に作る。通證云。文舊讀丈。恐非。魏有孔文學。とあり。○地里。通證云。里與理通用。唐書所載之地理神名即是。とあり。○注伊吉博得言。此氏明紀四年に。伊岐史乙等あり。そこに出。按に博得後に律令を撰定するに預れるを以。封戸功田を賜りしこと。續紀に見えたり。得を續紀に徳に作る。さて言は。下文に據に書の誤なるへし。○惠妙。集解云。按大化元年紀有惠妙。爲百濟寺々主。以天武天皇九年卒。然則與此別。妙疑誤字。蓋白雉四年所遣之僧。とあり。○知聰は。白雉四年に所遣僧なり。○智國智宗。詳ならず。○庚寅年は。持統天皇四年なり。在唐二十八年。○覺勝。白雉四年に所遣僧也。○乙丑年は。天智天皇四年なり。在唐の間十二年。上に引る定惠傳に。以乙丑年九月歸朝。其年十二月二十三日。終於大原之第。とあり。○劉德高。天智紀に出。この船に付て歸りしこと。上に引る傳にも見ゆ。○妙位。中臣本。位を信に作る。○法勝。詳ならず。○氷連老人。白雉四年に所遣れたり。○高黃金。詳ならず。○別倭種は。日本人の彼處に於て。彼婦を娶て所生の種なり。通證に。謂蕃別人。とあるは非なり。○韓智興。齊明紀に見ゆ。○趙元室。詳ならず。

夏四月。吐火羅國男二人。女二人。舍衛女一人。被風流來于日向。

吐火羅國は。齊明紀覩貨邏。また吐火羅人。共妻舍衛婦人來云々。唐書西域傳云。吐火羅或曰吐豁羅。

曰親貨邏。元魏謂吐呼羅者。居葱嶺西。烏訶河之南。古大夏地。與挹怛雜處。勝兵十萬。國土著少。女多男。西域記曰。其地南北千餘里。東西二千餘里。○舍衛。類函邊塞部扶南傳曰。舍衛國隸屬天竺伽尸國。一名波羅奈國。亦名波羅國。奈斯國。西域記曰。室羅伐悉底國周六千餘里。舊曰舍衛國。訛也。中印度境。括地志曰。沙祇大國。即舍衛國也。在月氏南萬里。○舍衛。水戶本考本。此下に國字あり。大日本史に吐火羅國。在隋國西。(隋書)舍衛古波斯國(參取唐文并西域記。文獻通考)とあり。

秋七月甲戌朔丁酉。西海使吉士長丹等。共百濟新羅遣使。泊于筑紫。是月。褒美西海使等。奉對唐國天子。多得文書寶物。授小山上大使吉士長丹。以小華下。賜封二百戶。賜姓爲吳氏。授小乙下副使吉士駒。以小山上。

丁酉は二十四日○西海使は。即遣唐使なり○新羅遣使。中臣本。遣を遂に作る○小山上大使。四年文に據に。大使小山上とあるへし○吳氏。姓氏錄未定右京。吳氏。百濟國人。德卒吳伎側之後者不見。とあり。氏族志云。醍醐帝時。有僧良勇。吳部氏。美濃安八郡人。天台座主記或是族也。伊呂波字類抄。有吳公。豈是族歟。とあり。集解云。近江國蒲生郡中村。吳神社。有西海大使吉士長丹畫像二幅。一小山上。服青紺冠小伯仙錦。髻華

銀鈿。一小華下。服緋。蓋稱吳社。祀吳氏之祖。可知也。相傳巨勢忠久所畫とあり。此畫像は。世に傳ふる所のものにして。寫しもあり。其世の冠服のさまを見るべきものなりかし○小乙下副使。四年の文に據るに。副使小乙上とあるへし○大織冠傳に據るに。こゝに白鳳五年秋八月。詔内臣。超拜紫冠。増封八千戸。の文あり。此紀は脱たるなるへし。

冬十月癸卯朔。皇太子聞天皇疾病。乃奉皇祖母尊。間人皇后。并率皇弟公卿等。赴難波宮。壬子。天皇崩于正寢。仍起殯宮於南庭。以小山上百舌鳥土師連土德。主殯宮之事。

疾病本に倒せり。今集解に據る○赴難波宮。さきに天皇恨欲捨國位。令造宮於山碕。とあるに據るに。其宮成らすして。御病し給へるものと見えたり○壬子は十日○崩。大日本史云。本書享年缺。神皇正統記。如是院年代記。並曰五十九。他無所考。とあり○殯宮。本に宮字なし。今京極本信友校本に據て補ふ○百舌鳥土師連。倭名抄和泉國大鳥郡土師波爾之。和泉志云。土師今日毛須莊。又百舌鳥耳原中陵即此郡。とあり。

十二月壬寅朔己酉。葬于大坂磯長陵。是日。皇太子乃奉皇祖母尊。遷居

倭河邊行宮。老者語之曰。鼠向倭都。遷都之兆也。是歲。高麗百濟新羅。並遣使奉吊。

己酉は八日○大坂磯長陵。本に磯を機に作るは誤なり。今秘閣本中臣本考本等に據て改む。諸陵式。大坂磯長陵。難波豐碕宮御宇孝徳天皇。在河内國石川郡。兆域東西五町。南北五町。守戸三烟。扶桑略記に高二丈方五町とあり。河内志云。在山田村。蓋大坂西面之地。とあり○乃奉。本に乃を母に作。今通證引一本集解に據て改む○倭河邊行宮。上文に飛鳥河邊行宮とあり○並遣使。本に並字なし。今中臣本に據て補ふ○奉吊。按に持統二年文に。此時遣臣勢稻持等。告帝喪於新羅。新羅以翳淦金春秋奉吊の文あり。こゝは其名を佚せしものなり。さて類史に。高麗下に五年十月壬子六字あり。本紀には十月壬子下に。高麗の事見えず。さらはこゝの是歲高麗云々の文は。干支の亂脱せるものか。考へし。

日本書紀卷第二十五終

秘閣本中臣本に終字なし

飯田武郷謹撰

日本書紀通釋卷之六十

日本書紀卷第二十六

天豐財重日足姬天皇 齊明天皇

周語曰。其君齊明衷正。韋昭曰。齊一也。衷中也。とあり。本に天皇二字を脱せり。今例に據て補。さて此天皇の重祚につきて。正統記云。齊明天皇は。皇極の重祚なり。重祚と云事は。本朝には是にはしまれり。異朝には云々。晋の世に桓玄と云し者。安帝の位をうはひて。十日ありて。義兵の爲にころされしかは。安帝位にかへり給ふ。唐の代となりて。則天皇后世を亂られし時。我所生の子なりしかとも。中宗をすて。廬陵王とす。おなじ御子豫王を立てられしも。またすて。みつから位に即き給ふ。後に中宗位にかへりて。唐の祚たえず。豫王も又重祚あり。これを睿宗と云。これをまさしき重祚なれど。二代にはたてず。中宗睿宗とそつらねたるを。我朝に皇極の重祚を齊明と號し。孝謙の重祚を稱徳と號す。異朝に替れり。是天日嗣を重くするか故か。先賢の議さためてよしあるにや。と云れたり。按に。天日嗣を重するか故かと云れたれど。さることとも通えず。先賢の議ありや。なしや

○日本書紀通釋卷之六十

は。詳ならねど。石原正明か辛酉隨筆に。おなじみかとの。再度御位に即せ給ひしは。齊明稱徳皆女帝
におはします。さてはじめの度は。崩御まじくたるにあらねは。御諡あるへきやうもなきを。皇極
孝謙とたてまつりたるは。稱徳孝謙は。天平寶字二年に。寶字稱徳孝謙皇帝と上りし。現御世の尊號
をニツにして用たり。されどニツにしては。二所とまきこえていかまなり。いかなる事ならん。
桓武天皇の御時に。上世の御諡は奉りしといふ説あり。桓武天皇の御時とあるは誤なり。文武天皇の御時なり。されど
文武天皇以後の御諡をば。桓武天皇の御時に定られたるなり。
その時仰事承りし博士。御代のかはることに。かたはしよりつきまゐらせて。玉體の一柱なるをもち
はす。疎漏なりしことにこそ。といはれたれど。かくてはあまり事もなし。王代一覽に。皇極齊明一
人の追諡に。二諡を上れるは。治世の前後を分たれたるなり。と云るなとや。さもありませんかし。

天豐財重日足姫天皇アマトヨカライカン ヒ タラシヒメノ初適於橋豐日天皇之孫高向王ハサキニ ミアヒテ而生漢皇子ミヤコ後
適於息長足日廣額天皇ミアヒテ オキナカタルシ ヒヒロ スカン而生マスマシランヒコミコ ノ ヒメミコヲ一男一女二年立爲皇后チナリタマフ見息長
足日廣額天皇ノミヤキ紀十二年冬十月息長足日廣額天皇崩明年正月皇后カ
即天皇位アマツヒツキシロメシテ ム ハシメントシテ改元レ四年六月アヤヨロツトヨヒノ讓位於天萬豐日天皇マフシテ稱天豐財重日足姫
天皇スミオヤノ曰皇祖母尊天萬豐日天皇後五年十月崩。

初。中臣本前に作れり○高向王。御父詳ならず。紹運錄には用明天皇の皇子に系たり○漢皇子も詳な

らす。記に忍坂日子人太子。舒明 御父娶漢王之妹大俣王。生御子智奴王。と云ことある。漢王は同名なれ
と異王なり。智奴王と申すは。此天皇の御父に坐はせはなり○二男一女は。天智天武間人皇女にます
○改元四年。信友云。改元四年六月云々とあるは。其即位し給へる年を元として。四年に當る年と云
ふ意の潤飾文にて。年號に云ふ改元とは異なり。と云れたれと然らず。此改元の二字は。上文につ
けて。皇后即天皇位改元と讀へし。これを本の讀のまゝに。改元四年とつけて心得るからに。
聞えぬことゝなれるなり。さて四年六月云々と。端を改めて見るへし○後五年。信友云。按に前漢文
帝祥瑞を得て。即位の十七年を改めて元年と爲し。これを賀して後元年となせり。これ改元の始なり。
景帝例に沿て。即位の八年を中元年となし。七年に至りて。亦改めて後元年と爲て世を終たり。今こ
ゝに白雉の年號を用ゐずして。後五年と書たるは。文帝景帝の時の例に准據して。當時其稱を用たる
ものかと云り。さもやあらん。然るに集解に。後五年十月五字。原倒在
崩上。と云て。文を改めしは是からず。又或説に。始皇極天皇御位を讓給ひて。
後五年を経て。孝徳天皇崩給ひことなり。又一説。大化元年を前と爲し。白雉元年を後としたるにて。
此兩改元を。當時前後を以。呼別じものかと云り。これらはいかゝあらむ。さて當時こそさもありつ
らめとも。此紀載す時にも。なほ其まゝに。まきはしく書れつるはいかにと云に。信友云。しか白
雉を用ゐずして。後五年と書されたるは。これもかの文帝景帝か世の例に。准據たる書されさまにて。
後の御世の如く。年號を重事とせられさりつるか故なるへし。書紀に。大化白雉の年號を擧て。年次を立られたる
は。さるものにて。其後の文には。其年號を以て。記

されたる事なし。但し其大化白雉の間の事を。記されたる事のなければ。其年號を年次に係て。用給。と云り。續紀以後の例にて。ひたりや否や。證にはちかたけれど。かの後五年は。白雉の年號を用て。記されたりつる證なり。

元年乙卯

元年春正月壬申朔甲戌。皇祖母尊。即天皇位於飛鳥板蓋宮。夏五月庚午朔。空中有乘龍者。貌似唐人。著青油笠。而自葛城嶺。馳隱膽駒山。及至午時。從於住吉松嶺之上。西向馳去。

甲戌。三日なり。○即天皇位。公卿補任に據に。左大臣巨勢德太古。内臣中臣鎌足。並如故。とあるへきなり。○飛鳥板蓋宮。皇極紀二年四月。自權宮。移幸飛鳥板蓋宮。とあり。岡本宮と同地なり。既に出。さて平田翁云。孝德天皇崩御の後。皇太子踐祚給ふへきに。なほ即位給はさるは。聖德太子の皇太子にて。攝政給へる趾に倣ひ給へるものか。抑先帝の御爲に。三年の喪を行ひ給はんとての御事か。と云れたり。但し三年の喪の御爲にはあらじ。○青油笠。通證云。油笠猶油衣也。今俗云。哈叭。蓋蠻語也。隋禮儀志。有青油幢。とあり。○自葛城嶺。秘閣本に自向西二字に作れるは誤なり。○住吉松嶺。本に嶺を嶺に作れり。今京極本に據て改む。住吉松は。通證に。所謂住吉岡也。萬葉集云。清江乃。木笑松原。遠神。我王之幸行處。とあり。むかし岸の松原と云しは。天王寺より南阿部道を云り。扶桑略記に。從住吉松之上。とあり。また集解には。略記無嶺字。蓋與葛城嶺之嶺。相涉加耳。とありて削去れり。○西向。中臣本薩摩本に向西

とあり。さてこの神異は。いかなるものぞとおもひしに。住吉神代記に云。大神。飛鳥板蓋宮御宇天皇御世始仁。夏五月庚午宣賜久。爲巡檢吾山。止宣賜豆。即乘御馬。賜着油笠。賜豆。兄乃山余利。葛城嶺膽駒山。馳利賜豆。以午時。住吉仁馳還座豆。聞食御飯酒。即阿閑。魚次。椅鹿山。御覽還御坐支。仍件山在神道也。とあるによれば。此唐人と見えたるは。住吉大神の顯現人神に坐けり。然るにこれを略記に。時人言。蘇我豊原大臣之靈也とあり。いと妄なり。

秋七月己巳朔己卯。於難波朝饗。北蝦夷九十九人。東蝦夷九十九人。并設百濟調使一百五十人。仍授柵養蝦夷九人。津刈蝦蜺六人。冠各二階。八月戊戌朔。河邊臣麻呂等自大唐還。

己卯は十一日。○設。薩摩本に設を饗に作れり。○柵養は。北蝦夷なり。孝德紀に。造淳足柵。又治磐舟柵。とあるこれなり。持統紀三年に。陸奥國優曇郡城養蝦夷とあれども。こゝはそれにはあらず。もと柵養は。柵戸に養はるゝよりの名なれば。何處の柵戸にも云へし。されはこゝは。淳足磐舟などの柵に住るものなるへし。○津刈蝦蜺は。津輕なり。是東蝦夷にて。通證に。今陸奥國置津輕郡。考倭名抄延喜式。無此郡。とあるか如し。但し今の津輕域内のみにはあるへからず。其あたりの廣き地名なるへし。○河邊臣麻呂は。白雉五年に發せし人なり。

冬十月丁酉朔己酉。於小墾田。造起宮闕。擬將瓦覆。又於深山廣谷。擬造宮殿之材。朽爛者多。遂止弗作。是冬。災。飛鳥板蓋宮。故遷居飛鳥川原宮。

己酉は十三日なり。○造起宮闕。小墾田宮は。推古紀皇極紀にも既く見えたり。今其を造改め給へるなり。○擬將瓦覆。聖武紀に。其板屋草舎。中古遺制。難營易破。殫民財。請仰有司。構立瓦舎。塗爲赤白。とあり。通證。今按。古者雖王宮。亦茅屋或板屋。故有板蓋宮。板屋司之號。今又將造瓦舎。時世之變革。可_レ以觀也。延喜式忌詞。寺稱瓦葺。至_レ今神宮茅屋。禁闕板蓋。蓋古法之存者耳。と云り。さて通證に。擬將を恐當_レ乙と云れたり。さて扶桑略記。持統十一年條に。官舎始以_レ瓦葺之とあるぞ。瓦葺のはじめなるへき。○飛鳥川原宮。靈異記上に。飛鳥川原板葺宮御宇天皇之代。癸卯年春三月云々の注に。皇極天皇二年の事なり。狩谷氏曰。皇極紀元年。遷移小墾田宮。二年移飛鳥板蓋新宮。齊明紀元年。即位於飛鳥板蓋宮。災。飛鳥板蓋宮。故遷居飛鳥川原宮。據_レ之。川原板蓋自是別宮。又皇極天皇前位之時。未嘗營川原宮。然聖德太子傳曆云。皇極天皇。明日香川原板蓋宮治二年。扶桑略記云。皇極天皇元年九月。都大和國飛鳥宮。一云川原板蓋宮。帝王編年紀云。皇極御宇三年。明日香河原宮。並與此同。大和志曰。高市郡川原宮。古蹟在岡飛鳥二村間。とある説によれば。川原板蓋は。もとより同處なることは明らけきを。同處

に宮二ありて。別名を呼しものとすへし。されは此天皇前位の御時より。二宮を作りて坐しものなるへし。但し一は尋常の宮殿。一は板蓋作の宮殿なるか故に。自ら別名もありしにこそ。さて扶桑略記には。此下に造川原寺と云事あり。

是歲。高麗百濟新羅。並遣使進調。百濟大使西部達率余宜受。副使蝦夷隼人。率衆內屬。詣闕朝獻。新羅別以_レ及滄彌武爲質。以_レ十二人爲才伎者。彌武遇疾而死。是年也太歲乙卯。

高麗は。通鑑に據るに。寶藏王十四年なり。○新羅は。太宗王二年なり。○注百濟大使以下二十五字。恐くは本文なるへし。東部は高麗五族にて。三日東部。一名左部と。後漢書東夷傳に見えたり。百濟にも通はし云るにや。○率衆內屬。こゝに云る內屬とは。畿内に移住するを云なり。漢土に。前賈捐之傳に。民有慕義。欲_レ內屬。なごあるとは義異なり。○及滄。薩摩本に及を汲に作る。通鑑に新羅十七等。九日_レ級伐滄とあり。○太歲乙卯。年代記を考るに。唐高宗永徽六年にあたる。

二年秋八月癸巳朔庚子。高麗遣達沙等進調。大使達沙。副使伊利之。扈八十一人。九月。遣高麗大使膳臣葉積。副使坂合部連磐鍬。大判官犬上君白麻呂。中判官河内

書首名小判官大藏衣縫造麻呂

庚子は八日○注 大使達沙副使云々の十四字。恐らくは本文なるへし○磐楯。五年紀に石布とあり○犬上君。本に犬を大に作る。今薩摩本小寺本に據て改○河内書首。應神紀に出○大藏衣縫造麻呂。天武紀十三年正月。内藏衣縫造。賜姓曰連。とあり。大藏は内藏と同じ。姓氏錄右京諸蕃。内藏宿禰。坂上大宿禰同祖。都賀直四世孫。東人直之後也。とあり。内藏大藏同じきは。古語拾遺に出。履中雄略二朝のことなり。大藏は姓氏錄には洩たり。氏族志云。大藏氏有朝臣姓。有宿禰姓。有忌寸姓。續紀。續後紀。朝臣據雜言奉和。有直姓。壬申之亂。大藏直廣隅。從天武帝。紀仁明帝時。左京人紀伊介大藏忌寸横佩。賜宿禰。續後紀。清和帝時。大藏伊美吉廣勝。賜宿禰。同姓善行。以文學著。改賜朝臣。三代實錄。以字以下雜言奉和。朱雀帝時。對馬守大藏朝臣春實。討藤原純友。有功。孫種材任太宰大監。女真之亂。有戰功。子孫世爲府官。大藏系圖。後冷泉帝時。有豐前日田郡大領大藏千員。散位大藏朝臣永明。字佐大鏡。種材曾孫種直。直一作壽永中。食筑前夜須郡秋月莊。子孫爲秋月氏。寬永系圖。其族有原田田尻等氏。大藏系圖。とあり。さて衣縫は。集解に。按應神天皇四十一年。阿智使主奉詔往吳國。率工女吳衣縫。蚊屋衣縫祖等而來。是所以大藏氏爲衣縫造也。とあるにて明らけし。氏族志には此事洩たり。かつ造姓ある事をも脱したり。

是歲。於飛鳥岡本。更定宮地。時高麗百濟新羅。並遣使進調。爲張

紺幕於此宮地。而饗焉。遂起宮室。天皇乃遷。號曰後飛鳥岡本宮。於田身嶺。冠以周垣。復於嶺上兩槻樹邊。起觀。號爲兩槻宮。亦曰天宮。

飛鳥岡本。舒明紀八年六月。災於岡本宮。とあり。此時再造し給ふにや○紺幕。倭名抄調度部。幕和名萬玖。帷阿計波利。軍防令に。凡兵士每火紺布幕一口著裏。とあり○田身嶺。十市郡にあり。持統紀に多武嶺。三代實錄に多武峰に作る。談峰とも書り。今は塔岑といふ○注太務。本に太を大に作る。今考本に據て改む。さて山名二字。集解に私記攬入として削れり○兩槻。本にフタツキと訓は誤れり。靈異記に双槻二合奈彌ツ紀とあり。天神本紀姓氏錄に。相槻物部ともあり○兩槻宮。大和志云。十市郡兩槻宮。古蹟多武峰西北有地。名根槻。即此。とあり○天宮。扶桑略記に大宮に作れり。

時好興事。廼使水工穿渠。自香山西。至石上山。以舟二百隻。載石上山石。順流控引於宮東山。累石爲垣。時人謗曰。狂心渠。損費功。夫三萬餘矣。費損造垣功夫。七萬餘矣。宮材爛矣。山椒埋矣。又謗曰。作石山丘。隨作自破。又作吉野宮。西海使佐伯連。考據未成之時。若據此謗。平。又作吉野宮。西海使佐伯連。考據未成之時。若據此謗。平。又作吉野宮。西海使佐伯連。考據未成之時。若據此謗。平。

級。小山下難波吉士國勝等。自百濟還。獻鸚鵡一隻。災岡本宮。

石上山。石上は山邊郡に在て。名高き地なれども。こゝとは地理甚く隔れり。本の訓は誤にて。イハカミと訓へし。當國五郡神名帳略解。石寸水分神社下に。大和國山川名所記を引て云く。石上山。亦曰石村山。多武峰西並在香山南東。齊明紀所載。天皇使水工穿渠。自香山西。至石上。至石上。伊波加美。山。是也。此石上山。與山邊郡石上。乃加美。山。同字異訓也。又案。石寸山之谷水川。與倉橋山。多武峰之流水川。落令下歷城下郡。入大和川也。上件大川名云石寸川。亦云八釣川。或云多武峰川。見于大和國山川名所記。とあり。今もさる川の趾ありや。尋ぬへし。○爲垣。通證に。此今所謂石垣也。と云り。○狂心渠。同書に倭名抄。狂作太布流。蓋顛倒之義也。とあり。萬葉十八。多夫禮多流。之許都於吉奈。源氏に。戀の山には孔子のたふれ云々とある。これは。○功夫。本に功を切に誤れり。今諸本に據て改む。○作吉野宮。通證に。按吉野宮見于紀。此爲始。とは何事ぞや。應神紀以後の卷々にも。あまた見えたるをや。但し此時作り給へる跡は知かたし。○難波吉士國勝。皇極紀に國勝吉士水鷄あり。そこに云り。さて下文五年の下に。難波吉士男人書曰云々。と云こみゆ。

三年丁巳

三年秋七月丁亥朔己丑。親貨邏國。男一人女四人。漂泊于筑紫。言。臣等初漂泊于海見島。乃以驛召。辛丑。作須彌山像於飛鳥寺西。且設孟蘭

盆會。暮饗親貨邏人。或本云。墮羅人。

己丑は三日。○親貨邏國。孝德紀白雉五年に。吐火羅に作る。釋紀に。或本曰。墮羅人。私記奴羅國。とあり。○男一人。活字本薩摩本に二人に作る。○海見島。天武紀に阿麻彌。文武紀に菴美。元明紀に南島菴美とあり。通證に。疑是天草島。今屬肥後。爲郡。とあれと然らず。續紀考證云。南島志云。大島在德島東北十八里。琉球北界也。續文獻通考。謂之琉球北山。國史所謂阿麻彌島。或作菴美。皆謂此。阿麻彌者。上世神人名也。其東北有山。乃神人所降。因名曰阿麻彌嶽。島亦因得此名。地形稍大。稱以爲大島。とある。これなり。○辛丑は十五日。○孟蘭盆會。通證云。盆與益通用。孟蘭盆經曰。以百味飲食。安孟蘭盆中。施十方自恣僧。釋氏要覽。梵語于蘭。此云救倒懸也。盆則此方器也。とあり。○親貨邏人。本に親を都に作る。今中臣本薩摩本に據て改む。

九月。有間皇子性黠。陽狂云々。往牟婁温湯。偽療病來。讚國體勢。日。纔觀彼地。病自蠲消云々。天皇聞悅。思欲往觀。

性黠陽狂云々。これは當時の記録のまゝに。記されたるものなるへけれど。いかゞなるよしありて。後に除かれたるものと見えたり。云々とあるは即其文なるへし。此事は下に云へし。陽の一訓ウホリ

とあるは。ウツホリの誤なるへし。イツハリと云に同じ○牟婁温湯。通證云。紀伊國牟婁郡熊野。有温泉。今日湯峰。曰湯川。即此。とあり○纒の訓ヒタ。釋同じ。薩摩本ヒタ。タとあり。義詳ならず○此有間皇子の事に付て論あり。取すへて下文の下にいふへし。

是歲。使使於新羅。曰。欲將沙門智達。間人連御厩。依網連稚子等。付汝國使。令送到大唐。新羅不肯聽送。由是沙門智達等還歸西海。使小華下阿曇連頰垂。小山下津臣偃僂。自百濟還。獻駱駝一箇。驢二箇。石見國言。白狐見。

智達。元亨釋書云。白鳳七年二月。爲僧正。とあり○間人連。推古紀及孝德紀。中臣間人連の下に注り○依網連。推古紀物部依網連の下に云○還歸。秘閣本。歸を郷に作る○津臣。姓氏錄右京諸蕃百濟に。津宿禰。菅野朝臣同祖。鹽君男麻侶君之後也。とあり。氏族志云。津氏有宿禰姓。有連姓。按本書。桓武帝時。葛井連道依言。津連先賜朝臣。是蓋謂津連改賜菅野朝臣也。とあり。今按に。姓氏錄一本に宿禰を朝臣に作るを見れば。臣後に朝臣を賜ふなり。さらば此なる偃僂の族なり。氏族志の説は恐くは非ならん。同志亦云。蕃別百濟下に。敏達帝時。辰爾弟牛。賜姓津史。日本。牛蓋麻呂一名也。孝謙帝時。津

史秋主等。改賜連姓。桓武帝時。津連古道等。賜宿禰。同姓巨都雄等。因居地。賜姓中科宿禰。又云。中村宿禰。系出鹽君孫字志。按。牛。字志。訓讀相通。蓋非別人。唯日本書紀。以爲辰爾弟。與之不_レ合。二書恐有_二一誤。又有_二朝臣。蓋同族也。とあり○偃僂。通證云。俱豆麻未詳。今俗謂之背虫。新猿樂記訓久々世。蓋曲脊也。左傳。一命而僂。再命而偃。六書故。曲脊也。とあり。按に俱豆麻は曲身の義にもあるへし○石見國。倭名抄以波美○扶桑略記に。二年中臣鎌子連寢疾。天皇憂之。於是百濟禪尼法明奏云。維摩詰經因問疾發教法。試爲病者誦之。天皇大悅。法明始到誦此經。時偈句未終。中臣之疾。應聲廼痊。鎌子感伏。更令轉讀。二年丁巳。內臣鎌子。於山階陶原。始立精舍。乃設齋會。是則維摩會始也。とあり。此年なり。さて又此年。鷗野皇女。天武天皇に適坐りしこと。本紀に見えたり。

四年戊午

四年春正月甲申朔丙申。左大臣巨勢德太臣薨。夏四月。阿陪臣率船師一百八十艘。伐蝦夷。齧田淳代二郡蝦夷。望怖乞降。於是勒軍。陳船於齧田浦。齧田蝦夷恩荷。進而誓曰。不爲官軍。故持弓矢。但奴等性食肉。故持若爲官軍。以儲弓矢。齧田浦神知矣。將清白心。仕官

朝矣。仍授恩荷。以小乙上。定淳代津輕二郡郡領。遂於有間濱。召聚渡島蝦夷等大饗而歸。

丙申は十三日○德太臣薨。京極本に太下古字あり。略記に正二位左大臣とあり。其は此時德太臣大繡の位にて有けんを。後正二位に當るを以。追書せるものなるへし。さて補任に。在官十年歳六十六とあり。略記にも年は同じ○略記に。三月舍衛國婦女來朝と云事あり○阿陪臣。下文越國守阿倍引田臣比羅夫とあり。こゝに闕名とあるはいかゞ。さて此氏の祖。大彥命。崇神帝の命を承て。其子武淳川別命とゞもに。北陸東海を綏定し。功勳赫著く。其裔孫阿倍氏最顯れて。東北に滋蔓れり。引田臣比羅夫。越國司となりて。其邊境を治めしか故に。船師を帥て。屢蝦夷肅慎を征ちて功を立しも。此由縁によれるなり。さて後史に。阿倍陸奥臣。阿倍安積臣。阿倍信夫臣。阿部柴田臣。阿倍會津臣。阿部媛島臣。阿倍磐城臣。などあり。後冷泉帝の時に。安倍頼時及子貞任。世々に陸奥に居住て。六部の酋長となりて。族類の盛なりしも。また此に基けりと云へし○鰐田。倭名抄出羽國秋田郡阿伊多是なり。但し伊は音便なり。上代には鰐田と濁音にて唱けん。和銅五年。割陸奥越後二國。出羽國を置しこと。國造本紀續紀に見えたり○淳代。通證云。延喜式倭名抄。無此郡。二代實錄。舉秋田城下十二村。內有野代。今云野代。有大河。名野城川とあり。集解に。檢地圖。古在秋田郡。今即檜原郡と云へり。檜原郡も

倭名抄になし。後に別れたる郡名なり。○勒軍。本に勒を勤に作る。今改む○鰐田浦神。未詳。通證云。神名式。出羽國山本郡副川神社。倭名抄。秋田郡添川とあり。帳考に。大友直枝曰。今三鞍鼻高岳山にあり。此山又尾保呂長根と云。播磨國廣峰神を移祭る。土俗牛頭天王と稱。と云り。按に山本郡境陸奥に接せり。地勢合はさるか如し。また帳考云。田川郡遠賀神社。遠賀村にあり。今俗稻荷村と云。猶社中道を遠賀道と云。鶴岡より十町許東なり。蓋齊明紀四年に所出鰐田蝦夷恩荷所祭。と云へり。これも考に備ふへし。栗田寛か神祇志料には。鰐田神は。今秋田郡小繫村にあり。七座神社といふ。秋田縣神社調。即此神なりと云り。なほよく聞正すへし。川田剛か鹽竈紀程。秋田の所に。寺内郡謁古四王社。相傳。推古帝時。祀武甕槌命。經津主命。配以崇神朝長七年本州地震。四天王寺丈六佛像四王舍。皆顛倒之文。則四王舍。訛爲四王社。亦未可不知。とあり。これらもよく考ふへし。○有間濱。詳ならず○渡島。持統紀に越渡島蝦夷とあり。松前以北唐太島までの蝦夷をいふ。今の北海道なり。續紀三十六に渡島蝦夷。三代實錄二十七に。渡島荒狄などあり。越と謂ふ由は。當時津輕の海路未だ開けず。渡島に往來するには。必ず越より渡るか故に。越渡島とは云ひしなるへし。

五月。皇孫建王八歲。薨。今城谷上起。殯而收。天皇本以皇孫有順。而器重之。故不忍哀。傷勵極甚。詔群臣曰。萬歲千秋之後。要合葬於朕陵。輒作歌曰。伊磨紀那屢。乎武例我禹杯爾。俱謨娜尼母。旨屢俱之多々。

婆ハ那ナ爾ニ柯カ那ナ體ケ柯カ武ム。一其イ伊ユ喻シ之ヲ々々乎ヲ。都ツ那ナ遇ク何カ播ハ杯ヘ能ノ。倭ワ柯カ矩ク娑サ能ノ。倭ワ柯カ俱ク阿ア利リ岐キ騰ト。阿ア我カ謨モ婆ハ儼ナ俱ク爾ニ。二其ア阿ア須ス箇カ我カ播ハ。彌ミ儼ナ蟻キ羅ラ毗ヒ都ツ。喻ユ矩ク彌ミ都能ツ。阿ア比ヒ娜ナ謨モ儼ナ俱ク母モ。於オ母モ保ホ喻ユ屢ル柯カ母モ。三其ツ天ツ皇ツ時ツ々々唱シ而シ悲ヒ哭ク。

皇孫を。ミマコと訓れど。正しくはミヒコと訓へし。孫を古くヒコと云へり。建王は天智の皇子なり。○今城谷上。今木の地の事は既に云り。大和志に。吉野郡建王家。今日法具良家。在今木村。とあり。○要合葬於朕陵。記傳云。この詔によるに。此天皇崩坐て。合せ葬り奉んまて。歛おき奉るなれば。尋常の殯とはこよなくそありけらし。と云へり。○伊磨紀那屢。今來在なり。○乎武例我禹杯爾。乎武例之上爾なり。乎武例は山名なり。大和志に。吉野郡北莊今木村上方。有乎武例山。昔隸葛城郡。とあり。解云。山を韓語にムレと云。紀中に見えたり。今來は韓人の居し所なれば。そこの山を韓人のむれと呼しより。おのづから名に負來りて。小山とはいひたりけん。と云り。守部は。乎武例を呼武例と改めて。樹群之上爾なり。萬葉三に。三湯之上乃。樹村乎見者。臣木毛。生繼爾家里。とあるやうに。樹とも群立ところを云。今本に乎武例とあるを。ヲムレと訓て。小山の事としたり。乎は呼の偏を落せるにて。木群なること。右の萬葉に合せて知へしと云たり。但し乎を私に呼と改めしは。杜撰なり。字は改めすとも。もしこの説によらば。本のままに乎をコとも。もとより訓へき字なれば。私記などにも。乎をコの假字

につかひし處あり。本のまゝにてもあるへし。○俱謨娜尼母。雲だにもなり。雲なりとももの意。○旨屢俱之多々婆は。本に屢を居に誤れり。今諸本に依て改む。灼。發者なり。之は助語。萬葉十一。雲谷灼發。解云。皇孫の天にのほりまじくを。忍びますか故に。雲をしもかたみとおもほしめすなり。とあり。○那爾柯那體柯武。何將嘆なり。守部云。是はせめての御詞にて。雲たに立は。死ても嘆かし。と云にはあらず。其意は。一首の釋にてきくへし。一首の意は。建王を葬りをさめつる。今城の墓の。其處と灼く雲たにたふは。朝夕それを形見と見て。少し慰むへければ。何かは。かはかりのみ歎かんなど。樹群か上としも詔へるは。大木の梢には。よく雲のかくるものなればなり。灼くと云に合せて心得へし。と云り。さて此雲を。火葬の烟と見たる説は非なり。○伊喻之々乎は。所射鹿をなり。私記に言被射之鹿也とあり。守部云。古言には被射をいらゆと云故に。いゆとも云なり。其を鹿へ續け云は。彼いかくる岡とある類にて。平言にいひなれたる隨に詔ふなり。○都那遇何播杯能は。繫河邊之なり。守部云。されと繩などして。繫ことにはあらず。心に標おく所へ。認ゆくを云り。抄に。鹿の跡を認るにて。俗に跡を繫くと云是なり。水をも飲み。草をも喰むへきたために。行へき處なる故に。河邊に認るなりと云る。今此御句は信に然なり。然れとも此語。今世にては耳遠く。誰も臍落のせさる詞なりければ。一とせ山の獵夫に。問試みけるに。其者いへらく。山獸は被射れは。一旦は逃れとも。遠くは走らざるものなり。故一打射留るを。繫おくと云。譬へは獵夫の伴の中にて。かの手負猪は。某か繫きたる

なり。此疲れ鹿は。誰か二日前に繫きたるなりとて。人とらす。若捕事あれば。其繫きたる本人にわたすならひなる。是其一也。一は繫きたる猪鹿を。今頃は何處あたりにか。疲れ臥たらんとて。覺ゆくをも。やはり繫くとも。跡繫くとも云と云り。於是其獵夫に。今此都那遇柯播杯能の歌を。語て問けるに。獵夫云。手負猪怒る時は。燃るか如く成行けは。必渴すめる故に。おのつから水邊に出るなり。就中川を超ては。逃さるもの故に。其川を關にして追認ゆく。今も專する事也と云き。此も此獵夫か言にて解つへし。かふれば萬葉十六に。いゆしを認河邊の云々とある。認字をも。猶認とよむへきにや。解云。今船人の言に。山をつなくと云ことあり。是るは海上より。遙に山を認おくをいへば。こゝにつなくとあるも。萬葉に認るとあるも。同意なりと云るも。思ひ合すへし。此前後に云る言どもは。みなわろし。と云り。此説然るへし。字鏡集。色葉字類抄に。認をツナクと訓るも。右の證とすへし。倭柯矩婆能。弱草之なり。守部云。是まての三句は。次の倭柯俱を呼出んまての序なり。其次第。初句は二句を云ん序。二句は三句を呼出んまての序にて。追々に云送りたるなり。と云り。解云。此につなくとあるも。萬葉に認るとあるも同意なり。上影姫の歌に。しよしもの。みつくへこもりと云るを。併按に。被射鹿は。水を飲ん爲に河邊に行なるか。さて鹿の通所の若草は。靡伏せは。跡を認る意に。いひつづけさせたまへるなるへし。と言れたれと。守部の説の方勝れるか如し。倭柯俱阿利岐騰。稚在となり。岐騰は語辭なり。さて本に騰を騰に誤れり。阿我謨婆儺俱爾。我不思爾なり。儺俱は奴なり。爾は云入て歎く詞なり。誰ならなくに。など。のなくにも同じ。私記に。我孫齒雖童稚。有老成之意。故彌追感慕乎。と云る。其意なり。如此云て。其聰明賢智に坐けるを譽て。惜み給ふなりと。

守部か云れたる。さることなり。○一首の意は。被射鹿を。射たる獵夫か。心に繫て認ゆく川邊には。他より若草の。水邊。ゆゑ。みつみつしく生るものなるか。是まて。序なり。其若草の名の如く。稚なかりきとはおもはれず。何事を語り合するにも。力と成て。此子の生さき見むものと。末憑しかりつるに。惜き事をなこけるかなと。同人云り。○阿須箇我播。飛鳥川なり。○彌儺羅羅毗都々は。漲乍なり。都々は語辭。彌儺羅毗は水霧合なり。里阿は羅となる。萬葉七。水霧相。興津小島爾。また水霧相。日方吹羅之。とあり。此は急流の水烟を云なり。○喻矩彌能。行水之なり。○阿比娜謨儺俱母は。間無もなり。二のものもは語辭なり。不斷の流を以て。隙無き思に喻坐るなり。解に。行水のを。建王の早世を。なかるゝ水の速に喻させ給へり。と云へるは聊異なり。さて一首の意は。此見ゆる飛鳥川の迅瀨の。水煙立て逝水の如く。こはしも間斷なく。かの子の事を思ひて。歎きするかな。となり。後文に。天皇時々唱而悲哭とあり。

秋七月辛巳朔甲申。蝦蟇二百餘。詣闕朝献。饗賜贍給。有加於常。仍授柵養蝦夷二人位一階。淳代郡大領沙尼具那小乙下。或本云。授二位二階。使檢二戸口。少領宇婆左建武。勇健者二人位一階。別賜沙尼具那等。鮪旗二十頭。鼓二面。弓矢二具。鎧二領。授津輕郡大領馬武大乙上。少領青蒜小乙下。勇健

者二人位一階。別賜馬武等鮪旗二十頭。鼓二面。弓矢二具。鎧二領。授都岐沙羅柵造名位二階。判官位一階。授淳足柵造大伴君稻積小乙下。又詔淳代郡大領沙奈具那。檢覈蝦夷戶口與虜戶口。

甲申は四日なり。○贍給。本に贍を贍に誤る。今改む○大領。古本の訓に。オホキミヤツコとあるよろし。またオホミヤツ。少領を。釋紀にスケノミヤツコと訓れは。たゞミヤツコとのみにては足らはず○沙尼具那。下文には尼を奈とあり○注或本云。本には本を所に作る。今釋紀一本集解に據て改む○少領の訓。釋紀によれり。本にスナノミヤツコとある。ノはイの誤なり○宇婆左。薩摩本に婆を波に作れり○建武は初位なり。前に見ゆ○鮪旗。釋紀に。私記曰。師後説曰。今現在。此旗之頭如鮪。故名。とあり○鎧。名義具足の謂なり。既出○都岐沙羅柵。何郡に在とも詳ならず。集解云。按神名帳。出羽國飽海郡月山神社。今屬田川郡。一名小月山。一名牛首山。沙羅蓋方言。とあり。信かたき説なり○沙奈具那。前文及中臣本薩摩本には。奈を尼とあり○檢覈。本に覈を覆とあり。今中臣本集解に據て改む。されど此紀多く覆字を用たれば。誤にはあるへからず。古字なるへし。欽明紀考覈の字下に出。

是月。沙門智通。智達。奉勅乘新羅船。往大唐國。受無性衆生義於玄奘。

法師所。

智通。元亨釋書に。齊明四年七月。共沙門智達入唐云々。智達は上に出○無性衆生義。扶桑略記に无性義に作る。通證云。元亨釋書。作學唯識。楞嚴經偈云。諸幻成無性。六祖壇經曰。無性亦無生。宋史曰。僧智通等入唐。求大乘法相教。當顯慶二年。今按顯慶二年。乃戊午年。今茲是也。とあり○玄奘法師は。續高僧傳曰。唐大慈恩寺釋玄奘。本名。禩。姓。陳氏。漢大丘仲弓之後也。子孫徙於河南。故今爲洛州緱氏人。兄出家。即長捷法師。禩年十一。誦維摩法華。口誦目錄。略無閑缺。年二十九。詣闕陳表。廣就諸蕃。遍學書語。なほ名義集大藏經等に見えたり。

冬十月庚戌朔甲子。幸紀溫湯。天皇憶皇孫建王。愴爾悲泣。乃口號曰。耶麻古曳底。于彌倭拖留騰母。於母之樓枳。伊麻紀能禹知播。倭須羅庚麻旨珥。其彌儼度能。于之哀能矩娜利。于那俱娜梨。于之廬母俱例尼。飫岐底舸庚舸武。其于都俱之枳。阿餓倭柯枳古弘。飫岐底舸庚舸武。其詔秦大藏造萬里。日傳斯歌。勿令忘於世。

甲子は十五日なり○幸紀溫湯。此時の行幸は。萬葉一。幸于紀溫泉之時。額田王作歌云々。中皇女命。

往于紀伊温泉之時。御歌云々。なごあり○耶麻古曳底。山越而なり○于瀨倭拖留騰母。雖海渡一なり。抄云。山を越とも。海を渡るともなり。雖字は二句を貫けり。是に二の意あるへし。一には遠く隔たりともなり。二には。いかはかりめつらしき海山を御覽すともなり。と云へり。守部は後の意なりと云り○於母之樓枳は。可憐なり。守部云。但是は今城墓所を詔ふなれば。今云おもしろき意にはあらず。馴つかしく慕はしき意なり。解云。此は大御心に愛しく慕はしくおもほしめす意なり。萬十四。おもし。此にて。於母之樓枳と云語の。本の意を知へきなり。と云り○伊麻紀能禹知播。今來之内者なり。建王の御墓所なり○倭須羅庾麻旨珥。不可忘なり。珥は歎辭なり。本に庚を庚に。旨を百に誤れり。今釋紀に據て改む。守部云。一首の意は。いかはかり氣色のよき。山こえ海渡りて。心を遣るとも。なつかしく慕はしき。今城の墓所は。忘らるまじきに。となり。珥は言ひ入て歎く辭なり○瀨離度能は。湊之なり○于之哀能矩娜利は。潮之下なり。引潮に船を下すを云。解には。今も潮の滿來るを。あげ潮といひ。潮の干行を。さげ潮またさがり潮ともいへり。と云り○于那俱娜梨。海下なり。解云。潮の下りゆくか如く。大御舟の紀國へ下りゆくなり○于之廬母俱例尼は。後も闇爾なり。守部云。跡の方の氣遣しく。心にかゝる意なり。萬葉五に。つねしらぬ。道の長手を。久禮久禮等。いかにかゆかん。かりてはなしに。十三。沖つ波。きよる濱へを。久禮久禮等。ひとり吾來る。友なしにして。とある。此等の久禮も同じ。又集中に。道能隈。八十隈每爾。とよめる隈も。後の闇く見えすなる意にて。其意相似たり。

又于之廬より續く意は。中古の歌に。跡の氣遣はしく。心かゝりなる事を。後目痛と云り。是又同じ。今世の俚言に。上の掟に背ける者の事を。うしろがくらしと云も。本は氣遣はしき由にて。同意なり。と云り○飢岐底舸庾舸武。置而歎將行なり。本に上の舸を舸に。庚を庚に誤る。今釋紀薩摩本中臣本等に據て改む。置とは。建王を今來に置いて。遠く幸行を云○于都俱之枳。愛なり○阿餓倭柯枳古弘。朕之稚子をなり○飢岐底舸庾舸武。上に同じ。守部云。一首の意は。此湊の引潮に。船をうけて。海くたり。下りゆけは。渺々として。いと遠くなりぬ。さらぬたにおもふ子を。うしろがくれに。氣遣はしく。跡に残して行ことか。かへすく愛きをさな子を。かの今城の墓に。獨おきてゆく事かとなり。さて今本。次三句を別歌としたるは誤なり。悲しきあまりに。再び返して詔へるなり。即此句を。結句に合せ給ひしを以知へし。と云れたり○秦大藏造は。秦氏にて。大藏を掌る者の姓なり。此事詳に古語拾遺に見えたり。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。秦大藏連。見えたり。姓氏錄に長藏連と云もあり。同氏なり。

十一月庚辰朔壬午。留守官蘇我赤兄臣。語有間皇子曰。天皇所治政事。有二三失矣。大起倉庫。積聚民財。一也。長穿渠水。損費公糧。二也。於舟載石。運積爲丘。三也。有間皇子。乃知赤兄之善。已而欣然。報答之曰。吾年始可用兵時矣。甲申。有間皇子向赤兄家。登樓而謀。夾

膝自斷。於是知相之不祥。俱盟而止。皇子歸而宿之。

壬午は三日○留守官は。通證云。通典。唐志曰。車駕不在京。則置留守。此蓋命官之始也。とあり。常は字音のまゝによべり。落窪にるすのこの人となり○蘇我赤兄臣は。補任に。赤兄馬子之孫。雄正之子。天智八年任筑紫帥。十年正月任右大臣。天武紀元年八月配流。とあり。兄弟四人あり。石川麻呂。日向。連子。赤兄と。蘇我系圖に見ゆ。さて此臣は。いと危険人にて。有間皇子を欺きまつれるなり。其は中大兄命の密旨を承て。皇子を罪に陥れたるにて。皇子は。當時先帝の御子と坐て。人望もあり。且つ賢明くもまじくけむ。其上御父天皇の。皇太子の御爲に。無情き御終を見給ひしこと。御子としては。御心に憤り含みたまへりしことは本よりにて。とかく中大兄命の爲に忌嫌れて。かふる罪をも。此臣か羅織たりしなりけり。其冤罪をうけ給へりしさまは。取すへて下に委く云へし○有三失。忌部東平云。有三失とは。當時の大概人も然云りしにて。此天皇は。なへての御用意を。稚櫻宮天皇に。擬へ慕ひまゐらせ給へりしかは。韓國を征伐言向むの御所爲のみ。おほかりしによりて。何となく朝廷も事多く。天下なへても騒かしかりけらし。然るを皇太子中大兄命は。孝行を表に立させ給へれば。あしかる事とは思召つとも。それさしも顔色にも出させ給はず。唯御心には在ぬよきを。凡に世間にもささるへく。もてなさせ給へりければ。いよく天皇の所治政事にのみ。三失きこえしらかひたりけらし。と云り。なほつきくりに

もいはれたることあり。そは其本書足鼎を見て知へし○大起倉庫云々。按に當時西蕃諸國の無禮を。問給はんか爲に。大に倉庫を起し。糧食財用を聚め。民の租税を増し事などのありしなるへし○長穿渠水云々。これは二年の處に。時好興事。廼使水工穿渠云々。時人謗曰。狂心渠。と云ふことあれば。それかとも思へど。なほ按に。此時外國の事に付て。漕運に便せんかために。筑紫あたりに。渠を穿しことなどありもやしけん。もしくはそれらを云るならん○於舟載石云々。これも二年に。右のつゝきに。自香山西。至石上山。以舟二百隻。載石上山石。順流控引於宮東山。累石爲垣。と云事あれど。なほそれにはあらて。天智帝三年に。於對馬島。壹岐島。筑紫國等。置防與烽。又於筑紫。築大堤貯水。名曰水城。と云事あれば。それらの事の料に。此時大石などを。運積せし事のありしなるへし。それを云るならんとおほし。なほよく考へし○吾年可用兵時とは。皇子の當時のさまに。不平を抱き給へりしかは。かふる言をのたまひ出しなるへし。さて皇子此時年始十九と下にみゆ○甲申は五日○夾膝。倭名抄調度部。凡脇息西京雜記云。漢制。天子玉几。公侯皆以竹木爲几。於之萬都岐。今案。几屬又箋注云。齊明紀夾膝。又案机。天武紀机。並同訓。脇息見。大安寺資財帳。西宮記。親王元服條。御堂關日記。新儀式奉賀。上皇御算一條。及後撰集慶賀部仁教僧都歌。空物語菊宴卷。藏開上卷。國讓下卷。源氏物語若紫卷。榮花物語玉臺卷。玉飾卷上。按名義本居翁曰。押座机也。とあり。

是夜半。赤兄遣物部朴井連鮪。率造宮丁。圍有間皇子於市經家。便遣

驛使^{ハイマツ}奏^{オモトニ}天皇所^{トラス}戊子^{トラス}捉^{トラス}有間皇子^{トラス}與^ニ守君大石^{トラス}坂合部連藥^{トラス}鹽屋連鯛^{トラス}魚^{トラス}送^{トラス}紀温湯^{トラス}舍人新田部米麻呂從焉^{トラス}於是皇太子親問^{トラス}有間皇子^{トラス}曰^{トラス}何故謀^{トラス}反^{トラス}答曰^{トラス}天與赤兄^{トラス}知^{トラス}吾全不解^{トラス}庚寅遣^{トラス}丹比小澤連國^{トラス}襲^{トラス}綾^{トラス}有間皇子於藤白坂^{トラス}是日斬^{トラス}鹽屋連鯛魚^{トラス}舍人新田部連米麻呂於藤白坂^{トラス}鹽屋連鯛魚^{トラス}臨^{トラス}誅言^{トラス}願令^{トラス}右手^{トラス}作^{トラス}國寶器^{トラス}流^{トラス}守君大石於上毛野國^{トラス}坂合部連藥於尾張國^{トラス}

或本云。有間皇子。與蘇我臣赤兄。鹽屋連小戈。守君大石。坂合部連藥。取短籍。ト謀反之事。或本云。有間皇子曰。先燔宮室。以五百人。一日兩夜。邀牟婁津。疾以船師。斷淡路國。使如牟婁。其事易成。或人諫曰。不可也。所計既然而無德矣。方今皇子年始十九。未及成人。可至成人。而得其德。他日有間皇子。與一判事。謀反之。時皇子案机之脚。無故自斷。其謀不止。遂被誅戮也。

物部朴井連鮪。孝德紀に鮪を稚子とあり○市經家。大和志に。平群郡村里。一分。屬邑一。とあり○戊子は九日○守君。景行紀に出○坂合部連。本に合字を脱せり。今中臣本薩摩本集解に據て補。藥は名なり。此人天武紀に。近江軍に屬て斬られたり○鹽屋連鯛魚。既出○新田部米麻呂。下文に部下連字あり。本に米を未に作れり。今中臣本薩摩本釋紀及下文に據て改む。姓氏錄左京皇別。新田部宿禰。一作安寧天皇々子。磯城津彥命之後也。日本紀合。また天神本紀に。三十二人防衛天降神のうちに。天活玉命。新田部直等祖。とあれど。他に見えず。天武紀。十三年十二

月。新田部連。賜^レ姓曰^ニ宿禰^一。氏人は。三代實錄。陽成紀。園池正新田部宿禰安河あり○天與赤兄知は。皇子素より罪なきは。天神と蘇我赤兄知れり。となり○庚寅は十一日○丹比小澤連。丹比。大化二年丹比深目下に出。姓氏錄河内神別。丹比連。火明命之後也。和泉丹比連。同神男天香山命之後也。とあり。小澤連も同族なるへけれと。所出を詳にせず○藤白坂。藤白は。紀伊國名草郡。海部有田二郡の堺にあり。播磨風土記言。奉^レ鎮^ニ爾保都比賣命於紀伊國管川藤代之峯^一。とあり。萬葉二。有間皇子自傷結^ニ松枝^一。歌。磐白乃。濱松之枝乎。引結。眞幸有者。亦還見武。などあり○鯛魚。下文注に或本小戈とあり○米麻呂。本に米を未に作る。今中臣本薩摩本に據て改む○國寶器。通證に。蓋善^ニ機巧^一者也。とあるか如く。此人器物を作るに巧なりけむ。故に右手をは。世に存じおかまじとの意なるへし○坂合部連。本に連字を脱せり。今集解に據て補○注小戈。或說に。此に據に。本書の鯛魚をも。乎保古と訓へし。と云り。鯛魚のことを。をほことも云れはなり。されと鯛魚は。孝德紀に訓注あれば。なほいかうなり。按に戈は。代の誤にて。小代とありしなるへし。大日本史には。此をも小代と書れたり○守君は。本に君字を脱せり。今中臣本薩摩本に據て補○短籍は。拈文なり。拈り置て。見えざるか如くする文なり。通證に。此今俗所謂採籤也。聖武紀。天平二年正月。御^ニ大極殿^一宴。令^レ探^ニ短籍^一。書以^ニ仁義禮智信五字^一。隨^ニ其字^一。而賜^レ物。此今俗所謂福援之起也。下學集曰。短籍。籍亦作^レ尺。是今世書^ニ倭歌^一之小紙。與^ニ色紙^一并用者。短尺。蓋取^ニ尺素之義^一。とあり○牟婁津は。熊野浦なり○或人。本た或字を脱せり。今中臣本

信友校本に據て補○得其。水戸本に得を待と作り○他日。本に日を日に作る。今中臣本薩摩本に據て改む○一判事。令の刑部省に。大中小判事あり。されどこゝは刑部の判事にはあらて。只物定よくする人をしも。判事とは書しよものなるへし。さて此一判事。誰ともしられず。蘇我赤兄の事かともおもへど。それにてもあるへからす○自斷。本に自を旨に誤る。今正せり○さて此有間皇子か罪せられし。此時の状をつら／＼考るに。蘇我赤兄臣か。皇太子中大兄命に憑まれまつりて。此皇子をすかして。罪に陥入し者と見えたり。さるは皇子は先帝の御子に坐し。御母は元妃阿倍倉梯麻呂大臣の女小足媛とあれば。御母方の寄も重く。頗る人望も坐しよなるへし。且先帝崩御の際の事も。御若年ながら。よく知しめして。中大兄命の。皇太子とまして。先帝を輕蔑しまゐらせし。みふるまひをも。心のそこひ。いと慨み憤りまじ／＼けんを。中大兄命も。此皇子の世に坐ては。後々いかなる御心のあらん事も。後めたく。さりて咎なき御身を。罪すへき由もなければ。親昵く御心合へる。赤兄臣に誂へて。かゝる計策をは構へ給ひしものなるへし。さるは。これより前年^三の九月に。有間皇子。性黠陽狂云々。と書ることいふかしけれ。性黠陽狂とのみにて。其由をいはず云々と記し。また次文に。病自蠲消云々など記せる。いと曖昧なる文體を見るに。まづ此皇子を罪に陥さむの下巧をは。此時にぞ構出たりけん。さるは天皇の。皇子の言を聞悦して。牟婁温湯に幸行まさんと思欲すへく。此皇子に託して奏しまつり。さて其翌年^四十月に。紀温湯に行幸さしめ。其御留守をはかりて。十一月

に。赤兄臣をして。有馬皇子に謀反をすゝめまゐらせしなれば。この前年の九月の下に。いまた性黠陽狂など申すへき。御行あるへくもあらず。さるを上に廻らして。かゝる状に記し。さて云々など。文體の曖昧なるは。此時皇子を誣たる計策の。既にありし事は知られたり。此紀の文は。撰者舎人親王の記し給ひしものなれども。當時の文書のまゝに。書され給ひしものなる事。著明ければ。かく云なり。もとより此赤兄臣は。性質殘忍にして。上はつれなくつくりて。聖人風なる所行などもありけんより。皇太子の御心にも。自ら叶ひて。殊に親く昵ひたまひ。留守官など。重き列には備へ給ひけん。はた此赤兄臣。有間皇子ともうるはしき御中なりければ。萬にいひ含めて。天皇の御留守に云々せよと。宣ひおかして。さて御自らはさりけなく。天皇の御伴に仕奉りて。紀國には行坐けん。かくて赤兄臣は。有間皇子の。年頃皇太子に不平なる御心坐す事を知れは。十一月三日^{壬午}に。當世の御政事の過失を語出で。皇子の御心を動かしまゐらせしなり。さるは天皇は女帝にましましければ。大小の政務盡く皇太子の思食すまゝに。執行はせ給ひけんこと。云までもなく。其政事の過失とて。語り出たる三條も。みな皇太子の關係給ひしこと炳然しきを。赤兄臣か。かく當世の老臣として。殊に宮城の留守臣とさへある身ながら。かくまで時勢の失ともを。くつし出たりければ。皇子も御父天皇の御世より。皇太子の跋扈に坐しける事。其他も御心に快よからず思召す御事の。多かる時節なりければ。まことに赤兄臣か。善き意ありて。しか云るものと。欣然おもほしめしけんも。いと當然なりけり。さて赤兄臣は。皇子の御おもへりを見奉りて。いよ／＼欺罔きまゐらせて。五日^{甲申}

に己か家にさへ請まつりて。樓上にて謀反の事を申出たれど。皇子には。さすがにさる不義なる事には。與し給はさりけんを。強ちにこしらへすかして。さて夾膝の自斷けるか。不祥なりと云に託して。故に恐懼れし状をなし。共に盟て其場をすまじ。皇子を歸しまゐらせたりしは。いはむかたなき不義無道の老賊なりかし。さて皇子は。かゝる計策あらんとは。ゆめにも知りたまはず。此事言はしと盟ひて。止給へりしことなりければ。御心も安く宿ねまじけんを。赤兄臣はしすまじたりと。夜半に己自らは行かて。物部朴井連を遣りて。皇子の市經の家を圍み。即ち驛使をばせて。行在に奏上げたりけり。本文に皇子の御言とて。吾年始可レ用レ兵時矣。また注或本云。有間皇子曰。先禰宮室。以五百人。一日兩夜。遊傘婁津。疾以船師斷淡路國。使知牢圍。其事易成云々。などあるは。まことは皇子の御言にはあらて。赤兄臣か。かゝる言を云出て。さて皇子の御言なりと。行在に奏上たりしなりけり。本より皇太子には。云々のあらまじ。かねて知看せりしかは。急き其皇子等。また同じく謀りし人等を捉らへて。御所に奉れと言ひ遣し。九日子の日にそ。皇子を始め。其囚人等を。紀伊國へ下されける。さて皇子并囚人等。行在に着りしかは。皇太子御自糺問はせ給ひけり。あちきなき御態など。云許りなし。皇太子には。故に不レ知かほつくり給ひて。宣へる御語に。何故謀反。とありければ。皇子御答に。天與赤兄一知。吾全不レ解。と申し給へり。此御言にて。此皇子の謀反に與し給はぬことは知られたり。さるは謀反を進めまゐらせしは。赤兄臣なれば。天と赤兄とこそは知たるへけれ。吾は全く解らすと宣へるにて。言鮮スなにはのたまへれど。皇子の真心に坐けることは灼然し。なほ下に引る御歌をも。合せ考へし。さてかく。天與赤兄一知。と申し給へれば。赤兄臣をこそ。嚴キく糺問ふへきに。其はき

かぬかほにて。赤兄臣を一言も訊給はず。翌る十日庚の日。俄に皇子を。藤白坂にて絞らまゐらせ。又鹽屋連以下の人々をも。一應の訊問もなく。同日に刑に處せしは。何事もみなこれ皇太子の。豫て赤兄臣と相計らへる事なればなり。なほいはく。さはかり容易ならぬ。謀反の主謀たる赤兄臣を。さながらさしおき給へるたにあるを。後々は左大臣にまで登用アケ給ひしは。いかなる寛典をも。凡オホならぬ御思慮のおはしまさで。かゝる事あるへきやうあらめやも。後に大海人皇子の。東宮に坐しを廢し。大友皇子に。位を授け給はむと爲し給ひし御計策をも。此赤兄臣など。養成まゝおらせたりけり。さてこの皇子囚はれて。紀伊國におはしつきける時の御歌。萬葉二に。有間皇子自傷結ヒキムスヒ松枝二歌二首。とあるうちの一首に。磐白乃。濱松之枝乎。引結。眞幸有者。亦還。見武。とあるを吟ヨミまれば。此皇子の御心のうち。押はかられていと悲し。萬葉九。藤白之。三坂乎越跡。自榜之。我衣手者。さるは御自に。さまたの御過失はおはしまさねは。其よし明白ならんには。さすがに皇太子にも聞わけ給ふらんと。御心におもほせりしかは。いつしか赦されて。還坐む時の爲と。松か枝を結びて。齡を契り給ふは。此度を御命の涯とまでは。おもほさぬか故なり。もしまことに。謀反を思ひ企たて給へりし物なりせば。世に所謂。自ら成せる御罪にて。今はのきはみに。かゝること。松に契給はまじや。なほ同集に。此時の歌にはあらねども。同御歌の次に。長忌寸意寸麻呂。文武天皇の朝の人なり。見結松哀咽歌二首のうち。に。磐代乃。野中爾立有。結松。情毛不レ解。古所念。とよめるも。遠からぬ世の人にて。此皇子の。かゝる讒に遇ひて。罪せられたまひし事を。慨カナシみ哀咽て。よめる歌なること。情毛不レ解といへるにてし

られたり。さるにても。千載の下に。悪むへく鄙むへきは。赤兄臣になんありける。壬申の亂に。大友皇子に與して。程なく刑を蒙りしは。有間皇子の御靈も。天翔りて。いかにうれしと見そなはし給ひけむ。

是歲。越國守阿部引田臣比羅夫。討肅慎。獻生羆一。羆皮七十枚。沙門智踰造指南車。出雲國言。於北海濱。魚死而積。厚三尺計。其大如鮎。雀喙針鱗。鱗長數寸。俗曰雀入於海。化而爲魚。名曰雀魚。或本云。至庚申年七月。百濟遣使奏言。大唐新羅。并力伐我。既以義慈王。后太子。爲虜而去。由是國家以兵士甲卒。陣西北畔。繕修城柵。斷塞山川之兆。

越國守阿部引田臣比羅夫。本に越を起に。阿を河に誤る。今改め正せり。さて通證云。國守始出。于此。即國司。非始於文武朝也。と云れたるか如し。阿部引田は。式に。大和國城上郡高屋安倍神社。同郡兼田神社あり。同郡より出たる姓なるへし。また佐渡國雜太郡引田部神社あり。○生羆。釋一本京極本。羆を熊に作る。倭名抄羆和名之久萬とあり。白熊の義なりと云り。爾雅に。羆如熊黃白文とあり。此を大熊とも。黃熊とも云。松前に多く。或は人を害することあり。と云り。○沙門智踰云々。天智紀五年に。倭漢沙門知由獻指南車。とあるこれなり。指南車は。通證に。史記曰。周公制指南車。以賜越裳氏。

使者。其車爲先導。載之周年而得歸國也。車上有木人。手常南指。十八史略注曰。指南車古制不傳。至唐始定其制。車上有樓。四角刻木爲龍。又刻仙人於上。車雖回轉。手常指南。一說。用子午盤針。置之於車。亦通。とあり。○鮎。通證に。延喜式訓。佐米。倭名鈔。鱧和名衣比。鮎和名佐米。韻會曰。說文。鮎海魚名。前貨殖傳。鮎鯨千斤。鮎背老也。松岡翁曰。謂雀喙針鱗。是呼針千本者近之。とあり。或說云。字鏡集。易林本節用集に。フクへとよめり。針千本も。形河豚に似て。雀喙の如くなれば。若くは針千本にはあらしか。と云へり。○雀魚。通證に。松岡翁曰。雀魚。即本草所謂海牛也。今按。雀魚東海希有之。狀類雀。而首短。額有一小角。尾向上而四鰭。腹背方。而四稜無鱗。如鮎皮。而成龜甲紋。其色灰白。大不過三四寸也。とあり。無鱗とありては。針鱗と云ると異なるか如し。なほたつぬへし。○注庚申年は。六年にあたり。○義慈王は。第三十一世の王なり。東國通鑑云。百濟武王。四十二年王薨。諡曰武。太子義慈立。義慈幼有孝友之行。時號海東曾子。とあり。義慈元年は。舒明天皇十三年なり。○王后太子の訓。私記曰。古爾於留久。古爾世之。並百濟之語也。○西北畔は。皇國の西北畔なり。百濟の地にはあらず。○兆の下。薩摩本中臣本に。也字あり。

又西海使小花下阿曇連頰垂。自百濟還言。百濟伐新羅還。時馬自行道於寺金堂。晝夜勿息。唯食草時止。或本云。至庚申年。爲敵所滅之應也。

類垂。集解云。三年自百濟歸。又發不知在子何年也。とあり○伐新羅還。東國通鑑に云。新羅太宗王二年。百濟義慈王十五年。高句麗與百濟鞮鞞。連兵侵軼新羅北境。取二十三城。王遣使求援於唐。とあるは。此時なるへし○行道。榮花物語。源氏物語等に。めぐりのこと見えたり。また音のまゝに。行道とも云り。北史京兆王太興傳。太興遇患。請諸沙門行道。とあり○所滅之應也。東國通鑑に。義慈王二十年。百濟多怪。井水赤如血。蝦蟇數萬。集於樹上。有鬼入于宮中。大呼。百濟亡百濟亡。即入地。とあるなど。みなこの類なり○此年のこと。扶桑略記云。同年。中臣鎌子。於山科陶原家。屈請吳僧元興寺福領法師。後任僧正。爲其講匠。甫演維摩經奧旨。其後天下高才。海內碩學。相撰請用如。此。周覆歷二十有二年矣。とあり。

五年己未

五年春正月己卯朔辛巳。天皇至自紀溫湯。三月戊寅朔。天皇幸吉野。而肆宴焉。庚辰。天皇幸近江之平浦。平。此云。丁亥。吐火羅人。共妻舍衛婦人來。甲午。甘檮丘東之川上。造須彌山。而饗陸奧與越蝦蟇。檮。此云。上。此云。是月。遣阿倍臣。名。率船師一百八十艘。討蝦夷國。阿倍臣簡集。飽田淳代二郡蝦蟇二百四十一人。其虜三十一人。津輕郡蝦蟇一百十二

人。其虜四人。膽振鉏蝦夷二十人於一所。而大饗賜祿。膽振鉏。此云。即以船一隻。與五色綵帛。祭彼地神。至肉入籠。時問菟蝦夷膽鹿島。菟。穗名。二人進曰。可以後方羊蹄爲政所焉。肉入籠。此云。之梨姑。問菟。此云。塗毗字。菟政所蓋蝦夷郡乎。隨膽鹿島等語。遂置郡領。而歸。授道奧與越國司位各二階。郡領與主政各一階。或本云。阿倍引田臣比羅夫。與二。肅慎戰而歸。獻虜四十九人。

辛巳は三日なり○吉野の下。萬葉集注に引るに宮字あり○庚辰。三日なり○幸近江之平浦。類史に。弘仁九年。禁伐近江國滋賀郡比良山材木。とあり。平浦は。比良峰の麓なる湖水なり。萬葉集。樂浪之平山風之海吹者。とあり。さて此幸。朔日に吉野におはし。三日に近江への幸あるへきにあらねは。誤あるへきよし。萬葉考に云り○丁亥。十日なり○舍衛の下。考の一本に國字あり○甲午は十七日なり○甘檮丘東川上。式大和國高市郡甘檮坐神社。是を大和志に。丘神社。并在豐浦村東之川上。蓋飛鳥川也。とあり○討蝦夷國。通證云。上文所謂渡島。今所謂衣曾島也。按陸奧越。與郡東北地。上古又曰東北蝦夷。此云國。以其爲根據國也。以別東北蝦夷。とあり○津輕郡は。今内地陸奧國津輕の地にあらす。蝦夷國注下にあり。以下みな蝦夷國の地名なり○肉入籠も。詳ならず。或人云。蝦夷方言に。磯

到_二着筑紫大津_一とあり。筑前國博多津なり。下文に娜大津とあるも是なり○母分明。通證云。從_二釋點本_一。私記曰。母無也。一説爲_二島名_一音讀者。不_レ是。とあるか如し。舒明紀にも。分明有_二此事_一とあるにて明_レらけし○爲_二島人所滅_一。續紀。天平神護元年。太政官奏。小錦中坂合部連石敷。功田六町。奉_二使唐國_一。漂_二著賊洲_一。横斃_レ可_レ矜。稱_レ功未_レ愜。依_レ令_二下功_一。令_レ傳_二其子_一。とあり○長直。皇極紀に出。長を薩摩本にヲサと訓り。阿利麻の阿。考本に河とあるは誤なるへし○稻積。白雉四年紀に磐積とあり○括州。唐書地理志に。江南道處州縉雲郡。本括州永嘉郡。一統志に。括州本秦會稽郡。本朝改爲_二處州府_一。隸_二浙江道_一。とあり。いつれも南海の濱なり○洛陽之京。集解云。河南道東郡隋置。武德四年廢。貞觀六年號_二洛陽宮_一。顯慶二年曰_二東都_一。光宅元年曰_二神都_一。神龍元年復曰_二東都_一。天寶元年曰_二東京_一。上元二年罷_レ京。肅宗元年復爲_二東都_一。○越洲。隋地理志。會稽郡。大業初置_二越州_一。即今紹興府。とあり○須岸山。集解云。江南道越州會稽郡。有_二南鎮會稽山_一。有_レ祠○二十三日。薩摩本_二を_二三_一に作る○到餘姚縣。唐書地理志に。越州餘姚縣○越州之底。通證云。前紀門底訓_二加度毛登_一とあり。集解には。底疑府誤と云り○十五日の上。本に十月字あり。今釋紀に據て削る○東京。唐書高宗紀に。顯慶四年閏十月戊寅。如_二東都_一。皇太子監國。とあり○訊之曰。本に訊を説に作る。今釋紀及諸本に據て改。本に曰を日に作る。今薩摩本集解に據て改○好在は。幸_レ在の意なり。この事既に出○治稱。本に稱を講に作る。今中臣本薩摩本京極本釋紀に據て改○在何方。本に在を有に作る。今釋紀に依て改む。次なる在東北の在も同じ○都加留。服部元彰云。此都加

留は。内地陸奥に在る津輕郡にはあらず。續紀養老四年正月。渡島津輕津_二司_一。從七位上諸君鞍男等六人。遣_二靺鞨國_一。觀_二其風俗_一。とあるを以考るに。今渡島國津輕津此なり。蓋津輕は。蝦夷泛稱なり。と云へり。さることなり。藝園日鈔曰。津輕此讀云。追加婁。按北沃沮一名。置溝婁。文獻通考作。置隔婁。疑是追加婁之轉語。後魏書作。豆莫婁。亦轉語乎。とある。是は今の朝鮮咸鏡道の北に在る國にて。こゝには更に由なし。按に。内地の津輕の地名も。此より出たるものなるへし○龜蝦夷。同人云。是は内地なる鱒田。津輕。及奥羽北邊の稱と云り。濱松物語に。あらえひすも泣きぬはかり。とあるは是なり○熟蝦夷は。龜蝦夷に對へたる號にて。我に交る親疎を以名けたるなり。さて此熟蝦夷は。上文に陸奥蝦夷男女二人とある。即是にて。其居處の内地に接り居るものを云るにて。景行紀に所謂日高見國の類なり○其國とあるは。蝦夷の本國を指て云るなり。五穀なしと云る。今も然り。龜熟蝦夷の。内地に接近する物を云るにあらす。或人云。其國の上に落字あり。是は渡島を指せりけん。龜蝦夷以內。當時五穀及屋舎のなかりし理あらめや。と云り。さることなり○止住樹本。景行紀に。冬則宿_レ穴。夏則住_レ櫟。とあるこれなり○奇怪。本に奇を喜に作る。今小寺本集解等に據て改む○冬至之會は。朔旦冬至を賀する會なり。このこと續紀九。同三十八。また類史等に見えたり。漢土に徇りたることにて。史記歷書に。十一月甲子朔旦。冬至已詹。其更以_二七年_一。爲_二大初元年_一。とあり。集解云。曆考曰。是歲閏十月朔旦冬至也。按高宗紀不_レ載_二冬至之會_一。とあり○出火。一本ミツナカレと訓。既云り。ミツナカレは水流にて。火焼を忌たる反語なり。仙臺問語と云ものに。下總にては火に燒たるを。水に遭ふと云詞のこれり。と云り。これら

にて知へし。一本ヒノコトとも訓り○韓智興。孝德紀白雉五年に。別倭種韓智興趙元寶。今年共使人歸。とあり。今年は天智四年を指せり○倭人。本に倭を倫に誤。今薩摩本に據て改○大麻呂。中臣本釋紀。大を火に作る○讒我客。下文に。爲智興倭人東漢直足島。所讒使人等。とあり。西漢大麻呂とは別人なるへし。詳ならず○前流云々。客等獲罪とあるより前の事か。詳ならず○海東之政。釋紀京極本。政を攻に作る。これは百濟を伐の役を云○逗西京。唐書地理志云。關内道上都。初曰京城。天寶元年曰西京。至德二載曰中京。上元二年復曰西京。肅宗元年曰上都。とあり。中臣本薩摩本釋紀に。逗を匿に作れり○難波吉士。本に士を出に誤まる。今諸本に據て改。

庚寅。詔群臣於京内諸寺。勸講孟蘭盆經。使報七世父母。是歲。命出雲國造。修嚴神之宮。狐齧斷於宇郡役丁所。執葛末而去。又狗齧置死人手臂於言屋社。又高麗使人持羆皮一枚。稱其價曰。綿六十斤。市司咲而避去。高麗畫師子麻呂。設同姓賓於私家。日借官羆皮七十枚。而爲賓席。客羞怪而退。

庚寅は十五日なり○孟蘭盆經は。集解に。晉三法護譯とあり○七世父母。この事孟蘭盆經に見えたり。

信友云。七世父母は。漢土七世廟の説を取て。所造佛説かと云り。續紀天平五年七月庚午。始令大膳備孟蘭盆供養。とあれども。此後に所見なし。故に公事根源濫觴抄には。天平年中を以始と爲り○修嚴神之宮。釋紀に。杵築神宮也。嚴者嚴重之義也。と云れど。信かたし。按に舊讀は非にて。修嚴神之宮。と訓へし。修嚴は莊嚴と云か如し。さて神之宮とあるは。いかにも杵築神宮なるへし○於宇郡は。倭名抄出雲郡意宇郡なり。本に宇を友に誤れり。今考本契沖校本に據て改む○所執葛末は。葛根なり。古は葛根を以綱と爲しかは。役丁は其を取持しなり○言屋社。神名式意宇郡楫夜神社。風土記に伊布夜とあり。記に出雲國之伊賦夜坂とあり。今楫夜村あり。土人はイヤと呼りと云り○天子崩兆。集解に。此四字私記攙入と爲て削れり。通證記傳に云れたる説は信かたし○市司。令に。東西市司正一人。掌財貨交易器物真偽。度量輕重云々事。とあり○高麗畫師子麻呂。本に子字なし。今釋紀中臣本薩摩本に據て補。此は曾て高麗より歸化せしものなるへし。天武紀に畫師音檮。續紀六に。畫師忍勝姓改爲倭畫師。二十二に。畫師祖足等十七人。賜御杖連。とあり。姓氏錄には見えねど。畫師は蕃別なり○借官。本に借を倩に作る。今中臣本に據て改む○皮七十枚。獻羆皮七十枚。前に見えたり。

六年春正月壬寅朔。高麗使人乙相賀取文等一百餘。泊于筑紫。二月。遣阿倍臣率船師二百艘。伐肅慎國。阿倍臣以陸奧蝦夷令乘己船。

到大河側。於是渡島蝦夷一千餘。屯聚海畔。向河而營。營中二人。進而急叫曰。肅慎船師多來。將殺我等之故。願欲濟河而仕宦矣。阿倍臣遣船。喚至兩箇蝦蜺。問賊隱所。與其船數。兩箇蝦蜺便指隱所曰。船二十餘艘。即遣使喚。而不肯來。阿倍臣乃積絲帛兵鐵等於海畔。而令貪嗜。肅慎乃陳船師。繫羽於木。舉而爲旗。齊棹近來。停於淺處。從一船裏。出一老翁。廻行熟視所積絲帛等物。便換著單衫。各提布一端。乘船還去。俄而老翁更來。脫置換衫。并置提布。乘船而退。阿倍臣遣數船使喚。不肯來。復於弊賂弁島。食頃乞和。遂不肯聽。弊賂弁島之別也。據已柵戰。于時能登臣馬身龍爲敵被殺。猶戰未倦之間。爲賊被殺。已妻子。

乙相。天智紀五年にも見えたり。乙相奄鄒とあり。官名なるへし。○三月。類史一本に三を五とあり。○大河側。三才圖會に。寺島氏曰。蝦夷有大河。名石川河。急流飛石不可涉。とあり。是か。○仕宦矣。宦

本に官に作る。今中臣本考本に依て改む。渡島蝦夷か。肅慎の爲に攻られ。殺されむとするを以。官軍に降りて。仕宦むとおもへとも。河を阻て居れば。願くは河を濟りて降らむとなり。○令貪嗜。通證云。神功紀。多欲訓三毛乃保之牟。嗜訓三豆奈麻。蓋津嘗也。猶言三口流涎也。とあり。一訓には。ツノマシムともあり。津吞なるへし。○單衫。倭名抄。單衣比止間岐沼。釋名。衣無裏曰單。衫末無袖端也。字典に衫衣之通稱とあり。○弊賂弁島。或人云。蝦夷地の輿地を見るに。エトロフまたルタルへと云地あり。注弊賂弁度島之別也。は。別名の脱かと云り。注の八字を。集解には。私記の攙入として削去れり。○能登臣。記に崇神天皇子大八杵命。能登臣之祖也。國造本紀。能登國造。志賀高穴穗朝御世。活目帝皇子大入杵命孫。彥狹島命。定賜國造。とあり。但し活目帝皇子とあるは誤なり。氏族志に。能登氏有臣姓。有國造。村上帝時。有檢非違使能登公藤。西宮一條帝時。有出雲介能登連守忠。除目大。近衛帝時。有能登宿禰則經。外記。連宿禰蓋皆同族也。とあり。○爲賊。本に爲字なし。今信友校本に據て補。○被殺。中臣本活字本。被を破に作る。

夏五月辛丑朔戊申。高麗使人乙相賀取文等。到難波館。是月。有司奉勅。造一百高座。一百納袈裟。設仁王般若之會。

戊申は八日なり。○難波館。類史百九十五殊俗部。肅慎下に。六年五月戊申と載たり。しかるに此紀に。

肅慎の事を記さず。是月の下文に。饗肅慎四十七人。と云事を載たり。類史は是月の二字を見落して。戊申の下に記したるなるへし。さなくは。こゝに脱文ありしものなるへし。○高座。和名抄調度部伽藍具に。高座。仁王經云。建三百高座。延喜式玄蕃寮式に。正月最勝王經齋會。堂裝高座二具。分注云。蓋二條。天井一枚。柱八枚。令内匠寮。構立帽額二條。幡八流。短帖二枚。蓮華座二枚。赤兩面褥二條。案二脚。褥二條。前垂二條。大床二脚。但講師加案並塵尾。とあり。倭名抄箋注に。按高座。見齊明紀。玄蕃寮式。法隆寺大安寺資財帳。枕冊子。榮花物語本零卷等書。とあり。○納袈裟。通證に。納一本作袈とあり。和名抄調度部。僧房具。祿。玄鞋三藏表云。袈裟一領。納音奴答反。字亦作納。俗云能不。一云太比。箋注云。所引表文。載在慈恩寺三藏法師傳。玉篇納或作袈。按納袈裟。見齊明紀。法隆寺資財帳。扶桑略記。延喜十年條。作納袈裟。乃不乃介左。見枕冊子。榮花物語音樂卷。太比未聞。釋氏要覽曰。法衣衲衣。又名五衲衣。十誦律曰。一有施主衣。二無施主衣。三往還衣。四死人衣。五糞掃衣。已上衣。天竺人諱忌。弃以不任用。義同糞掃。故共納成衣。名糞掃衣。とあり。○仁王般若之會。仁王護國般若波羅蜜經二卷。續紀十に。仁王經を講すること見えたり。類史に載せて仁王部にあり。

又皇太子初造漏尅トキノキサミヲ使民知時。又阿倍引田臣。名獻夷五十餘。又於石上池邊イソノノヘ作須彌山スミダラ。高如廟塔。以饗肅慎四十七人。又舉國百姓イソノシタ。無故持兵往還於道モチテ。國老言。百濟國。失所之相乎。

初造漏尅。略記には。此を三月の事と爲たり。天智紀に。置漏尅於新臺。始打候時。動鐘鼓。始用漏尅。此漏尅者。爲皇太子一時。始新所製造也。職員令陰陽寮に。漏尅博士二人。掌率守辰丁。伺漏尅之節。守辰丁二十人。掌伺漏尅之節。擊鐘鼓。漏尅は。通證に。俗所謂水斗鷄也。説文。漏以銅壺受水。刻節晝夜百刻。亦取漏下之義。唐百官志。孔壺爲漏。浮箭爲刻。以考中星昏明。とあり。或人云。此漏尅の製の。何くれに記したるを輯て。つら／＼に按に。晝夜十二時を。四十八尅に分。日の長短に拘らず。一時を四尅に定め。扱時尅を伺ふ法は。銅壺に水を湛。銅箭を四十八に刻み。一二三四子。一三四寅。一三四と次第したるを。壺中に立て。管より水を漏し。箭の顯れ出るを以。時尅を計る。此箭一歳四十八枚あり。七日半にして。其時候に合せ代ふ。しかるに職原抄述解をはしめ。晝夜百尅の説あれと非なり。若百尅とせば。事實に符ざるのみならず。一時八尅三々の不盡を生じ。いかにも爲る事叶はず。凡一時四尅として。晝夜合せて四十八尅なりし證を云む。賴政集に。子一つと今やさすらん。雲の上の。月を見るにも忘られぬかな。伊勢物語に。をんな人をしつめて。ねひとつはかりに。男の許に來たり。源氏櫛に。こゝかここ。たつねありきて。寅一つと申なり。空穂物語國讓に。たつの一てむはかりに。すさく院に云々。三代實錄十九に。改巳一刻。用辰四刻。建禮門院右京大夫集に。更ぬるほど。丑ふたつはかりにやと思ふほどに云々。拾遺集に。人心うしみつ。今はたのまじよ。大鏡七に。子よつとそうして。かくおほせられ。狹衣四に。ゑんじろうのうちと。ひとりこたれ給ひつ。丑よ

つと申す。西宮記佛名條尅限。延喜十九。初自亥二。至子丑。後夜自丑一。至同四。延長三。初自亥一。至子二。後自子四。至丑四。云々。禁秘抄に。上古隨陰陽寮漏尅。奏之。近代指計藏人仰之。丑杭以後爲明日分。授支那國には。以三百二十一爲度よし。漢書哀帝紀に見えられたは。其製も異なりけむ。是を黃帝か。觀漏水制と。隋書天文志には記せり。と云り。阿倍引田臣は。比羅夫なるへし。注の闕名二字は。衍なるへし。〇猷夷。これは肅慎の夷虜なり。中臣本。夷上蝦字あるは是からす。〇石上池。大和志云。山邊郡石上池。磯上村。今呼大將軍池。〇四十七人。按に五年紀注に。虜四十九人とある。是なるへし。七は恐らく九の誤りなるへし。

秋七月庚子朔乙卯。高麗使人乙相賀取文等罷歸。又都耽羅人乾豆波斯達阿。欲歸本土。求請送使。曰。願後朝於大國。所以留妻爲表。乃與數十人。入于西海之路。高麗沙門道顯日本世記曰。七月云云。春秋智借大將軍蘇定方之手。使擊百濟。亡之。或曰。百濟自亡。由君大夫夫人妖女之無道。擅奪國柄。誅下殺賢良。故召斯禍矣。可不慎歟。其注云。新羅春秋智。不願於內臣蓋金。故亦使於唐。捨俗衣冠。請媚於天子。投禍於隣國。而構斯意行者也。伊吉連博德書云。庚申年八月。百濟已平之後。九月十二日。放容本國。十九日。發自西京。十月十六日。還到東京。始得相見阿利麻等五人。十一月一日。爲將軍蘇定方等所捉。百濟王以下。太子隆等。諸王子十三人。大佐平沙宅千

福國。弁成。孫登以下二十七人。并五十許人。奉進朝堂。急引趨向天子。天子恩勅。見前放著。十九日賜勞。二十四日。發自東京。

乙卯は十六日なり。本に乙を己に誤る。按に庚子朔己卯なし。今中臣本京極本に依て訂せり。〇都耽羅人。本に耽を耽に作るは誤なり。今釋紀に據て改む。前に所謂觀貨邏國なり。〇高麗沙門道顯。天智紀元年に。鼠産於馬尾を占ひ。また定惠か死たる時。誅を作りしこと。定惠など見えて。當時の學者なり。〇春秋智。新羅王なり。大化三年紀に。金春秋と見えたる人なるへし。〇借大將軍蘇定方。本に借を倩に作る。今薩摩本中臣本釋紀等に依て改む。蘇定方は。唐書列傳云。蘇烈字定方。以字行。冀州武邑人。後徙始平。定方驍悍有氣決。乾封二年卒。年七十六。贈左驍衛將軍幽州都督。諡曰莊。とあり。〇使擊百濟亡之。中臣本京極本薩摩本。使を挾に作る。東國通鑑云。唐顯慶五年三月。唐遣左武衛大將軍蘇定方等。伐百濟。とある。此時に當れり。同書に。唐貞觀二十二年。新羅眞德女主二年。高勾麗寶藏王七年。百濟義慈王八年。新羅主。遣伊淦金春秋。及其子文注。如唐。帝郊勞之。既至。見春秋儀表英偉。厚待之。召燕見。賜以金帛。特厚。問曰。卿有所懷乎。春秋奏曰。弊國僻在海隅。服事天朝。積有歲年。而百濟強猾。屢肆侵凌。往年大舉深入。攻陷數十城。以塞朝覲之路。通鑑にも。此年九月。新羅奏爲百濟。濟強猾。屢肆侵凌。往年大舉深入。攻陷數十城。以塞朝覲之路。濟所攻。破其十三城。とあり。陛下不下借。天威剪除凶逆。則弊邑梯航述職。無復望矣。帝深然之。乃勅將軍蘇定方。帥師二十萬。征百濟。春秋又請改章服。以從華制。於是內出珍服。賜春秋及從者。詔授春秋爲特進。文注爲左武衛將軍。と

あり。されどこれは當年の事にはあらず○君大夫夫人妖女。薩摩本に。一本大字なしとあり。妖女の訓は。婦人をタヲヤメ。タワヤメなどあるとは異にて。妖言をタハコトと云るタハに同じ○誅殺賢良。東國通鑑云。唐顯慶元年。百濟義慈王十六年春三月。百濟王殺諫臣佐平成忠。先は王率宮人。滌酒耽樂。成忠極諫。王怒囚之。由は無敢言者。成忠不食。臨死上書曰。臣嘗觀時察變。必有兵革之事。凡用兵者。必當擇地勢。處上流。以應敵。可以保全。敵兵若來。使下陸。不過炭峴。水不盡入白江。據險隘。禦之。然後可也。王不省。遂死于獄中。とあり○不得願於內臣蓋金。天智紀三年に。高麗大臣蓋金。終於其國。通鑑唐紀云。高麗東部大人泉蓋蘇文。注。蓋蘇文。或號蓋金。姓泉氏。唐書百濟傳云。官有內臣佐平者。宣納號令。とあり。此文意を按に。春秋智。高麗百濟の。こはく自國を攻るを苦しみて。高麗に使を遣りて。其內臣蓋金に願ひて。和を謀りしなるへし。然るに高麗にて。其請を聞かさりしかは。唐に詣て媚を納れ。救を求めしものと見えたり。この事は通鑑唐紀にも見えす○投禍。釋紀に禍を福に作る。誤なるへし○庚申年は今歲なり○八月百濟已平。此事次に云○放容本國。中臣本京極本釋紀等に。容を客に作る○阿利麻等五人。五年七月紀注に。東漢長直阿利麻。坂合部連稻積等五人。とあり○太子。釋訓コニセシム。薩摩本にコニキシムとあり。本訓は誤なるへし○諸王子。本に子字なし。釋紀及考本に由て補○沙宅。天智紀に據に。沙宅は姓なり。唐書に沙吒に作る○孫登。本に此二字なし。今釋紀一本に據て補○奉進朝堂。唐書蘇定方傳云。百濟平。俘義慈隆泰等。獻

東都。東國通鑑云。唐顯慶五年。新羅太宗王七年。百濟義慈王二十年。秋七月。唐兵與新羅兵。圍百濟都城。拔之。王義慈降。唐兵執之。王與太子孝。率左右夜遁。次子泰自立爲王。率衆固守。太子之子文思。謂隆曰。王與太子固在。而叔自王。唐兵雖解。我輩安得全。遂率左右。鎚城而出。隆與大佐平千福等。出降。九月。定方以義慈及子孝。泰。隆。演。大臣將士八十八人。百姓萬二千八百七人。渡海。唐書高宗紀曰。顯慶五年十一月戊戌。蘇定方俘百濟王。以獻。とあり○恩勅。本に恩を息に誤る。今正す○見前放著。東國通鑑云。顯慶五年十一月。蘇定方以義慈等。見。帝責而宥之。帝慰藉定方。通鑑唐紀云。十一月戊戌朔。上御則天門樓。受百濟俘。自其王義慈以下。皆釋之。蘇定方前後滅三國。皆生擒其主。赦天下。とあり。さて此文は。次の本文よりは前の事なり。

九月己亥朔癸卯。百濟遣達率。沙彌覺從等來奏曰。或本云。逃今年七月。新羅恃力作勢。不親於隣。引搆唐人。傾覆百濟。君臣摠俘。略無

噍類。怒受利之山。夾擊百濟。相戰三日。陷我王城。同月十二日。始破王城。怒受利山。百濟之東境也。

癸卯は五日なり○沙彌。翻釋名義集云。七衆沙彌。此翻息慈。謂息世染之情。以慈濟群生也。とあり。元亨釋書。乘蓮傳に。國俗剃髮。不全梵儀。有妻子者。在家稱沙彌云々。日本後紀八に。僧三百人沙彌五百人なごあり○引搆唐人。キイは率なり。イは添て云辭。外に例あり。唐書

云。新羅爲高麗百濟所暴。高宗賜璽書。令出兵援新羅。とあり○大唐蘇定方。中臣本薩摩本京極本。唐下大將軍三字あり○尾資之津。文献備考。京畿道百濟彌鄒忽。句麗買召忽縣。新羅郡城縣。高麗仁州。本朝仁川府。とあり。こゝなるへし。通鑑に。定方由海とあれば。仁川府の海より攻入しなるへし○怒受利之山。未詳○陷我王城。東國通鑑云。顯慶五年夏六月。新羅王將兵助唐。伐百濟。次南川停。王聞蘇定方等引兵。自萊州濟海。舳艫千里。軍于德物島。遣太子法敏。大將軍金庾信。將軍眞珠。天存等。領兵船一百艘。會定方。定方謂法敏曰。定方由海。太子從陸。期以七月十日。與大王兵會。直擣義慈都城。可_レ以得志矣。唐書百濟傳云。顯慶五年。詔左衛大將軍蘇定方。發新羅兵討之。自城山濟海。百濟守熊津口。定方縱擊虜大敗。王師乘潮帆以進。趨眞都城。一舍止。虜悉衆拒。復破之。斬首萬餘級。拔其城。通鑑唐紀。顯慶五年八月。蘇定方引兵。自成山濟海。百濟據熊津江口。以拒之。定方進擊破之。百濟死者數千人。餘皆潰走。定方水陸齊進。直趣其都城。北史。百濟都俱拔城。亦曰固麻城。其外更有五方。中方曰古沙城。東方曰得安城。南方曰久知下城。西方曰刀先城。北方曰熊津城。未至二十餘里。百濟傾國來戰。大破之。殺萬餘人。追奔入其郭。百濟王義慈。及太子隆。逃于北境。定方進圍其城。義慈次子泰。自立爲王。帥衆固守。隆子文思曰。王與太子皆在。而叔遽擁兵自王。借使能却唐兵。我父子必不全矣。遂帥左右。踰城來降。百姓皆從之。泰不能止。定方命軍士登城立幟。泰窘迫。開門請命。於是義慈。隆。及諸城主皆降。百濟故有五部。分統三十七郡。二百城。七十六萬戶。詔以其地。置熊津五都督府。熊津。馬韓。東明。金德。德安五督府。以其酋長。爲都督刺

史。なとあり○同月十二日始破王城。考本同月二字なし○東境也。中臣本。境を堺に作る。

於是西部恩率鬼室福信。赫然發憤。據任射岐山。或本云。北任叙利山。達率餘自進。據中部久麻怒利城。或本云。都岐留山。各營一所。誘聚散卒。兵盡前役。故以梛戰。新羅軍破。百濟奪其兵。既而百濟兵翻銳。唐不敢入。福信等遂鳩集同國。共保王城。國人尊曰佐平福信。佐平自進。唯福信起神武之權。興既亡之國。

西部は部曲。恩率は二品の官號なり。傍注に。所名と書したるは誤なり。○鬼室は。姓氏錄右京諸蕃。百濟公條に。因鬼神感知之義。命氏謂鬼室。廢帝天平寶字五年。改賜百濟公姓。按に因字上に脱文あるへし。さて左京諸蕃に。百濟公。百濟國都慕王三十世孫。汝淵王之後也。また和泉に百濟公。百濟國酒王之後也。なとあり。天智紀に。鬼室集斯といふ人も見ゆ。福信下文に。百濟宗室福信。唐書にもしかあり○任射岐山。文献備考云。福信乃退保任存城。今大興郡とあり。忠清道なり。又今州東大興縣境。有古任存城。距州治僅十餘里。任存在百濟爲名城。新羅亦爲任存郡云々。又燕岐鳳首山。在東二十里大興界。南岡有任存古城。通鑑唐紀注。任存城。在百濟西部任存山。考異曰。實錄或作任孝城。未_レ知孰是。今從其多者。とあり○北任叙利山。本に叙を

劔に作る。誤なり。今釋紀に據て改。中臣本にニツリノ山と訓り。集解云。接唐書百濟傳所謂。道琛保任存城。自稱領軍將軍。福信稱霜岑將軍。又仁願拔支羅城。夜薄。真峴。任存。真峴。即任劔利是。利爲韓語終聲也。とあり。○達率餘自進。按に次の中部二字。達率の下に在へし。集解にはしか改めたり。集解云。按唐書劉仁軌傳曰。獨督帥遲受信。據任存城不下。餘自進即是。天智天皇二年紀。作余自進。とあり。○久麻怒利城。東國通鑑に熊津城に作る。これを今慶尙道熊川郡と集解に云るは誤なり。上に引る北史に。百濟都俱拔城とあり。俱拔と久麻と通へり。○注都々岐留山。中臣本。岐留倒せり。按都々留岐は。周留城か。文獻備考に。周留城。東史曰。宗室福信據周留城。迎豐爲王。西北部皆應云々。福信乃退保任存城。今大興郡先是風達都將黑齒常之。収合連亡。依任存城。自固。不旬日。歸者三萬。即復。三百餘城。以應福信。遣使于倭。乞救來云々。とある周留は。都々岐留なるへし。○兵盡前役。通證云。兵器也。舊讀非。とあり。○以楛戰。通證云。神名式大和國宇陀郡都加那木神社。今按中臣被云。天津金木。菅家訓筵字ニ云加那岐。据此。都加那岐。蓋杖筵之義也。字書。楛棒。本字。抱朴子曰。官軍以白楛擊之。とあり。これは本訓にツカナキと訓るに付て云る説なれど。杖筵は非なるへし。握楛の義なるへけれど。なほ思ふに。この訓のツは衍にて。たゞカナキなるへし。さて加那岐は。楛また筵の訓義にて。大被詞の金木。孝德紀御歌舸娜紀に同じく。熟木の意にて。既に孝德紀に云り。楛は後の棒にて。倭名抄に棒音方杖名也とありて。和名なし。大被詞なるは。本末打切熟したる小木を云なれど。こゝはまことに棒と云ほどの物にて。やゝ太き木なり。序に云。菅家萬葉には。筵をカナキと訓める歌なし。これは文選なる。以筵撞鐘とある文を。思ひたかへたるなるへし。○百濟兵翻銳。本に百字を脱せり。今中臣本薩摩本に據て補ふ。集解には。而字を百に作れり。私に改めしものと見ゆ。○尊曰。本に曰を日に誤れり。今正せり。○佐平福信佐平自進。按に福信。此時位恩率。自進位達率なり。然るに今佐平と云は。兩人の武功。大臣の位に當るを褒たるなり。佐平は彼國の大臣の位にあたり。はなり。○興既亡之國。東國通鑑云。新羅文武王十年秋七月。唐總管薛仁貴。遣僧琳潤。致書於王。王報書。其略曰。蘇大總管。留漢兵一萬新羅。亦遣弟仁泰。領令七千。同鎮熊津。大軍回後。賊臣福信。起於河西。取集餘燼。圍逼府城。先破外柵。總奪軍資。復攻府城。幾將陷沒。又於府城側近四處。作城圍守。某領兵往赴。以解其圍。遂破賊城。復運糧餉。使一萬漢兵免虎吻之危。唐書百濟傳曰。蘇大方執義慈隆及小王孝演。酋長五十八人。送京師。平其國五部二十七郡。二百城。戶七十六萬。命郎將劉仁願。守百濟城。王文度爲熊津都督。文度濟海卒。以劉仁軌代之。璋從子福信。嘗將兵。乃與浮屠道琛。據周留城。反。迎故王子扶餘豐於倭。立爲王。西部皆應。通鑑唐紀云。龍朔元年三月。初蘇定方既平百濟。留郎將劉仁願。鎮守百濟府城。又以左衛中郎將王文度。爲熊津都督。撫其餘衆。文度渡海而卒。百濟僧道琛。故將福信。聚衆據周留城。迎故王子豐於倭國。而立之。引兵圍仁願於府城。詔起劉仁軌。檢校帶方刺史。帶方州置於百濟界。因古地名。以名。考異曰。僉載云。劉仁願以仁軌。檢校帶方刺史。今從本傳。將王文度之衆。便道發新羅兵。以救仁願。仁軌喜曰。天將富貴此翁矣。於州司請唐曆及唐諱。以行。曰吾欲掃平東夷。願大唐正朔於海表。仁軌御軍嚴整。轉鬪而前。所向皆下。百濟立兩柵於熊津江口。仁軌與新羅兵。合擊破之。殺溺死者萬餘人。道琛乃釋府城之圍。退保任存城。新羅糧盡引還。道琛自稱領軍將軍。福信自稱霜岑將軍。

招集徒衆。其勢益張。仁軌衆少。與仁願合軍。休息士卒。上詔新羅出兵。新羅王春秋奉詔。遣其將金欽。將兵救仁軌等。至古泗。福信邀擊敗之。欽自葛嶺道遁還新羅。不敢復出。福信尋殺道琛。專總國兵。とあり。

冬十月。百濟佐平鬼室福信。遣佐平貴智等。來獻唐俘一百餘人。今美濃國不破片縣二郡唐人等也。又乞師請救。并乞王子余豐璋。曰或本云。佐平貴智達率正也。唐人率我螯賊。來蕩搖我疆場。覆我社稷。俘我君臣。百濟王義慈。其妻恩古。其子隆等。其臣大佐平千福國。弁成。孫登等。凡五十餘人。於七月十三日。爲蘇將軍所捉。而送去於唐國。蓋是無故持兵之徵乎。而百濟國遙賴。天皇護念。更鳩集以成邦。方今謹願。迎百濟國遣侍天朝王子豐璋。將爲國王云々。

佐平鬼室云々。國人の福信等を崇信するに從ひて。佐平位を授けたるなり。○片縣。通證云。神名式片縣郡方縣津神社。倭名抄方縣郡大唐。○余豐璋。本に璋を障に作る。今中臣本釋紀古本。及下文等に據て改む。此王子舒明天皇三年を以。質として皇國に在り。此に至りて三十年になれり。續紀二十七。百濟王敬福傳に。義慈王兵敗降唐。其臣佐平福信。尅復社稷遠近。豐璋紹興紀流云々。大日本史に。余豐璋を

余豐に改作れり。其說舒明紀に云り。東國通鑑云。唐龍朔元年春正月。百濟宗室福信等。立故王子扶餘豐爲王。豐嘗質於倭。福信起兵。與浮屠道琛。据周留城。迎立之。西北部皆應。とあり。○注正珍。本に珍を改に作る。今中臣本薩摩本釋紀等に據て改。○其臣大佐平。本に大を王に作る。今薩摩本小寺本集解に據て改む。但し大佐平と云を見ず。按に北史百濟傳に。左平五人一品とあれば。其中の主たるを云かと。或人云り。○千福國。本に千を子に誤る。今中臣本釋紀及上文に據て改む。○五十餘人。本に人字無し。今考本集解釋紀等に據て補ふ。○於七月。本に於上秋字あり。今釋紀考本に據て削る。

詔曰。乞師請救。聞之古昔。扶危繼絕。自著恒典。百濟國窮來歸我。以下本邦喪亂。靡依靡告。枕戈嘗膽。必存拯救。遠來表啓。志有難奪。可分命將軍。百道俱前。雲會雷動。俱集沙喙。翦其鯨鯢。紓彼倒懸。宜有司具爲與之。以禮發遣云云。送王子豐璋。及妻子。與其叔父年。或本云。天皇立豐璋爲王。立塞上爲輔。而以禮發遣焉。

自著。本に倒せり。今小寺本に據て改。又思ふに。自は於の誤か。さ。○拯。本に様を作る。今集解小寺本に據て改む。○沙喙。推古紀孝德紀に出たり。喙を通證引く。或本に。喙に作るは誤なり。東國通鑑に白沙に

作れり○鯨鯢。本に鯨を鯢に作る。今諸本に據て改む○紆。本に緋に誤る。今正せり○具爲與之。水戸本爲を備に作る。さて按に。此間に下文の注なる。天皇立豊璋爲王。立塞上爲輔而。の數字あるへし○叔父忠勝。孝徳紀に百濟君豊璋。其弟塞城忠勝。とあり。舊唐書劉仁軌傳云。扶餘忠勝忠志等。率士女及倭衆。并耽羅國使。一時并降。百濟諸城皆歸順。とあるは。此より後の事なり○見于七年。按に七年紀に此事を載せず。されは見字は。恐くは在の誤なるへし○塞上。即忠勝なり。皇極紀に塞上恒作惡云々とあり○類史第二十八帝王部に云。遷御齊明天皇六年十月己酉とあり。按に本紀に遷御の事を載せず。二年に此事あり。上に見えたり。また扶桑略記に。十月唐使歸來とあり。本紀に所見なし。

十二月丁卯朔庚寅。天皇幸于難波宮。天皇方隨福信所乞之意。思幸筑紫。將遣救軍。而初幸斯備諸軍器。是歲欲爲百濟將伐新羅。乃勅駿河國造船。已訖。挽至績麻郊之時。其船夜中。無故艫舳相反。衆知終敗。科野國言。蠅群向西。飛踰巨坂。大十圍許。高至蒼天。或知救軍敗績之怪。有童謠曰。摩比羅矩。都能俱例豆例。於社弊陀乎。邏賦俱能理歌理鵝。美和陀騰能理歌美。烏能陞陀烏。邏賦俱能

理歌理鵝。甲子。騰和與騰美。烏能陞陀烏。邏賦俱能理歌理鵝。

庚寅は二十四日なり○績麻郊。訓によらは。績麻は字を倒せるか。また薩摩本ウミヲと訓るによらは。本のまゝにてあるへし。さて此地名詳ならず。何れの地なるも知かたし。和名抄信濃國伊那郡更級郡に麻績郷あり。されと今駿河國に命せて。造らしめたる船の。信濃國に挽引至るへき理なし。必別處なり。さて又郊を中臣本にコホリと訓り。此に據らは恐くは郡の誤か。かにかくに疑はしき事なり○踰巨坂。信濃御坂を謂か。美濃信濃の界なり。景行紀に見えたり。巨は御に同じ。同紀に大山をミヤマと訓り○知救軍敗績之怪。有童謠。守部云。此は彼國に救軍を遣はされんとせしをりから。三の怪異の有しことを記せるなり。一には。駿河國に。故無くて船の艫舳反りたる。二には。科野御坂を。蠅の群て飛踰たる。三には。都の巷にて童謠をうたひたる。是三ながら。皇軍の敗績なん前兆なるよしなり。つら／＼紀をよみて按ふに。縁なき異國の事に。皇軍を勞け。民を煩はしめ給ふ。益なきわさなりければ。これよりさき。神もいさめ。人も諫めつらむを。此御時。天皇は女帝にましく。皇太子中大兄命は。かゝる怪異もひたふるに。異國を慕ひ賞好させ給ひつれば。彼百濟福信に欺れて。強てものせさせ給ひけむかし。かゝる怪異もありけらし。さて此怪異を載るほどにては。時の童謠も憚らす。ありのまゝに記すへきを。おもふやうなれど。此は天皇太子の御心に背ける故に。時人甲乙を着て。物に記しおきけるまゝを。紀に載られたるにそある。即敗績の事等を始め。何くれと省れつる事どもの多かるを以知へし。と云れた

るは。さることにて。けにも此時の御軍のさま。甚く省かれたれば。さたかに知かたし。故前後の注に。彼地の史。東國通鑑。唐書。通鑑唐紀などを。煩らしくは引たれど。なほいとあかぬ事。多かるを見るべし。さて此童謡は。まつ釋紀に注せられたるは。本の字のまゝに訓れたる。これはじめなれど。其は強語なるよし。既に先哲の辨せられたるか如し。其後。荒木田氏の歌解。本居翁の齊明紀童謡の考。玉勝問等はあれども。何れも解き得たりとおほしきはなし。又本文の字句のまゝに解れたるは。なほ多かれど。此等はすへて取へき方なし。然るにこゝに。守部か難語考。また此紀の歌の注。稜威言別に解れたるは。先々の解とはまさりて。中にはかたふかる。とふしもある。いとよろしく。其卓見もまた賞すへきか如し。故今其説どもを取捨して左に擧ぐ。まつ其一首を如此く讀出られたり。摩比邏矩。句能都能俱例豆例。句弘能弊陀乎。句邏賦俱能理歌理鵝。句美和陀騰能理歌美。句烏能陸陀鳥。句邏賦俱能理歌理鵝。句かく讀出て。さて其説に云く。今甲乙を記されたる。記者の心を深く察て。如此讀たれば。三段十句にして。初て上代の歌の調をなせり。其翻りさまも。纒か三種にして。摩比邏矩と云と。烏能陸陀鳥と云との平語は。そのまゝ直によませ。言の禁忌なる六句のみを。顛倒させたる。只おのつからにて。いかてかゝる事を得む。心ありてのしわざなることいちしるじ。さて其句々の意は○摩比邏矩は。字のまゝに眞發と讀て。田地を墾發を云。三句の尾上田に係る詞なり。常には田には新墾など云へきなれども。此は先の皇軍士等の開かれたる。百濟の地に比喩へて云なれば。開くといへるなり。其よしは下にも云へし。眞の發言は。多く體語の上に置れども。又稀には。眞直。眞廣などやうに。用語にもおける例もある。

なり。○都能俱例豆例。守部云。今是を翻して。俱例豆例能。都能と讀む。俱例豆例は百濟の地名。都能は津之なり。欽明紀に。哆唎。多羅。稔禮。圖禮。居曾山など見えて。韓國の地名には。下を良行の言にて云るか常多かれは。此俱例豆例も。彼土の地名にて。此時さるよしありける故に。憚りたなるへし。又此は。正しく然云地名は。よしやあらすとも。彼地の事めかして。うたへる詞と見ても妨なし。今本。上の能字一落せるを。今は釋紀本。又一本等に依て補へり。古本は皆然かそ有けらし。武郷云。釋紀本。又一本等とあるは甚信かたし。さる本世にあることおほつかなし。もしあらば。其出か辭なれば。容易く信すへからず。されは。能を略きて。クレツレツノと訓てあるへし。能字なくては語上ふつとかなるか如なれど。もとより童謡なれば。なくともありぬへし。さてくれつれの津の解も。あまり快よからされど。他に思よる説もなければ。姑く其説によりてある。○於社弊陀乎。此句守部は弘能弊陀乎の誤としてとけり。其説に。此句字並によりて。尾上田をなり。山の丘の平かなる處を開て。麥にまれ稻にまれ。佃る畠を云。彼土は山多き國故に。水田はいと稀なりといへり。此句も。今本於社弊陀乎とあれど。釋紀の本に。社字は能とありて。私記に小野田也と云るをみれば。於字も弘を誤れるなるへし。下二段。共に烏能陸陀とあれば。その例に據て改めつ。武郷云。於社弊を弘能弊と爲たれど。釋紀に社を能に作れど。於は本紀と同じければ。弘の誤とは爲かたし。注に小野田也と云れつるは。此釋紀の例にて。假字を本より正さぬ例なり。されは此説は杜撰なり。取へからず。さてものまゝならば。於社弊陀乎なり。解云。押田なり。百濟のために。新羅のあたを築くおさへなり。田としもいへるは。下に雁々の稻を喰ふよしを。云んとしてなるへし。と云り。此もよしとはあらねど。姑く本のまゝに解かば。さもあるへし。姑其説による。○邏賦俱能理歌理鵝。又云。今此を翻して。歌理鵝理能俱邏賦とよむは。雁々之喰也。雁々とは。山々。國々。人々など云類にて。多くの雁どもの。群來て食ふを云。かくて是までの一段四句の意は。眞廣く開きし。百濟の例と云地の尾上田を。雁どものあまた群來て喰ふよ。と云にて。譬へたる意は。先の皇軍士等の。開き置れ

たる百濟の地を。新羅の卒とも。夥來て襲ひかすめとるそ。と云意なりと云り。武郷云。但し此解は。尾上田と云に依て。解るなり。押塞田として説かは。少しく異なれど。大凡の意は。かほることなるへし。○美和陀騰能理歌美。又云。今此句を翻して。美歌理能騰陀和美とよむは。御獵之人猶豫也。美歌理とは。雁々の喰ふと云に就ていひ。陀和美とは。たゆたふ意にて。弓なごに。たゆむなご云と同言なり。其はたゆむを。たをむとも。たわむとも通はし云るにしろし。萬六に。丈夫の心はなしに。手弱女の念オモヒ多和美手タワミテ。ともよみたり。されは此句の言は。御獵人の猶豫へる緩怠にて。いよますます。雁とも來て。群食シヤむよと云て。百濟屯倉の官人等の。なほさりに譬へて。かゝる時。救軍を遣らば。共に喰はれむと含めたるなり。と云り○鳥能陸陀鳥。守部云。此句字並によみて。尾上田をなり○邏賦俱能理歌理鵝。翻して歌理鵝理能俱邏賦とよむ。上に同じ。雁々之喰なり○甲子は。此次句より讀始むへき事を。知らせたる標なり。次に云○騰和與騰美。守部か本には。與を陀に改めて。翻して騰陀和美騰とよむは。人猶豫と云にて。上の御獵之人猶豫を。一句省きて云るなり。今本隨を與と作るは誤れるなり。今は上段に擬ひて改めつと云り。さることなれど。何れの本にもみな與とあれは。心ゆかす。秘閣本には。此句和與騰和與騰美とあれど。これも解かたし。本居翁は。此句本のまゝにて。翻して騰和騰與美と訓り。騰和とは。山のたわみたる處を云。記の垂仁段に。自山多和引越御船と云こともあれは。さもありぬへくや。されと今姑く守部か説によりてあるなり。さてみかりのとたわみとある句を。中間より引切りて。とたわみとのみ云初句と爲んは。片言なるか如くなれど。是は童謠なれ

は妨なし。記の崇神段の神歌にも。古波夜コハヤ。美麻紀伊利昆古波夜と。調の爲に歌へると同じ趣なり○鳥能陸陀鳥。本に陸を階に作るは誤なり。今中臣本釋紀に據て改めつ。上に同じ○邏賦俱能理歌理鵝。これまた翻して。歌理鵝理能俱邏賦と訓む。上に同じ。守部云。切なること故に。如此は返せるなり。是にて三段なり。と云れたるか如し。されと甲子より讀始る時は。上の句を返せるなりと云へし。さて一首の總ての意は。守部云。既に眞廣く開き植られたる。百濟の地の。尾上田を。雁とも群來て食ふそ。以上四句一段其雁ともを。速みにも獵捕へきに。御獵の人のたゆみ懈りつる故に。其尾上田を。なほ雁とも群來て喰ふそ。以上三句二段さて此句を按に。忝くも難波より伊與を経て。筑前に行幸し。救ひの軍士の事を。云云計はせ給ふ間に。あやしき神の怪ケなとありて。天皇終に朝倉行宮にて崩給ひき。是其不祥の始にて。其軍も終にいたつら事となりき。これらを思ひ合すへし。かくて彼御獵之人の。たゆみ懈りつる故に。あたらし尾上田を。雁とも群來て喰ふそ。以上三句三段と云にて。譬へたる意は。先の皇軍士等息長帶姫命以下。正しく制せさせ給ひし。御世々々の御軍士等なり。の開き置れたる屯倉地を。新羅漢國に通じて襲ひ取そ。是偏に近來彼をゆるめたる懈りなりければ。今更百濟のために救ふとも。詮なきことごととなり。前段に載せたる童謠文を記したるに。此童謠より以下。釋文を省きたる。憚る所謂の。ありしにあらすや。かの崇神紀の歌は。天皇の御爲に。危急を告る神女歌なり。もし是を憚らば。其難危かりなん。又其を載て世に傳るに。後のためしにはなりなんとも。聊天皇の御恥辱になるへき事柄ならされは。本より憚るへき故もなし。今此童謠は。天皇皇太子の徽慮に背て。其非を貽し傳へんは。御恥辱に拘はるへきをや。と云れたるは。大方叶ひたる解釋と通ゆれば。取捨してこゝに載つ。

七年春正月丁酉朔壬寅。御船西征。始就于海路。甲辰。御船到于大
海。時大田姬皇女產女焉。仍名是女。曰大田皇女。庚戌。御船泊于伊
豫。熟田津石湯行宮。熱田津。此云二
備積陀豆。

壬寅。六日なり。○就于海路は。難波より御船に乗給ふなり。○甲辰。八日なり。○大田海。和名抄備前國
邑久郡於保久。國造本紀に大田國造あり。○大田姫皇女產女。天智天皇の皇女にて。天武天皇の御妃な
り。然るに天武二年紀に。納皇后姉大田皇女爲妃とあるは。前の事なりしを。後に追次て書る。此
紀の例なり。○大田皇女。天武皇女なり。本紀には大來に作れり。○庚戌。十四日なり。○泊于伊豫云々石
湯行宮。萬葉一。後岡本宮御宇天皇代。額田王歌。熱田津爾。船乘世武登。月待者。潮毛可奈比沼。今者許
藝乞菜。考云。外蕃の亂をしつめ給はんとて。七年正月筑紫へ幸つてに。石湯宮に御船泊玉へること。紀に見ゆ。額田姫
王も御供にて。此歌はよみ給ひしなりけり。そこよりつくしへ向ます御船の。曉月を待給ひしなるへしと云り。右檢山上
憶良大夫類聚歌林。曰云々。ことに。三十五字異時。七年辛酉春正月丁酉云々。泊于伊豫熱田津石湯行宮。天
皇御覽昔日猶存之物。昔日猶存とは。昔御夫舒明天皇と共に。此處に行幸し。當時忽起ニ感愛之情。所以因製ニ歌詠。爲ニ
之哀傷也。即此歌者。天皇御製焉。但額田王歌者。別有三四首。とありて。右の歌を。此時の天皇の御製と
したり。また三に。百式紀乃。大宮人之。飽田津爾。船乘將爲。年之不知久。とあるは。此事を後によめる
なるへし。飽田津は饒田津なり。又柔田津ともあり。飽は饒の誤なるへしと云り。但しこの飽田津は誤にはあらて。ア
キタツと訓て。溫泉郡一萬村の西に。秋田津と云處あり。そこな

りど。萬葉古義
にはこゝに。石湯は。式溫泉郡湯神社。所謂道後村
溫泉なり。などによしある名か。たつぬへし。さて後の物なから。
臥雲日件録に。寶徳四年四月十六日云々。二十四日。伊與の湯山に行
し事を記して。憩于橋西善福寺。及歸寺王出送。主カ因
指前面山腰。曰。昔孝徳天皇行宮之地。今謂之御所墻内。又天皇月夜宴于寺前尊橋。有歌詠之辭。世皆
傳之了。とあり。按に孝徳天皇。伊豫國に行幸のこと。史に載せず。恐くは此天皇熱田津石湯行宮に
行幸しし時の事か。考へし。但し舒明天皇此國に行幸の
ことば。本紀に見えたり。

三月丙申朔庚申。御船還至于娜大津。居于磐瀨行宮。天皇改此名曰
長津。夏四月。百濟福信遣使上表。乞迎其王子糺解。釋道顯日本世紀曰。百
濟福信。獻書祈其
君糺解於東朝。或本云。四
月。天皇遷居于朝倉宮。

庚申は二十五日なり。○還とは。東平云。御船西征。先大田海に到り。備
前それより伊豫熱田津の石湯行
宮に泊給ひ。遂にもこの筑紫に還幸御坐けるなり。還字。まさしく四國海より。本の筑紫に還坐
るを云る文なりと。長澤伴雄なんいへる。とあり。但しこ
この筑紫とはいへど。はじめ筑紫に至りまじし事。上に見えず。こゝは其志し給ふ方筑紫なれば。其
方に還り給ふよしなるへし。○至于娜大津。本に娜を娜に誤れり。今正せり。筑前國那珂郡なり。神功
紀に灘河水とあるもこれにて。そこには灘を那可と訓り。宣化紀に那津ともあり。續紀考證云。博多大

津。在筑前那珂郡。稱太宰博多津。即娜大津也。とあるか如し。谷森善臣云。齊明紀舊訓に。ナカノとあれば。娜下に往々に長津宮とありて。ナカノツとよむるへければ。娜大津も。ナカの大津なること相照して知へし。今も筑前國那珂郡なり。と云り。釋にこれを于娜と讀て。于娜者伊與國宇麻郡也。長津宮在伊與。と云るは。甚しき非なり。なほ神功紀に云ること見合へし。〇磐瀨行宮。集解云。延喜式左馬寮曰。筑前國驛馬。石瀨五疋。筑前名寄曰。遠賀郡石瀨。有下稱御館地。蓋行宮之墟。自難波通上座朝倉之道也。とあり。されど此は別處の如くもきこえたり。たつぬへし。〇長津。天智紀に。皇太子居于長津宮。稍聽水表之軍政。とあり。さて郡名を那珂と云るも。此の長の轉りたるなるへし。〇王子紉解の來れること。前紀に見えず。〇注東朝は。皇國を指す。〇朝倉宮。次に云。

五月乙未朔癸卯。天皇遷居于朝倉橋廣庭宮。是時。斯除朝倉社木。而作此宮之。故神忿壞殿。亦見宮中鬼火。由是。大舍人及諸近侍。病死者衆。

癸卯は九日なり。〇朝倉橋廣庭宮は。筑前國なり。略記に。遷居筑紫朝倉橋廣庭宮。とあり。本朝文粹にも。三善清行か意見封事に。備中風土記を引て。天皇行幸筑紫。とも。崩於筑前行宮。ともあり。通證云。在筑前國上座郡。今其故墟號宮野。倭名抄。上座讀上都安佐久良。神樂歌。朝倉也。木乃丸殿爾。我居婆。名告乎爲都々。行波誰兒會。とあり。是なり。さて又通證に。倭名抄。伊豫國越智郡朝倉。立

花。土佐國土佐郡朝倉。松下氏曰。世傳天皇幸筑紫。居豐前國上毛郡朝倉。而作黑木屋於山中。號木丸殿。又置刈草關。此時天智爲皇太子。攝政。故有木丸殿之詠。後世入之神樂曲。此傳は。奥儀抄十訓抄等にもあり。然釋引土佐風土記及神名帳。今年正月。御船泊于伊豫。則朝倉在土左。者無疑矣。とあるは非なり。伊豫土左。豐前に同名あるを以。衆説あれど。筑前とある者を以是とす。〇朝倉社木。通證に。式上座郡一坐麻氏良布神社。在田村麻底良山上。と云り。これなるへし。筑前續風土記。和爾雅。神名帳考證等にもあり。これをも。式土佐國土佐郡朝倉神社。在朝倉村。風土記曰。神名天津羽々神と。通證に云るは非なり。〇亦見宮中鬼火。本に宮鬼火の三字を脱せり。今薩摩本中臣及信友校本に據て補つ。扶桑略記にも。亦見鬼火。とありて。宮中字なし。これも脱たるなり。今本のまゝにては。何とも説へきやうなし。訓もいみじき非なり。〇大舍人。本に舍を倉に誤れり。今古寫本ともに據て改めたり。〇病死者衆。扶桑略記に。七年辛酉夏。群臣卒爾多死。時人云。豐浦大臣靈魂之所爲也云々。于時大舍人并諸近侍病死。とありて。これを入鹿の祟なり。と云るは。佛者の説なり。此時のは全く神の御祟なるものをや。

丁巳。就羅始遣王子阿波伎等。貢獻。伊吉連博得書云。辛酉年正月二十五日。還到越州。四月一日。從越州上路東歸。七日。行到檉岸山。明。以八日鷄鳴之時。順西南風。放船大海。々々中途。漂蕩辛苦。九日入夜。僅到就羅之島。便即招慰。島人王子阿波岐等九人。同載客船。擬獻帝朝。五月二十二日。奉進朝倉之朝。就羅入朝。始於

此時ニ又爲ニ智興カトモ、倭人、東漢東直足島ノ所レ讒ヨコサ使人等、不レ蒙ニ寵命ミメクミナ、使人等、怨徹トホリ于上天之神アメ、震ニ死カトキシテコロシツ、足島、時人稱曰テ、大倭天報之チカキカナ、近ニ。

丁巳は二十三日なり○耽羅は。百濟屬島なり。繼體紀に云へり○辛酉年は今歲なり○越州は。前に餘姚縣とあるあたりなり。今の紹興府なり○檉岸山明。この山詳ならねど。今舟山と云る地つゞきの島あり。唐時には象山と云り。それなるへし。さて釋紀に。私記曰。明讀爲レ南とありて。本にもミナミと訓り。さることなれども。京極本には明を陽に作る。其方是なるへし。然るに薩摩本中臣本に云。明下有ニ旦字ニとあり。さらば此字は下に付きて。明旦と讀へし。されどなほ本のまゝにてあるへし。さて今地圖を見るに。其象山と云る東にあたりて。また大なる島あり。其あたりなるへし。檉字の條に。檉字の音はテイにて。吳音チャウなれども。聖字の吳音シヤウと。非訓みしたるなり。釋紀秘訓に。檉岸山明を。セイカンサンノミナミと訓ると同じ訓なり。と云り。○入夜。秘閣本薩摩本に。入を八に作る。さて上に云る舟山象山とあるは。檉と音近し○便即。水戸本に便を使とあり○東漢東直。本に束を草とあり。通證に。今按草疑當作レ束。即掬直とあるはさる言なれば。今改めつ。さて上文に。西漢火麻呂。枉讒ニ我客ニとあるとは差へれど。今いつれともわきかたし○徹。本に撤に誤れり。今薩摩本中臣本ともに據て改む○天報之近。按に。扶桑略記。又其餘の書ともに。菅公の靈。霹靂神火と爲りて。悪人を震死せしめたることなど致へし。起世經注曰。有ニ罪惡多者。霹靂而死。見レ受レ報也。ともあり。さてこの時人は。外國人の目あたり。其靈を見て云ることなるへけれど。神驗と云へは。皇國にのみあるものご。おもひて云るにや。

六月。伊勢王薨。秋七月甲午朔丁巳。天皇崩于朝倉宮。八月甲子朔。皇太子奉ニ從ニ天皇喪ニ。還至ニ磐瀨宮ニ。是夕。於朝倉山上。有レ鬼著ニ大笠ニ。臨ニ視ニ喪儀ニ。衆皆嗟怪。

伊勢王。詳ならず○丁巳。二十四日なり○崩于朝倉宮。大日本史崩下云。本書享年闕。水鏡。神皇正統記。一代要記。皇胤紹運錄。皇年代略記。並曰六十八。とあり。略記云。天皇崩。山陵朝倉山。又云。陵高三丈。方五町。とあるは。朝倉山に殯斂したてまつれるなり。まことの御陵にはあらず。さて此時の事を。三善清行意見封事に。臣去寛平五年。任ニ備中介ニ。彼國下道郡。有ニ邇磨郷ニ。爰見ニ彼國風土記ニ。皇極天皇六年。大唐將軍蘇定方。率ニ新羅軍ニ。百濟遣レ使レ乞レ救。天皇行ニ幸筑紫ニ。將レ出ニ救兵ニ。時天智天皇爲ニ皇太子ニ。攝レ政。從行宿ニ下道郡ニ。一郷戶邑甚盛。天皇下レ詔。試徵ニ此郷軍士ニ。即得ニ勝兵二萬人ニ。天皇大悅。名ニ此邑ニ曰ニ二萬郷ニ。後改曰ニ邇磨ニ。其後天皇崩ニ於筑紫行宮ニ。終不レ遣ニ此兵ニ。とあり○奉從。本に従を徒に作る。小寺本集解には。徒に作る。これは私に改しなるへし。今薩摩本中臣本釋紀。一本に據て改めつ○還至。薩摩本中臣本に。還を遷に作れり。是より前七月に。皇太子長津宮に遷リ。居スよし。天智紀に見ゆ。朝倉宮より軍政を聞しめすか爲に。遷りませるなり。さて九月もそこに坐々しこと見えたり○有鬼云々喪儀は。殯斂の御装を臨視せ

しなるへし。さて此鬼は。朝倉神の御所爲にて。先に社木を伐し時の。神の怒の。未解け給はぬより。假に姿を現して出給へるものと見えたり。

冬十月癸亥朔己巳。天皇之喪。歸就于海。於是皇太子泊於一所。哀慕
天皇。乃口號曰。枳瀾我梅能。姑哀之枳舸羅備。婆底底威底。舸矩野姑悲
武謀。枳瀾我梅弘報梨。乙酉。天皇之喪。還泊于難波。

己巳は七日なり○泊於一所。皇太子の御船は。天皇の御喪船とは。故ありて異處に泊し給ひしなり。そは天智紀に。九月皇太子御長津宮とあれは。其時の事なるへし○口號曰。守部云。此御歌は。天皇崩坐けるをり。離りておはしけるを歎きて。よませ給ふなりと云り。さらは此御歌は。此より前に。天皇の大御病を遙に聞かして。よみ給ひけるとしたるなり○枳瀾我梅能。君之目之なり。守部云。目とは逢見奉る事を云。萬葉にも。妹之目欲など多くよみたり。今世に見見といふ目もこれなり。さて天皇は既に崩坐して。現世には坐々ねとも。なほ其御喪船をさして。君之目とよみ坐しとなり○姑哀之枳舸羅備。戀隨爾なり。姑哀之枳は。萬葉に。毛々等利能。己惠能己保志枳。また故保斯苦阿利家武。麻都良佐欲比賣。などあり。比哀通し云るなり。守部云。舸羅は。此は萬葉に。隨また隨意を。なからとも。また萬仁とも訓る。其なからの略にて。中古歌に。物なからを物からとよめる類なり。されは。

此は戀しき故にと云にはあらず。混すへからすと云り。解にも。しか ○婆底底威底は。本に婆を婆に訛れり。今中臣本通證引一本釋紀等に據て改。解云。泊而居而なり。前文に。歸就于海。泊於一所。とある是なり。と云り。守部云。罷而居而なり。皇太子の。天皇の御座橋廣庭宮を罷て。己命の木丸殿に。座しける間に。崩坐しを詔ふなり。行囊抄云。齊明天皇の朝倉宮は。上座にて。今も其故墟を宮野と云。橋村も其處に在り。又木丸殿は。下座に在て。其間四里許隔てたり。と云り。是と合せて。右の意を知へし。然るに。私記に泊船居於海浦と云る。諸抄皆隨ひたるは。理違へり。彼前文に。歸就于海。泊於一所。とあるは。天皇既に崩坐して。其喪船を彼處の海に迎へ給ふ時の事にこそあれ。と云れたるは。強言なるべし。

○舸矩野姑悲武謀。如此哉將戀もなり。天皇の御喪船とは離り坐て。其處に坐とは聞食なからに。得さるる御事ともありて。まみえまゐらせす。かくやも戀奉ることかなと。いたく歎き給ふ御歌なり。謀は。即其歎息の聲なりと云り。守部は此御句を解て。彼離居坐て。御臨終にも達せ給はざりしを。痛く後悔して。詔ふ詞なり。一首の意は。朝夕君に見えま欲しと思ひながら。救軍の事多きまに。此木丸殿に離り居て。今さら如此哉も。戀奉る事か。かへすくも。君を戀奉りながら。と詔ふなりと云り。いかとあらむ。なほよく考へし。 ○枳瀾我梅弘報梨は。欲君之目にて。上の句を打かへし給へるに。其かへすくも。御母を戀奉る御心見えて。いとあはれなる御歌なり○乙酉は二十三日なり○泊于難波。薩摩本に泊を至に作れり。

十一月壬辰朔戊戌。以天皇喪。殯于飛鳥川原。自此發哀。至于九日。日本
世記云。十一月。福信所獲唐人續守言等。至于筑紫。或本云。辛酉年。百濟佐平福信所
獻。唐俘一百六口。居于近江國壘田。庚申年。既云。福信獻。唐俘。故今存。注其決焉。

戊戌は七日なり○飛鳥川原。飛鳥村。川原村隣れり。共に既出。さて略記に。改葬大和國高市郡越智大

握間山陵。十一月改之。とあるは。即ち此時の殯斂處なり○注日本世記。京極本に。記を紀とあるは誤なり○續守言。天智紀及釋紀に。績を續とあり。此二字古く通じ用たり○梨田。倭名抄。近江國栗本郡治田發多とあり○庚申年は六年なり○其決。決は缺の誤字なるへし。これは日本世記に依て。史の缺を補ひ注したり。となるへし。

日本書紀卷第二十六 終

薩摩本に終字なし。

日本書紀通釋卷之六十一

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十七

天命開別天皇 天智天皇

天皇初葛城皇子と稱す。一御名中大兄。又開別皇子とも申せりしこと。前紀に見えたり。開別と申す御名は。開ヒラカスと申すが本よりの御名にて。別は美稱なり。大安寺縁起に。爾時近江宮御宇天皇奏久。開ヒラカス伊イ。髻モト。墨刺ハリス乎刺ニ。肩ミサシ。負シ。鋸ホキリ。腰刺ニシ。斧ツカ。奉マツラムト。為奏支。とあるにて知へし。さて天命二字は。天下知看シ。上にて。冠らしめたる御名と聞えたり。集解云。按天皇恭遜。待レ時而登天位。如ニ有命所レ開故。以爲レ論。とあり。此說に依らば。天命二字は後の御諡にもあるべし。さて又扶桑略記に。此天皇を田原天皇と號すともあり○天智と申す字は。韓非子解老篇に。寄ニ於天聰一以聽。託ニ於天智一以思慮。とあり。

天命開別天皇。息長足日廣額天皇太子也。母曰天豐財重日足姬天皇。立天皇爲皇太子。天豐財重日足姬天皇四年。讓位於天萬豐日天皇。立天皇爲皇太子。

天智天皇
紀

天萬豐日天皇後五年十月崩。明年皇祖母尊即天皇位。七年七月丁巳崩。皇太子素服稱制。是月蘇將軍與突厥王子契苾加力等。水陸二路。至于高麗城下。皇太子遷居于長津宮。稍聽水表之軍政。

息長足日廣額天皇太子。舒明紀云。立寶皇女。爲皇后。生二男一女。一曰葛城皇子。註に。近江大津宮御宇天皇とあり。略記に舒明天皇第二子とあり。爲皇太子。天皇の皇太子と爲まじし事。已に舒明紀皇極紀。また革曆勘文等に見えて。既に上に云り。後五年のことも。既に齊明皇極紀に云り。丁巳。二十四日なり。○素服のこと。既に仁德紀に云り。類史。桓武天皇延暦八年十二月。皇太后崩。天皇服錫紵。二十五年三月辛巳天皇崩。上着服。服用遠江貫布。頭巾用皂。厚縉。百官初素服。令義解。錫紵者細布。即用淺墨染也。なごあり。○稱制。中原師香皇代紀に。天皇辛酉七月受禪。元年壬戌即位。この稱制を受禪と書されたるなるへけれと非なり。○蘇將軍は。蘇定方なり。通證に。唐高宗龍朔元年。蘇定方征高麗。當此歲とあり。唐書蘇定方傳云。爲遼東行軍大總管。俄徙平壤道。破高麗之衆於浪江。遂圍平壤。會大雪。解圍還とあり。○突厥。通證云。韻會。突厥世居金山。工於鐵作。金山狀如兜鍪。俗呼兜鍪爲突厥。因爲國號。通鑑注。秦漢曰匈奴。唐曰突厥。即今韃靼とあり。隋書突厥傳に。匈奴之別種也とあり。姓阿史那氏。又北史等にも見えたり。○契苾加力。唐書契苾加

力傳云。鐵勒可汗之孫也。顯慶中。爲浪江軍行軍大總管。與蘇定方及劉伯英。伐高麗。不克。龍朔初。復拜遼東道行軍大總管。率諸蕃二十五軍進討。次鴨綠水。高宗紀云。龍朔元年庚辰。任雅相。爲浪江道行軍總管。契苾何力爲遼東道行軍總管。蘇定方爲平壤道行軍總管。蕭嗣業爲扶餘道行軍總管。右驍衛將軍。程名振爲鏐方道行軍總管。左驍衛將軍。廳孝恭爲沃沮道行軍總管。率二十五軍。以伐高麗。なとあり。さて契苾は姓なり。○高麗城下。東國通鑑云。高勾麗寶藏王二十年秋八月。蘇定方破高勾麗軍於浪江。遂圍平壤城とあり。これ即高麗城下なり。○遷居于長津宮。本に子を子に誤れり。今諸本に據て訂す。考本には乎に作れり。長津宮は前紀に出。○稍聽水表之軍政。大織冠傳に。稍を猶に作る。中臣本に稱に作る。また大織冠傳に。水を海に作れり。さて同傳に。此文に繼て云く。時謂侍臣曰。傳聞。大唐有魏徵。高麗有蓋金。百濟有善仲。新羅有庚淳。各守一方。名振萬里。此皆當土俊傑。智略過人。以此數子。比朕內臣。當出跨下。何得抗衡。と云事あり。

八。月遣前將軍大華下阿曇比羅夫連。小華下河邊百枝臣等。後將軍大華下阿倍引田比羅夫臣。大山上物部連熊。大山上守君大石等。救於百濟。仍送兵仗五穀。

或本續此末云。別使大山下狹井連檳榔。小山下秦造田來津。守護百濟。

前將軍後將軍は。前隊後隊の將軍なり。前は前軍の義なり。前任の前に非す。○河邊百枝臣。天武紀六年に。爲民部卿とあり。○守君大石等。前紀に流守君大石於上毛野國とあり。其後赦されて歸りしなり。○救於百濟。扶桑略記に。遣一萬七千人とあり。○兵仗。本に仗を杖に誤れり。今改む。○注狹井連。狹井は大和國城上郡の地名なり。姓氏錄左京神別。佐爲連。饒速日命六世孫。伊香我色乎命之後也。山城。佐爲宿禰同上。佐爲連。同八世孫物部牟伎利足尼之後也。大和。佐爲連。神饒速日命十世孫。伊已止足尼之後也。とあり。但し天孫本紀に據に。物部五十琴宿禰は。瞻昨宿禰の子にて。饒速日命には九世孫なり。麥入宿禰は。五十琴宿禰の子にて。饒速日命十世孫なり。されど伊香我色乎命の後とあるはたかはず。さて天孫本紀には。麥入宿禰連の弟に。物部石持連公。佐爲連等祖。また麥入宿禰子十一世。物部御辭連公。佐爲連等祖。ともあり。天武十二年十二月。狹井連賜姓曰宿禰とあり。

九月。皇太子御長津宮。以織冠授於百濟王子豐璋。復以多臣蔣敷之妹妻之焉。乃遣大山下狹井連檳榔。小山下秦造田來津。率軍五千餘人。衛送於本郷。於是豐璋入國之時。福信迎來。稽首奉國朝政。皆悉委焉。十二月。高麗言。惟十二月。於高麗國。寒極。沮凍。故唐軍雲車衝。鼓鉦吼然。高麗士卒膽勇雄壯。故更取唐一壘。唯有二塞。亦備夜取。

之計。唐兵抱膝而哭。銳鈍力竭。而不能拔。噬臍之耻。非此而何。釋道顯云。

言春秋智之志。正起于高麗。而先擊百濟。百濟近侵甚苦。急。故爾也。

織冠。大化三年制。十三階の内第一二階を云。○五千餘人。本に人字を脱せり。今考本に據る。○豐璋入國。東國通鑑云。唐龍朔元年春正月。百濟宗室福信等。立故王子扶餘豐爲王。豐嘗質於倭。福信起兵。與浮屠道琛。據周留城。迎立之。西北部皆應。引兵圍劉仁願於熊津城。とあり。○高麗言。本に麗字を脱せり。今中臣本及通證引一本に據。○寒極沮凍。漢地理志曰。沮水出遼東塞外西。南至樂浪縣。西入海。明一統志曰。沮水在朝鮮國平壤城東。一名大通河。中有朝天石。唐蘇定方破兵于沮水。即是。唐書蘇定方傳曰。破高麗之衆於沮江。奪馬邑。爲營。遂圍平壤。會大雪。解圍。とある。此時の事なり。今大同江と云。輿地勝覽。大同江。注史記漢興修遼東古塞。至沮水。爲界云。本國自有沮水。而古今衆所不知者。則獨大同江也。○雲車。後漢光武紀に。雲車十餘丈。注雲車即樓車。稱雲言其高也。升之以望敵。猶墨子云。公輸般爲雲梯之械。とあり。○衝軻。本に軻を棚に作る。今中臣本釋紀及本書傍注に據る。通證云。今按當訓。都伎俱留末。中臣本の訓にツキクルマとあり。釋紀の訓には。ツククルマとあり。廣韻。棚音軻。漢書叙傳。衝軻閑々。後光武紀。衝軻撞城。注許慎云。軻樓車也。卓氏藻林。衝衝車也。棚有樓車。以之撞城。とある義なり。本に棚をコシキとよめり。和名鈔。鈔輻所湊也。漢語抄云。車乃古之岐。俗云筒。とあるは。和訓栞に腰木の義なりと云り。されど猶前の訓によるへし。○銳鈍力竭云々。

此時の事を東國通鑑にも。唐龍朔二年秋八月。蘇定方破高句麗軍於浪江。奪馬邑山。又云。會風雪寒。互。人馬疲憊凍死。とあり。蘇定方傳を引て云るもおなじ。○注釋道顯云。日本世記の文なるへし。○春秋智。本に智字を脱せり。今考本に據る。上に金春秋とある人なり。○先擊百濟。本に擊を聲に作る。今中臣本に據。○苦急。考本に苦を告に作れり。按に此文意得かたきを。つら／＼考るに。はじめ春秋智。高麗百濟のしは。自國を攻るを苦しみて。高麗に使を遣りて和を謀りしに。高麗にて其請を聞かさりしかは。齊明紀高麗沙門所記によるそれを春秋智か。心に痛く憤りしより。まつ高麗を先に伐んと。豫ては定めしかとも。高麗は途遠きか故に。まつ百濟を擊しとなるへし。されど百濟近侵甚苦急故爾也と云る文。聊意得かたし。

是歲。播磨國司守岸田臣麻呂等。獻寶劍言。於狹夜郡人禾田穴内。獲焉。又日本救高麗軍將等。泊于百濟加巴利濱。而然火焉。灰變爲孔。有細響。如鳴鏑。或曰。高麗百濟終亡之徵乎。

國司守。本に守字を脱せり。今考本に據。○岸田臣麻呂。孝德紀二年に。涯田に作れり。本に麻呂を麿一字に作る。今諸本に據。○狹夜郡。和名鈔。播磨國佐用郡佐與。風土記に讚容に作り。然名けたる由をも記せり。○日本救高麗軍將。前に見えず。高麗にて急を告て。軍を乞へること。元年に見えたれば。

これは次年の事なるへし。○加巴利濱。詳ならず。○有細響。或人云。積たる灰の。自ら穴を作りたる状をなせるにやと云り。

元年壬戌

元年春正月辛卯朔丁巳。賜百濟佐平鬼室福信。矢十萬隻。絲五百斤。綿一千斤。布一千端。韋一千張。稻種三千斛。三月庚寅朔癸巳。賜百濟王布三百端。

元年春正月。扶桑略記及平氏傳曆に。元年壬戌正月三日即位。中原師香皇代記亦同とあり。年代記云。天皇諒闇至孝。而不稱即位。とあり。○丁巳。二十七日なり。○十萬隻。本に隻を侯に誤る。中臣本及釋紀に據。○稻種三千斛。略記に引るに三字なし。○同書に。壬戌年正月。蘇我宿禰武羅自任右大臣。とあり。三年下に注す。○癸巳。四日なり。

是月。唐人新羅人。伐高麗。々々乞救國家。仍遣軍將。據疏留城。由是唐人不得略其南堺。新羅不獲輸其西壘。夏四月。鼠產於馬尾。釋道顯占曰。北國之人。將附南國。盖高麗破而屬日本乎。

疏留城。詳ならず。高麗の西南の境と見えたり。集解云。齊明天皇六年紀所謂。怒受利山。即周留城也。

とあるは。いかゞ。怒受利山は。百濟の東境とあれば。もとより異處なり。○其南界は。高麗の南界なり。西壘も高麗の西壘なり。○不獲輸。釋私記曰。輸可讀於止須。案穀梁傳。輸者墜也。とあり。されど考本に。一本踰とあり。然るへし。舊訓にイヅルと訓るも合へり。出入の出の義なり。これを私記に。案輸イタス之意なりと附ての説なれば。よからず。東國通鑑云。唐龍朔二年。新羅文武王二年春正月。新羅王遣金庚信。金仁問等九將軍。與留鎮劉仁願。率兵數萬。以車二千餘兩。載米四千石。租二萬二千餘石。赴平壤。至風樹村。氷滑道險。車不得行。并馱牛馬。至七重河。人皆懼涉。不敢先。庚信先濟。諸軍繼之。入麗境。至蒜壤。人皆困乏。とある。此時の事なり。○北國之人將附南國。鼠は子にして北方なり。馬は午にして南方なり。故如此占へるなり。集解に。源平盛衰記。仁安二年事を引て曰。鼠一夜巢於馬尾。而産子。相國大驚。使陰陽頭安倍泰親占之。曰。鼠重也。退語于人。曰。平家滅亡之兆。近則相國薨。遠則平氏亡。夫子北方。午南方。鼠不得犯馬。於鼠既巢于其尾。是下陵尅上。然則敵起于北。入於南。平氏奔出都外之兆。と云事を載せたり。いとよく似たる占なり。

五月。大將軍大錦中阿曇比羅夫連等。率船師一百七十艘。送豐璋等百濟國。宣勅以豐璋使繼其位。又予金策於福信。而撫其背。褒賜爵祿。于時豐璋等與福信稽首受勅。衆爲流涕。六月己未朔丙戌。百濟

遣達率萬智等進調獻物。

五月の上。本に夏字あるは衍なり。今考本中臣本に依る。○大錦中。京極本考本一本に。中を下に作れり。按に大小錦冠は。孝德天皇二年に始て定むる所にして。同五年に。大華上下に改め定められたり。されは上文の署する所によるに。こゝの大錦中は。大華下に作るべきなり。○以豐璋。本に璋の下に等字あるは衍なり。今考本に依て削る。○丙戌は二十八日なり。

冬十二月丙戌朔。百濟王豐璋。其臣佐平福信等。與狹井連。朴市田來津。議曰。此州柔者。遠隔田畝。土地饒确。非農桑之地。是拒戰之場。此焉久處。民可飢饉。今可遷於避城。々々者。西北帶以古連旦涇之水。東南據深渌巨堰之防。繚以周田。決渠降雨。華實之毛。則三韓之上腴焉。衣食之源。則二儀之隩區矣。雖曰地卑。豈不遷歟。於是朴市田來津。獨進而諫曰。避城與敵所在之間。一夜可行。相近茲甚。若有不虞。其悔難及者矣。夫飢者後也。亡者先也。今敵所以不安來者。州柔設置

山險。盡爲防禦。山峻高而谿隘。守易而攻難之故也。若處卑地。何以固居而不搖動。及今日乎。遂不聽諫。而都避城。是歲爲救百濟。修繕兵甲。備具船舶。儲設軍糧。是年也太歲壬戌。

百濟王。王字本に脱せり。今中臣本考本信友校本に據。下文にも王字あればなり。○狹井連。本に井を并に誤れり。今正せり。さて此闕名を。前文には檳榔とあり。○朴市田來津。上文に秦造に作れり。○州柔。東國通鑑には。周留城とあり。州柔周留同韻通す。唐書百濟傳に。從子福信據周留城。反とあり。○礪确は。後漢書注に。瘠薄之地とあり。○避城。中臣本信友校本に。避を辟に作れり。文獻備考。全羅道。碧骨郡。辟城縣。本辟骨。今金堤郡。百濟時號辟骨。辟碧音同。疑是。○西北帶以古連巨涇之水は。詳ならされど。按に右の金堤郡なる辟骨を以。避城と定めて。其地理を考ふるに。これも備考に。金堤碧骨堤。一名金堤。在。南十五里。長二千六百步。周八十里。母嶽象頭山之水。皆會於此。三國時開創。新羅元聖王時增築。高麗顯宗仁宗再修國中大堤。此與古阜郡訥堤益山郡黃登堤。通稱爲三湖。忠清全羅之稱湖西湖南以北と云る。もしくは古連巨涇の水と云るにやあらん。○二儀之隩區。二儀は天地なり。隩區神武紀に隩區と訓り。正字通に隩隩通とあり。本訓クムシヲ。秘閣本にクムシラとあり。新撰字鏡にも。隩藏也。久牟志良と注せれば。其方なるへし。されと言義詳ならず。○地卑。次に卑地をミシカキトコロとよめるに同じ。卑

地は低所を云。榮花物語に。この山の頂を平らけさせ給ひて。高き所をはけつり。みしかき所をはおさなとせさせ給ひて。とあり。孝徳紀に高下。大祓詞に短山とあり。○亡者。本に亡を己に誤れり。今正せり。○谿隘。本に隘を溢に誤る。今正せり。○守易而。本に易を脱す。今考本集解本に據る。○固居而。本に固を國に作る。釋紀に因に作る。今中臣本に因る。○是年也。本也字を脱して。戌字の下に在り。今考本に依る。○壬戌。年代記を考るに。唐高宗龍朔二年にあたり。

二年癸亥

二年春二月乙酉朔丙戌。百濟遣達率金受等。進調。新羅人燒燔百濟南畔四州。并取安德等要地。於是避城去。賊近。故勢不能居。乃還居於州柔。如田來津之所。計是月。佐平福信。上送唐俘續守言等。二月。遣前將軍上毛野君稚子。間人連大蓋。中將軍巨勢。神前臣譯語。三輪君根麻呂。後將軍阿倍引田臣比羅夫。大宅臣鎌柄。率二萬七千人。打新羅。

丙戌は二日なり。○達率。本に率字を脱せり。今中臣本考本釋紀に據る。○安德。東國通鑑。德安に作る。本は倒せるならん。さて德安は。文獻備考忠清道に。高句麗德近郡。新羅德殷郡。高麗德恩郡。今恩津縣とあり。通鑑云。唐龍朔二年。新羅文武王三年春二月。新羅欽純天存。領兵取百濟居州城。斬首七百級。

攻_ニ居督沙平_一城。降_レ之。又攻_ニ德安城_一。斬首一千七十級。とあるは。去年のこゝを。此年に誤り載せたるなるへし。○間人連。用明紀に出。孝德紀に中臣間人連とあり。○巨勢神前臣は。巨勢氏の神前に住めるか。姓となりしなるへし。倭名抄近江國神前郡あり。○根麻呂。本に麻字を脱せり。今諸本に據る。○大宅臣。推古紀に出。○打新羅。考校本及扶桑略記。打を伐に作る。

夏五月癸丑朔。犬上君名馳告_ニ兵事_一於高麗。而還見_ニ糺解_一於石城。糺解仍語_ニ福信_一之罪。六月。前將軍上毛野君稚子等。取_ニ新羅沙鼻岐_一。奴江。二城。百濟王豐璋。嫌_ニ福信_一有_ニ謀反_一心。以_レ革穿_レ掌而縛。時難_ニ自決_一。不知_ニ所爲_一。乃問_ニ諸臣_一曰。福信之罪既如此焉。可_レ斬以不。於是達率德執得曰。此惡逆人。不合_ニ放捨_一。福信即唾_ニ於執得_一曰。腐狗癡奴。王勒_ニ健兒_一。斬而醢首。

犬上君。本に君字を脱せり。今中臣本に據る。○糺解。前紀に百濟王子糺解とあり。○稚子。秘閣本に子字なし。○沙鼻岐。奴江二城。サヒキ。ヌエと訓へし。沙鼻岐は。文献備考新羅に。三岐縣。本三支縣。とある。三岐なるへし。後に高麗にて三岐縣。顯宗入。と云。本朝入。三嘉。在北五十里。とあり。それなるへし。

奴江は詳ならず。これを沙鼻。岐奴江と訓るもあれど。沙鼻は百濟に近き地にあらず。叶ひかたし。○福信有謀反心。東國通鑑云。福信專權。與_ニ豐濠_一相猜。謀_レ殺_レ豐。々帥_ニ親信_一。掩斬_レ之。遣_ニ使_一高勾麗倭國。乞_レ師以拒_ニ唐兵_一。唐書劉仁軌傳云。扶餘豐猜貳。表合內携。勢不_レ支_レ久云々。などあり。○可斬以不。本に可を所に作る。今中臣本に據る。本に以字なし。中臣本に據る。○醢首。倭名抄醢。之之比之保。肉醬也。とあり。かゝる殘忍なる刑は。此國に於ては。希有_ニくもあらねど。此時の形勢をつら_ニく按_レるに。唐書に扶餘豐猜貳とあるか如く。漸福信を猜忌する心をありけん。そこへ附込て。彼姦猾なる新羅より。離間の謀を行ひしものと見えたり。この事は。東國通鑑又唐書などには見えねど。續紀天平神護二年。百濟王敬福か傳に。福信剋_ニ復社稷_一。遠迎_ニ豐璋_一。々々以_レ譖殺_ニ福信_一。とあるにて明らけし。百濟再興の元勳を斬り。己れも遂に亡びたりしは。まことに可惜しき事なりかし。

秋八月壬午朔甲午。新羅以_ニ百濟王_一斬_ニ己良將_一。謀_ニ直入_一國先取_ニ州柔_一。於是百濟知_ニ賊所_一計。謂_ニ諸將_一曰。今聞。大日本國之救將廬原君臣。率_ニ健兒_一萬餘。正當_ニ越海_一而至。願_ニ諸將軍_一等。應_ニ預圖_一之。我欲_ニ自往待_一饗_ニ白村_一。戊戌。賊將至於州柔。繞_ニ其王城_一。大唐軍將。率_ニ戰船_一一百七十艘。陣_ニ烈於白

村江。戊申。日本船師初至者。與大唐船師合戰。日本不利而退。大唐堅陣而守。己酉。日本諸將與百濟王不觀氣象而相謂之曰。我等爭先。彼應自退。更率日本亂伍中軍之卒。進打大唐軍。大唐便自左右夾船。繞戰。須臾之際。官軍敗績。赴水溺死者衆。艦舳不得廻旋。朴市田來津。仰天而誓。切齒而嗔。殺數十人。於焉戰死。是時。百濟王豐璋。與數人乘船。逃去高麗。

甲午は十三日なり。○盧原君臣。君は姓。臣は名なり。姓氏錄右京皇別。盧原公。笠朝臣同祖。稚武彥命之後也。孫吉備建彥命。景行天皇御世。被遣東方。伐毛人及凶鬼神。到于阿倍盧原國。復命之日。以盧原國給之。國造本紀。盧原國造。志賀高穴穗朝代。以池田坂井君祖。吉備武彥命兒。意加部彥命。定賜國造。とあり。倭名抄駿河國盧原郡是なり。氏人は。續後紀四。右京人遣唐譯語盧原公有守。及兄栢守等。賜姓朝臣。とあり。按に紀に五百原君を。日子刺肩別命之後と爲は。諸書と合はず。日子刺肩別命は。稚武彥命の御兄なり。○待饗白村。本に待を時に作る。今活字本中臣本に據る。次白村江とあり。唐書東國通鑑に。白江口とあり。又白沙とも云。さて其は何れの地と考ふるに。文献備考。忠清道舒川

縣泊浦。在東十里。源出夫蘇山。南流入于西海。とある。泊浦の下流なるへくおほゆ。今舒山浦と云。次に引通鑑唐紀の文に據るに。海水皆赤とあるにても。西海に出つる處なるへければ。地理よく叶へり。さて其江口より溯れば。熊津までも通すること。自熊津入白江とあるにも叶へり。○戊戌。十七日なり。○繞其王城。繞を秘閣本に統に作るは誤りなるへし。唐書に。周留城賊巢穴。群凶聚焉。若克之。諸城自下。於是仁師仁願。及法敏。帥陸軍以進。とあり。王城は即周留城なり。○陣烈。京極本集解本に。烈を列とあり。通して書り。○戊申。二十七日なり。○師初至者。本に初師至とあり。今考本中臣本に依る。○己酉。二十八日なり。○亂伍。本に伍を倍に誤る。今諸本に據て訂す。○打大唐軍。中臣本に打を伐に作る。さて中臣本に。唐軍の間に。堅陣之の三字あり。○之際。本に際を除に作る。今秘閣本中臣本釋紀等に據る。○官軍敗績云々。通鑑唐紀。龍朔二年九月戊午。熊津道行軍總管右威衛將軍孫仁師等。破百濟餘衆。及倭兵於白江。拔其周留城。初劉仁願劉仁軌。既克眞峴城。詔孫仁師。將兵浮海助之。百濟王豐。南引倭人。以拒唐兵。仁師與仁願仁軌。合兵勢大振。諸將以加林城水陸之衝。欲先攻之。仁軌曰。加林險固。急攻則傷士卒。緩之則曠日持久。周留城虜之巢穴。群凶所聚。除惡務本。宜先攻之。若克周留。諸城自下。於是仁師仁願。與新羅王法敏。將陸軍以進。仁軌與別將杜爽扶餘隆。將水軍及糧船。自熊津入白江。以會陸軍。同趣周留城。遇倭兵於白江口。四戰皆捷。焚其舟四百艘。烟炎灼天。海水皆赤。百濟王豐。脫身奔高麗云々。とあり。東國通鑑にも。此時の

事を記して。唐咸亨二年。新羅文武王十一年。王報書。其略曰。至龍朔三年。總管孫仁師。領兵來救。府城。我兵亦發。同至周留城下。時倭人來助。百濟。兵船千艘。泊于白沙。百濟精騎陣于岸上。我以驍騎。先破岸陣。周留失膽。遂即降下。南方已定。とあり。○逃去高麗。通鑑唐紀に。百濟王豐。脫身奔高麗。王子忠勝忠志等。帥衆降。百濟盡平云々。唐書に。扶餘豐脫身。奪其寶劍。などあり。

九月辛亥朔丁巳。百濟州柔城。始降於唐。是時國人相謂之曰。州柔降矣。事無奈何。百濟之名絕于今日。丘墓之所。豈能復往。但可往於氏禮城。會日本軍將等。相謀事機所。遂教本在枕服岐城之妻子等。令知去國之心。辛酉。發途於牟氏。癸亥。至氏禮。甲戌。日本船師。及佐平余自信。達率木素貴子。谷那晋首。憶禮福留。并國民等。至於氏禮城。明日發船。始向日本。

丁巳は七日なり。○始降於唐。東國通鑑に。豆陵尹周留等城皆下。唐書に。王子扶餘忠勝忠志等。率其衆。與倭人一降。とあり。○丘墓之所。萬葉集に。吾妹子之奧柳。また菟名日處女乃奧城。などあり。言義は奥津城にて。奥まりたる處に。一構への城をなせる義なり。○氏禮。詳ならず。○事機は。萬葉に事計。ま

た言量ともあり。○枕服岐城。詳ならず。○辛酉。十一日なり。○牟氏。詳ならず。本に氏を互に作る。今諸本に據る。○癸亥。十二日なり。○甲戌。二十四日なり。○余自信。既出。通鑑唐紀。上のつゝきに。百濟盡平。唯別帥遲受信。據任存城不下。とあり。姓氏錄右京諸蕃。高野造。百濟國人佐平余自信之後。とあり。續紀に。桓武天皇外祖父。高野朝臣乙嗣とあるは。此裔なり。外戚なるを以て。朝臣を賜へるなるへし。○木素貴子。此人下文に。閑兵法とあり。姓氏錄諸蕃。飛鳥部。百濟國人木吉志之後也。吉一本古林連。百濟國人木貴公之後也。林史は林連同祖などあり。木吉志木貴公のうち。一の誤あるへし。恐らくは木素貴子なるへし。持統紀に。木素丁武と云ふ人あり。○谷那晋首。此人も下文に閑兵法とあり。神功紀に。有水源。出自谷那鐵山。とあり。聖武紀に。賜谷那庚受難波連。とあり。姓氏錄諸蕃高麗に。難波連。高麗國好太王之後也。とあり。此文を。松下見林云。東國通鑑に據に。好當。さらはもとは高麗人なるか。百濟に貫せるなるへし。○憶禮福留。此人も閑兵法とあり。姓氏錄諸蕃。石野連。百濟國人近速古王孫。憶賴福留之後也。とあり。廢帝紀に。憶賴子老等四十人。賜石野連。とあり。さて余自信以下四人。下文十年紀に見えたり。○向日本。右の四人向日本とはあれども。唐書劉仁軌傳には。獨曾帥遲受信。據任存城。未下。仁軌使首領沙吒相如。墨齒常之。俾取任存。自効。即給鎧仗糧糒。拔其城。遲受信委妻子。奔高麗。百濟餘黨悉平。とあるによれば。余自信は高麗に向へるなり。さて後に皇國には來れるか。詳ならず。

三年春二月己卯朔丁亥。天皇命大皇弟宣增換冠位階名及氏上民部家部等事。

丁亥九日なり。○天皇。通證に。据上下例。當作皇太子。とあり。按に本紀中。下文七年即位に至るまで。天皇と書るものなし。こゝは取はつして書るものと見えたり。通證の説さもあるへし。○大皇弟。類史には大を太に作れり。さて皇太弟又太弟とも稱るは。儲位にましますか故なり。此は天武天皇と申す。按に此時天智天皇。まことは未だ位に即給はず。猶皇太子と申せるか故に。天武天皇を皇太弟とは申せるなり。大日本史云。本書例。大凡立皇太子。必再書。於前紀一書曰。某年立某皇子。爲皇太子。至嗣帝紀一書曰。某天皇某年立爲皇太子。特至天智紀。不書立皇太子。至天武紀。始曰。天命開別天皇元年。立爲東宮。既與前後書例異。且其書大皇弟東宮大皇弟者。名稱書法亦不明白。と云り。さる論なり。さてこの大皇弟を。皇太弟と書るものあるにつきて。信友か。據上下例。大皇弟當作皇太弟。と云れたれど。本紀には大方大皇弟とあれば。しか定めかたし。但し大織冠傳の稿本には。本紀の如く大弟に作れり。されはしか書るもありしなるへし。さて大皇弟にまして。御政事を興り聞看し事は。此を始めて。つき／＼に見えたるにて明らけきを。なほ其證は。大織冠傳に云。十四年。此十四年は。白鳳十四年。癸亥にて。即此前年なり。皇太子撫政。契濶早年。情好惟篤。義君臣。禮但師友。出則同車並騎。入則接茵促膝。政尚簡寬。化存仁惠。遂使德被寰中。威懷

海外。是以三韓服事。萬姓安寧。故高麗王贈內公書云。惟大臣仁風遠扇。威德遐覃。宣王化於千年。揚芳風於萬里。爲國棟梁。作民船橋。一國之所瞻仰。百姓之所企望。遙聞喜抃。馳慶良深。とある。皇太子攝政とあるにてたしかなり。○冠位階名。本に冠下倍字あり。今中臣本。及一本に家本无。この家本とあるは。下部家本なるへし。とあるに據る。○氏上は。即氏族長なり。天武紀に氏長とあり。文武朝には氏助あり。中古に氏長者と云か如く。其氏上なる家を定めしなり。天武紀に。物部雄君連。忽發病而卒。天皇聞之。大驚云々。賜氏上。續紀四に。正五位下大神朝臣安麻呂。爲氏長。同六に。大倭忌寸五百足。爲氏上。令主神事云々。同一に。詔甲子年定氏上二時。不所載氏。令被賜姓者。自伊美吉以上。並悉令申。とあり。甲子年は。即今年なれど。此時氏上を定め給ふのみならず。大方の氏姓を定給ひしこと。不所載氏。令被賜姓。とあるにて知られ。令字も續紀一本に今に作りて。よく通れり。○民部のこと。既に云り。○家部は。これをまた私民部とも云り。後世の家人と云かことし。亦家人部とも云。集解に。謂家令。和名抄。肥後國益城郡郷名宅部あり。

其冠有二十六階。大織。小織。大縫。小縫。大紫。小紫。大錦上。大錦中。大錦下。小錦上。小錦中。小錦下。大山上。大山中。大山下。小山上。小山中。小山下。大乙上。大乙中。大乙下。小乙上。小乙中。小乙下。大建。小建。是爲二十

六階^ト焉。改^テ前^ノ華^ヲ曰^ク錦。從^レ錦至^レ乙。加^ニ六階。又加^ニ換^テ前^ノ初^ノ位^ヲ一階。爲^ニ大建^ニ小建^ニ二階。以^テ此^ヲ爲^ス異^ナ餘^ヲ並^ニ依^テ前^ノ。

大織小織。本に小織二字脱せり。今中臣本考本集解に據る○大織小織。孝徳紀に大織小織とあり。いづれも縫物の義にて同じ○從錦至乙加六階。本に六を十に作る。今京極本集解に據る。谷森善臣云。十階の十字は。京極本に六とあるをよろしき。釋紀に引ける私紀に。七に作るへきかと云説あれど。よからず。其故は。從^レ錦至^レ乙の大小錦。大小山。大小乙に。もと上下ありて十二階なりしを。大小錦大小乙の上下階の間に。中と云階を加へて。十八階とし給ひし故に。從^レ錦至^レ乙加^ニ六階とは記されたるなり。さて次に立身と云^レ初^ノ位。もと一階なりしを。大建小建と改て。二階と爲と見えられたは。是又一階を加へ給ひしにて。大化五年の制十九階なりしを。今二十六階となし給ひしなれば。惣計は七階を増加へ給ひしなれども。上文は錦冠より乙冠までの間に。加へ給ひし階数を云へるなれば。六階とあるか正しきなり。釋藤進士の説は。總へてを數へて七に作るへし。と云へるなればよからず。當昔其説の用ゐられさりしは諾なり。と云れたるは。よろしき説なり。考本に。七階に作れるは。釋の説に據て。改めしものと見えたり。さればとりかたし。

其大氏之氏上^{コノカミハ}。賜^ニ大刀^ヲ。小氏之氏上^{コノカミハ}。賜^ニ小刀^ヲ。其伴造等之氏上^{コノカミハ}。賜^ニ干楯^ヲ。

弓矢亦定其民部家部^{カキ}。

大刀小刀。倭名抄。大刀和名太知。小刀和名加太奈。とあり。加太奈は片^カ及^タなり。諸^{モロ}及^タに對する名なり。萬四に。劔^{ツルキ}太刀^{タチ}。名^ナ惜^{シク}雲^モ。吾^{ワレ}者^ハ無^シ。十一十二にも。このつゞけあり。萬葉枕詞解云。これは名の枕詞とせるなり。さて那とは。古^コ及^タあるものを云しと見えたり。ナと云所由は。難由にてもやあらん。多知と云^カ劔^カの片^カ及^タなるものを。カタナと云にて知へし。鋤^カ鉞^ナなど云る如きナも。及^タを云なるへし。と云り。さて古語拾遺に。天武天皇御世に。其二曰^ニ朝臣^ヲ。以^テ賜^ニ中臣氏^ヲ。命^ヲ以^テ大刀^ヲ。其二曰^ニ宿禰^ヲ。以^テ賜^ニ齊部氏^ヲ。命^ヲ以^テ小刀^ヲ。是也。と云事あり。池邊眞榛云。此事疑はし。天智天皇御世に。大氏之氏上賜^ニ大刀^ヲ。小氏之氏上賜^ニ小刀^ヲ。とありて。また此條に加へられたるは。此時にも此事ありしにや。紀には賜とあれば。其氏上の家符^{シルシ}に。賜はれる事と聞ゆるを。拾遺には命とあるも違へり。命とあれば。氏上の人刀佩く事と聞ゆ。但し氏上の人のみ。大刀はく^ヘ。其は決めかたけれと。右の細書に引る如く。此十年また十二年に。氏上を定まよしの事は。何書にも見え。其は決めかたけれと。右の細書に引る如く。此十年また十二年に。氏上を定られたる事あれば。此時朝臣以上を大氏とし。宿禰以下を小氏として。大刀を給へる事有しか。紀には漏されたるならん。さらすは。十年又十二年の詔の終にあるへきを。其事の無きは。果してもれたるなり。然れば命とあるも。たゞ給ふ事には非るにや。さて此刀を給ふ事。後々は見えざる事なるを。ひとり出雲國造に。幸^{サチ}負^オ物^{モノ}とて。國造に任るる時。金^{ツクリ}装^リ横刀一口を賜ふ事。臨時祭式に見えたるは。古の制の存れるなり○定民部家部。栗田寛云。按に孝徳帝の時。臣連等の部民を。

悉く公民と爲し。是に至りて又民部家部を定給ふは。蓋彼大小家々に隸する。民部家部を。今急に收め難き形勢を見給ひて。姑くこれを寛くし。漸に收めんと思はしなりて。今其制を定め給へるものなり。さて天武紀四年二月に到りて。詔して。甲子年。諸氏被_レ給部曲。自今以後除之。とあるにて見るへし。甲子年は即是としなり。と云り。

三月。以_三百濟王善光王等。居于難波。有_テ星殞於京北。是春地震。

善光王。通證云。下王字疑衍。とある。さることなり。此人は百濟義慈王璋の子にて。豊の弟なり。天武紀に。百濟王良虞。代_三百濟王善光。とあり。良虞は善光の子なり。さて持統紀五年には。余禪廣とあり。禪廣は善光なり。續紀天平神護二年。百濟王敬福薨。其先義慈王。遣_三其子豊璋及禪廣_二入侍。武紀云。遺_三其弟豊及禪廣_二入侍。とあるへきなり。續紀豊璋とせるは誤ならん。舒明紀考合すべし。洎_三後岡本朝廷。義慈王兵敗降_レ唐。其臣福信。尅_三復社稷。遠迎_三豊璋。豊璋以_レ譖殺_三福信。唐兵聞_レ之。攻_三州柔。豊璋遁_三于高麗。禪廣因不_レ歸_レ國。藤原朝廷。賜_レ號曰_三百濟王。卒贈_三正廣參。有_三三子。とあり。右の續紀によれば。國には歸らざるか如くなれど。一旦歸りて。又此時に來りしにや。略記に。百濟國善光王。入_三本朝。居_三住難波。とあり。さて此事を五月に係たり。○居于難波。倭名抄攝津國百濟郡東部西部あり。此人の部曲の裔の。住し地なるへし。

夏五月戊申朔甲子。百濟鎮將劉仁願。遣_三朝散大夫郭務悰等。進_三表_二函與_三

獻物。

甲子は十七日なり。○百濟鎮將劉仁願。唐書劉仁軌傳云。顯慶五年。初蘇定方既平_三百濟。留_三郎將劉仁願。守_三其城。故將福信。迎_三故王子扶餘豊。立_レ之。引_レ兵圍_三仁願。詔_三仁軌。爲_レ援。通鑑唐紀云。龍朔二年。國東通鑑は一年の差あり。詔_三劉仁軌。將_レ兵鎮_三百濟。召_三孫仁師劉仁願。還。とあり。顯慶五年は。齊明天皇の七年。龍朔三年は天皇の二年にあたり。鎮將は唐制に。上鎮將一人。正六品下。通典曰。鎮將後之通班也。とあり。大日本史云。按唐書。劉仁願先是歸_三唐。留_三鎮_三百濟。者。劉仁軌也。下倣_レ此。と云り。唐紀に。此年冬十月庚辰。檢校熊津都督劉仁軌上言云々。上深納_三其言。遣_三右威衛將軍劉仁願。將_レ兵渡_レ海。以代_三舊鎮之兵。仍勅_三仁軌。俱還。とあれば。此十月に。仁願再び鎮將になりしにもあるへけれと。此時はなほ劉仁軌なるへし。○朝散大夫。唐書百官志云。從五品下。曰_三朝散大夫。六典。隋文帝置_三朝散大夫。爲_三正四品散官。煬帝改爲_三從五品下。とあり。○郭務悰。通證引_三海外國記云。天智天皇三年四月。大唐客來朝。大使朝散大夫上柱國郭務悰等三十人。百濟佐平禰軍等百餘人。到_三對馬嶋。遣_三大山中采女。通信。侶僧智弁等來。喚_三客於別館。とあり。○進表函與獻物。又云。於是智弁問曰。有_三表書并獻物。以不。使人答曰。有_三將軍牒書一函并獻物。乃授_三牒書一函於智弁等。而奉上。但獻物。檢看而不_レ將。也。とあり。

是月。大紫蘇我連大臣薨。或本。大臣。薨注。五月。六月。島皇祖母命薨。

連大臣。連名なり。又連子とも云。續紀天平元年八月下に。近江朝大臣大紫連子とあり。また石川年足者。岡本朝大臣。大紫牟羅志曾孫也。ともあり。さて公卿補任に。天智天皇御世大臣。大紫蘇我連子臣。元年爲大臣如故。一代要記。任日不詳。字藏大臣。馬子大臣之孫。雄正子臣之子。右大臣石川麻呂之弟也。扶桑略紀に。三年三月右大臣武羅自薨。年五四。また元年正月。蘇我宿禰武羅自。任右大臣とあり。本紀には。右大臣に任せしこと脱たり。大日本史云。未詳。除廢年月。或云。三月任。尋薨。とあり。さて注の五月は。恐くは三月の誤なるへし。中臣本には此八字なし。○島皇祖母命。天皇の御祖母なり。帝王系圖曰。糠手姫皇女。號。島皇祖母尊。押坂彥人大兄皇子妃。舒明天皇母。諸陵式に。押坂墓。田村皇女。在城上郡舒明天皇陵内。と云り。皇極天皇の御母をも。吉備。島皇祖母命と申せり。島はいづれも。其居給ふ所の地に因て申すなり。後に島宮と云る所なるへし。

冬十月乙亥朔戊寅。發遣郭務悰等。是日。勅中臣内臣。遣沙門智祥。賜物於郭務悰。戊寅。饗賜郭務悰等。

戊寅。四日なり。○發遣の上。通證に當有宣字と云り。本のまゝならば。さもあるへけれど。此下の勅字なき本によらは。宣の字なくともあるへし。○是日勅。本に勅字。是字上にありて。上文に屬せり。今考本集解等に依て改め訂せり。信友も然云れたり。○戊寅饗賜郭務悰等。干支誤れり。中臣本には戊寅二字なし。さらは削るへし。秘閣本には。戊寅以下此七字すへてなし。それもよろし。但し等字は上の郭務悰に

屬せり。

是月。高麗大臣蓋金。終於其國。遣言於兒等曰。汝等兄弟。和如魚水。勿爭爵位。若不如是。必爲隣俟。十二月甲戌朔乙酉。郭務悰等罷歸。

蓋金終。齊明紀に。日本世記を引て云く。新羅春秋智。不得願於内臣蓋金。唐書高麗傳に。太宗時。蓋蘇文當國。立建武弟之子藏。爲王。自爲莫離。專國。などあり。蓋金蓋蘇文同人なり。○遣言於兒等。通證に。此六年男生出奔於唐之張本。とあり。通鑑唐紀に。乾封元年五月。高麗泉蓋蘇文卒。長子男生。代爲莫離支。初知國政。出巡諸城云々。此文六年の下に引り。○乙酉。十二日なり。○郭務悰等罷歸。通證引海外國記曰。九月大山中津守連吉祥。大乙中伊岐史博德。僧智弁等。稱筑紫太宰辭。實是勅旨告客等。今見客等來狀者。非是天子使人。百濟鎮將私使。亦復所資文牒。送上執事私辭。是以使人不得入國。書亦不上朝廷。故客等自事者。略以言辭奏上耳。十二月。博德授客等牒書一函。函上著鎮西將軍日本鎮西筑紫大將軍牒。在百濟國。大唐行軍總管使人朝散大夫郭務悰等至。披覽來牒。尋省意趣。既非天子使。又無天子書。唯是總管使。乃爲執事牒。々は私意。唯須口奏。人非公使。不令入京。とあり。

是月。淡海國言。坂田郡人小竹田史身之猪槽水中。忽然稻生。身取而収。日々致富。栗太郡人磐城村主殷之新婦床席頭端。一宿之間。稻生而穗。其旦垂穎而熟。明日之夜。更生一穗。新婦出庭。兩箇鑰匙。自天落前。婦取而與殷。殷得始富。

淡海。中臣本近江に作る。○小竹田史。未詳。倭名抄蒲生郡篠田。姓氏錄諸蕃に。信太首。百濟國人百午之後也。さて身は名なり。○猪槽。倭名抄。唐韻曰。槽馬槽也。和名與舟同。とあり。釋紀訓には。キカフフ子とあり。されは昔猪を飼にも。馬と同じく水を食せ。或は毛を洗ひなごせしを。猪槽とは云しなるへし。これを或説に。上下に脱字あるかと云ひしかと然らし。○致富。本に致を到とあり。今中臣本集解に依る。○磐城村主殷。此氏詳ならず。磐城は地名なり。栗太郡志。栗太郡磐城村法會庄。この磐城の郷は。上古の殷は名なり。景行紀に。三尾君磐城別之妹。水齒郎媛。と云はあれども。この殷は蕃別なり。○垂穎而熟。記上卷に。比登母登須々岐。宇那加夫斯。とあるか如く。稻穂の傾くさまにて。言義は頭伏なり。神代紀に頗傾也の下に云り。熟は實のりて色付くなり。○兩箇鑰匙。本に匙を匙に誤る。今正せり。倭名抄。鑰。四聲字苑云。鑰關具也。楊氏漢語抄云。鑰匙。門乃。加岐。鈎匙。戸乃加岐。一云加長加岐。箋注云。源君似以鑰爲所。以閉者。以鑰匙。所。以開者。皆謂之加岐。故從來鑰字益字。並訓加岐。不地與後世所。以開。謂之加岐。所。以閉。謂之鑰。鑰。同天也。又云。鑰匙。是唐人語。臨時祭式云。春日廣瀨龍田等社庫鑰匙者。納置官庫。天智紀亦鑰匙字訓加幾。然則鑰匙。採取鑰。者之物稱。非不開。門關。器之專名上。

又云。鈎匙。謂其狀句曲。鈎。取戸内之關者。與門關及府庫之管籥不同。故漢語抄訓鈎匙。爲戸之加岐。主稅寮式云。不動倉鑰若干。句。夾注。鑰若干。起若干。謂匙若干。者。所以開鑰之器。鑰若干。者。所以開戸之器。以鑰爲開戸器者。從禮記注國語注也。大神宮儀式帳所載。御益一勾者。亦謂下。などあり。なほ本書に委し。さて玉勝間に此の文を引て。今世中に。たからつくしとて。寶のかきりをあつめ畫かく事あり。其中に鍵のあるは。何の故にかと思へは。この故事よりや。世にめてたき寶として。繪にもかく事にはなりにけん。と云り。

是歲。於對馬島。壹岐島。筑紫國等。置防與烽。又於筑紫。築大堤。貯水。名曰水城。

防烽。孝德紀に防人見えたり。筑紫に防人を置れしことは。これその始なるへし。かくて持統紀三年二月。詔筑紫防人滿三年限者替。續紀天平二年九月。停諸國防人。九年九月。是日停筑紫防人。歸于本郷。差筑紫人。令成壹岐對馬。などあり。かゝれば既く天平九年に。東人を筑紫に差ことを停られしを。勝寶の頃は。また充られしこと。萬葉九卷に見えたり。其後寶字元年の勅に。西海道兵士一千人を。東國防人に替しめ給ふよし。續紀に見え。又神護二年の勅に。東人を差點せしこと見え。延暦年中にも。東人を差されしこと。續後紀承和十年の文に見えたるか。其後は東人を配ること見え。停廢られたるなるへし。烽候。繼體紀にス、ミと訓り。釋紀訓も同じ。義は詳ならず。和名抄には。烽燧。邊有警則舉之。度布比。とあり。飛火なり。これに據て試にいはず。ス、ミは進火。烽候の事。繼體紀に云へり。

軍防令また兵部式。三代實錄七にも出。○水城は。筑前國御笠郡にあり。水を貯へたる一構の城にて。海邊の成なり。續紀天平神護元年。太宰少貳采女朝臣淨庭。爲修理水城專知官。とあり。萬葉六に。太宰府大伴卿兼二任大納言。向京上道。此日馬駐水城。觀望府家云々。丈夫跡。念在吾哉。水莖之。水城之上爾。泣將拭。とあり。集解に。貝原筑前名寄曰。御笠郡水城堤。高四間。基十五間。長東西四百間。堤内今爲田。とあり。また通證に。松下氏曰。後宇多天皇弘安四年。高麗賊船五百艘。與蒙古十萬軍船。共至八角島。見元史。時關東大軍。及九國二島兵。悉集于水城。更修水城。數十里間。以大石築之。高一丈餘。其上平坦。乘馬直下。賊船。とあるは。古の水城とは處異なれど。其さまを大凡に知へし。八幡愚童記に。此時の事を記して蒙古寄たりと。島より博多へ告たれば。夜中の事にはあり。周章騒動。呼東西。南北集兵おひたし。元より海端に。數百町石築。地を面キツニ。一丈(一本三丈)より高。此方はのへにして。馬に乗ながら馳上り。賊船を見下て。さげ矢に射る様に。誘た。其上に火を焼き。城口さひしく構。とあり。○武鄉追考。按に水城は。水を貯ふる城にはあらずして。海水に築出。大石を以築き。或は堤を高くして。賊船を直下に伺ひ。矢を届かじめ。また馬に乗ながら。直に賊船に下ることなにも。便利ならしめたる。一構の城と見えたり。水に築立たるか故に。水城とは云しものなるへけれ。水を貯へん爲の城と云るは。字に泥める説なるへし。なほ考へし。

四年乙丑

四年春二月癸酉朔丁酉。間人大后薨。是月。勸授百濟國官位階級。仍以佐平福信之功。授鬼室集斯小錦下。其本位。達率。復以百濟百姓男女四百餘人。

居于近江國神前郡。三月癸卯朔。爲間人大后。度三百三十人。是月。給神前郡百濟人田。

間人大后薨。孝德皇后なり。下文六年紀に。合葬天豐財重日足姬天皇。與間人皇女。於小市岡上陵とあり。諸陵式。龍田清水墓。在平群郡。間人女王。大和志に。在龍田村南小吉田村。墓上有寺。曰清水山吉田寺。蓋合葬之後。墓地猶存不廢者也。とあり○注其本位達率。考云。福信の功を賞するか爲に。位を進むるは。集解も福信か子なるへしと云り。さることなり。福信か冤罪は。此時に集斯か申し立て。明らかに聞召れしなるへし。百濟國の官位階は既に云り。其官十六品の内。長左平。次大率。とあるか達率なるへし。されは其二等の階なり○神前郡。倭名抄神崎とあり。姓氏錄左京諸蕃。神前連。百濟國人正六位上賈受君之後也。續紀神龜元年五月。正六位下賈受君。賜姓神前連。とあるは。此地に因て賜へる姓なり○度三百三十人。かくそこはくの民を出家せしむることのはじめ。此に起れり。其後漸々に數をまして。天平十七年九月。天皇不豫の御時には。三千八百人を度せしめ給ひき。

秋八月。遣達率答煇春初。築城於長門國。遣達率憶禮福留。達率四比福夫於筑紫國。築大野及椽二城。耽羅遣使來朝。

答煉春初。此人下に閑兵法とあり。さて本に初字を脱せり。今中臣本及下文に據る。答煉。懷風藻に塔本とあり。集解云。煉字字書無。神功皇后紀比自煉。左點音益とあり。此氏は。續紀神龜元年五月。賜正八位上答本陽春麻田連。姓氏錄右京諸蕃。麻田連。出自百濟國朝鮮王淮也。とあり。集解云。據東國通鑑。朝鮮名箕準氏。自其先殷箕子入朝鮮。立國九百餘年。至準爲燕人衛滿誘逼。徙馬韓。又二百年亡。と云り。氏族志云。按朝鮮與百濟異族。姓氏錄。蓋以下其子孫由百濟投化。故列之百濟部中。也。と云り。此氏は。右の陽春の外に。續紀十八に。答煉忠節と云人あり。○長門國。長門國名始て見えたり。近藤清石云。弘仁私記に。穴門今日長門國。拾芥抄に長門元云穴門と見ゆれば。長門國は穴門國の改まれるにて。論なきか如し。されど穴門國は。上に云る如く。今の厚狹豐浦大津美禰の四郡のなれるにて。この外に阿武あり。されは長門國は。たゞ穴門國の改まれる名にはあらず。孝徳天皇の御代より後に。穴門國に阿武をそへて。繼體紀に見ゆる長門の名を。國號にしたまへるなるへし。繼體紀に見えたる長門は。國號にあらず。長門國は。穴門國に阿武をうへて。はじめて起れる國號なるをや。と云り。なほよく考へし。○四比福夫。此氏姓氏錄に載せず。續紀神龜元年五月。賜四比忠勇椎野連とあり。内藤廣前云。和銅七年十一月紀。有大倭國有智郡女曰比信紗。天平神護二年二月紀云。昆河守賜姓椎野連。曰比當作四比。昆亦四比二字之譌。皆與此同姓也。と云り。○筑紫國の上。京極本に於字あり。○大野及椽。倭名抄筑前國築城郡大野嶋木とあり。嶋木詳ならず。今標本原村ありと云り。或人云。嶋は字鏡集ヤトリキ。類聚名義抄ツツシ。藻書にホヤと訓たれど。オヨと訓る例を見ず。又然る地名も。彼郡にはきかれずと云り。今按に豊前

にはあるへからず。なほこれは筑前なるへし。萬葉四。不念乎。思常云者。大野有。三笠杜之。神思知三。注云。大野は和名抄筑前國御笠郡大野これなり。五卷に大野山紀利多和多流云々。三笠杜は。同國御笠郡御笠これなり。和名抄によれば。大野と御笠とは。同郡別郷なれと隣りにて。御笠杜と云地は。大野に屬たりし故に。大野在御笠杜と云りしにあらん。さるは貝原氏が筑前名寄に。大野山は御笠郡御笠森の邊より。東南の方四王寺山の西のふもと。すへて大野といふよしとるし。御笠郡御笠森と云は。今の雜掌の隈の町の東北にありて。大道より二丁ほどありて。山田村に屬す。今は昔の森の楠二株あり。其しるしはかり残りとしるせり。これにてその隣近なるよし思へし。類史佛道部。延暦二十年正月。停太宰府大野山寺行四天王法。其四天王像。及堂舍法物等。並遷便近寺。大同二年十二月。太宰府言。於大野城鼓峰。興建堂宇。安置四天王像云々。四年九月。復令太宰府大野城鼓峰。行四天王法。と見ゆ。國府も此郡にあり。右等に依れば。この大野は。豊前國にはあらず。筑前國なること明らかし。されど及椽は今詳ならず。豊前國にもさる地名なし。さて續紀文武二年五月。令太宰府。繕治大野基肆鞠智二城とあり。考證にこれをも。和名抄豊後國大野即此と注せるは。據をしらす。かく考へ畢りてよく思ふに。こゝは大野及椽二城とよみて。なほ大野は筑前なること本よりなるか。椽は續紀に基肆とある處なるへし。基肆は和名抄肥前國基肆なり。さて鞠智も同抄に。肥後國菊池郡とあり。いづれも太宰の管國なれば。府に命し給ふこと本よりなり。豊前志の説は信かたし。○耽羅。扶桑略記二月の下

に。新羅に作る。

九月庚午朔壬辰。唐國遣朝散大夫沂州司馬上柱國劉德高等等謂右戎衛郎將上柱國。百濟將軍朝散大夫柱國郭務悰。凡二百五十四人。七月二十八日。至子對馬。九月二十日。至子筑紫。二十二日。進表函焉。冬十月己亥朔己酉。大閱于

菟道。十一月己巳朔辛巳。饗賜劉德高等。十二月戊戌朔辛亥。賜物於劉

德高等。是月。劉德高等罷歸。是歲。遣小錦下守君大石等於大唐云々。

等謂小山下坂合部連石積。大乙吉士岐彌。吉士針間。蓋送唐使人乎。

壬辰。二十三日なり○沂州。河南道なり。明には山東兗州に屬せり○司馬上柱國劉德高。本に司馬の

下。一の馬字あるは衍なり。今中臣本考本に據る。通證に。事物紀原曰。周禮。天子之五官有司馬。魏

晉以後。刺史帶將軍開府者。則置之。自此始爲三州郡官。とあり。上柱國は。通證に。勳一等視正二

品。紀原曰。楚寵官也。見戰國策。後魏始立柱國大將軍。隋置上柱國。唐爲勳官。とあり。さて等下貢

獻二字などあるへしと云説あれど。なくともよろし○注右戎衛郎將上柱國。唐書百官志云。十六衛。注

曰。顯慶五年。改左右兩軍衛。曰左右戎衛。とあり。さて上柱國の下に。姓名を脱したり○百濟將軍朝

散大夫柱國。本に朝散の散字を脱す。今中臣本考本に據る。周禮司寇刑官條に。朝散大夫。掌都下之

國治云々。とあり。柱國は。通證に勳二等視從二品。とあり。考本中臣本。柱上に上字あり。通證に。柱國上柱國下闕名。とあれど。この二字は。衍にはあらざるへし。○二百五十四人。略記に二百五十人に作る。九月二十日。至子筑紫。二十二

日。進表函。此時貞惠も送られて。京師に歸りしこと。貞惠傳に見えたり○己酉。十一日なり○大閱。

周禮注。謂大閱。兵而習戰也。とあり○辛亥。十四日なり○劉德高等罷歸。略記云。

又百濟國男女二千餘人。移于東國。不_レ論_二縑素_一。皆賜_二官食_一。とあり○是歲。本に歲字を脱せり。今中臣

本及信友校本に據て補○小錦下。本に下字を脱。今考本に據て補○注小山下。本に下字を脱。今考本

に據て補。下文には大山下とあり○大乙。本に大下小字あり。今中臣本釋紀に依て削る。乙の下に上

もしくは下字あるへし○吉士岐彌。本に吉士二字を脱す。今中臣本に據て補ふ。岐彌は名なり○蓋送

唐使人乎。東國通鑑に。唐麟德二年乙丑。仁軌領新羅使者。及百濟耽羅倭人四國使。浮海西還。當此

年。と通證に云り。

五年丙寅

五年春正月戊辰朔戊寅。高麗遣前部能婁等進調。是日。耽羅遣王子始

如等貢獻。三月。皇太子親往於佐伯子麻呂連家。問其所患。慨歎元從

之功。夏六月乙未朔戊戌。高麗前部能婁等罷歸。秋七月。大水。是秋復租

調。冬十月甲午朔己未。高麗遣臣乙相奄那等進調。是

大使臣乙相奄那。副使達相遁。二位玄武若光等。

冬。京都之鼠。向近江移。以百濟男女二千餘人。居于東國。凡不擇素起癸亥年。至于三歲。並賜官食。倭漢沙門知由。獻指南車。

戊寅は十一日なり○前部。後漢書高句麗傳注。高麗五部。一曰內部。一名黃部。二曰北部。一名後部。三曰東部。一名左部。四曰南部。一名前部。五曰西部。一名右部○王子始如。中臣本に始を姑に作れり○元從之功。皇極紀に云り○戊戌。四日なり○復租調。租と調となり。復は除くを云。既に出○己未。二十日なり○乙相奄部。乙相。齊明紀に出。字彙補。鄴部同。とあり○注達相遁。通證云。達相官名。猶乙相。とあり。遁は名なり○二位玄武若光。通證に。二位猶大使副使之類。玄武猶乙相達相。とあり。若光は名なり○縑素。又云。西域記音釋。縑素黑白也。今世僧俗之謂也。とあり○癸亥年は。二年なり○知由。皇極紀四年に智喩とあり。略記には。大唐沙門智由貢指南車とあり。本年正月に係たり。

六年丁卯

六年春二月壬辰朔戊午。合葬天豐財重日足姬天皇。與間人皇女。於小市岡上陵。是日。以皇孫大田皇女。葬於陵前之墓。高麗百濟新羅。皆奉哀於御路。皇太子謂群臣曰。我奉皇太后天皇之所勅。憂恤萬民之故。不起石槨之役。所冀永代以爲鏡誠焉。

戊午は二十七日なり○合葬云々。異本大織冠傳裏書に。前年寅八月葬齊明帝とあり。藤貞幹云。按に異本大織冠傳。丁卯歲二月。遷都于近江國。而日本紀丁卯歲。二月二十七日。葬齊明帝。可疑。とあり○間人皇女。前には太后と書し。此に皇女と書するはたかへり。されどみな其採る處の本文に従ひたるにて。舊文のまゝなるへし○小市岡上陵。諸陵式に。越智岡上陵。飛鳥川原宮御宇皇極天皇。在和大和國高市郡。兆域東西五町。南北五町。陵戸五烟。とあり。大澤清臣云。陵今越智車木二村間の丘山。字北天皇山南谷口山にあり。太田皇女墓は。谷口の方にあり。と云り。さて此御葬のこと。略記には。齊明天皇七年崩下に。改葬大和國高市郡越智大握間山陵。十一月とあるは。此時の事にはあらず。此より前に葬り奉りし處なり。齊明天皇崩後七年を経たり。かゝる間。徒に殯宮に留めまつりしにはあるへからず。さて間人皇后をは。夫君の磯長陵に合せ葬るべきを。小市陵に耐する故は詳ならず。この事大日本史にも疑たり○皇孫大田皇女は。天皇の皇女にて。天武天皇の妃に坐り。こゝに皇孫と申すは。皇祖母の御陵に對へて云なり。ミマコはミヒコと訓へし○陵前之墓。大和志に。俗呼石冢とあり。さてこの皇女は。齊明帝七年に。車駕に従ひて。備前大泊海に至りて。御子を生給へり。其薨年を載せず。此に至りて。今耐せ葬れるなり○御路は。送葬の御路なり○皇太后天皇は。齊明天皇を申すなり。皇太后を以て句とするは誤なり。後に持統天皇をも。しか申しこと。靈異記大神高市萬侶條にあり○石槨之役。石槨は。記玉垣宮段に。大后比婆須比賣命之時。定石祝作とあり。記傳云。

祝字は棺の誤なり。内棺は。上代より木以造れりと見ゆれば。此に石棺とあるは。外榔なるへし。己
 きに。大和國を見めぐりし時。十市郡安倍村の近き處に。窟のある。やと深く入て。奥に石榔の上は。屋根の形に作りて。高
 さも堅も横も。六尺ばかりなるか立るを見つ。此正しく。上代の貴人の墓と見えたるは。石棺と云るは。かゝる物なるへし。
 る總ての石構まてをかけて。皆伊斯紀と云けんかし。姓氏錄左京神別に。石作連。火明命六世孫。建眞
 利根命之後也。垂仁天皇御世。奉爲皇后日葉酢媛命。作石棺。献之。仍賜姓石作。大連公也。また山城
 攝津和泉に。石作連云々など見ゆ。和名抄に山城國乙訓郡石作郷。以之郡。尾張國中島郡石作郷などもあ
 り。さて石棺を造る工は。世に舊よりも有つらむを。此御世に。更に其部を定められたるなり。御此
 世に。始めて石棺を作
 れりと云にはあらず。と云り。かくて此に不起石榔之役。所冀永代以爲鏡誠焉。とあれど。此後もなほ
 此事止たりとは見えすと。これも記傳に云れたり。但し一旦は止め給ひしかとも。此後議ありて。又
 起し給へるなるへし。
萬葉十六。事之有者。小泊瀬山乃。石城爾毛。隱者共。爾。莫思吾背。これ此頃も石棺のありし證とすへし。

三月辛酉朔己卯。遷都于近江。是時天下百姓。不願遷都。諷諫者多。童
 謠亦衆。日々夜々。失火處多。六月。葛野郡獻白鷄。秋七月己未朔己巳。耽
 羅遣佐平椽磨等。貢獻。

己卯は十九日なり。○遷都于近江。略記及一代要記云。正月遷滋賀郡大津宮。大織冠傳には三月に作り。太子
 傳拾遺記には。七年戊辰正月。自岡本宮。移近江國志賀郡大津宮。とありて。本紀と合はず。年代記に

は。八年遷都とあり。今按に。扶桑略記にも。此年二月三日。天皇寢大津宮云々。の文を見れば。な
 ほ此年遷都ありしさまなり。されど百姓の遷都を願はざるによりて。まことの遷都ともなく。たゞ爰
 にまじしを以。際やかなる遷都の令は。なかりしものなるへし。かれ互に傳の違ひはあるならんとお
 ほゆ。さてかく遷都を願はさりし趣は。萬葉集なる人麻呂朝臣の歌に。玉手次歎火之山乃。檀原乃日知
 之御世從。阿禮坐師神之盡。樛木乃彌繼嗣爾。天下所知食之乎。天爾滿倭乎置而。青丹吉平山乎越。何
 方御念食可。天離夷者雖有。石走淡海國乃。樂浪乃大津宮爾。天下所知食兼。とある。何方御念食可云
 云。大津宮爾天下所知食兼の句にて。さはかり御世々々。こさままじし倭國を置て。かゝる由縁もなき
 夷に。都を定め給ひしは。そも何方なる事と。なほ此朝臣も。其頃の事を思ひて。難めまつりしこ
 と。言外に溢れたり。かゝるさまの童謠など。いと多かりしなるへし。さて此都を。大津宮と名
 けし所以は。岡部東平云。天皇御母帝とくもに。筑紫に幸して。娜大津宮に居し。か。帝遂に筑前に
 て崩し給へり。故天皇母帝を追慕して。娜大津名を取りて。近江の帝都に號け給へるなり。と云り。
 此説然るへし。
なほ此事足鼎に委く云。れたり。披見るへし。 大織冠傳に。鎌足公を追悼し給ふ御言に。先帝陛下。平生之日。遊覽
 淡海及平浦宮地。猶如昔日。朕每見此物。未嘗不極目傷心也。と詔へる言あるをみても知られた
 り。さてこの宮蹟は。倭名抄滋賀郡錦部。爾之。郷。今錦織村と云。其處に御所内と稱する地あり。一に
 祇園田と云。方二町餘。南に面せり。巨巖竦立ち。清泉涌出つ。今に往々斷礎瓦片土中より出。且此

一帯地に。勸學堂。皇子山。車大路。西大路等の號ありと云り。これ大津宮の蹟なり。今の天津驛は古への大津に非すと。輿地誌略にも既に云り○諷諫。曾倍は神武紀に出。阿佐牟留も既に云り。一訓にはイサ、ムルとあり。○失火を。保夜計と訓るは。儀式帳倭姫命世記等に見えたり。ミツナカレは水流にて。火焼を忘たる反語なり。仙臺間語と云ものに。下總にては。火焼たるを水に遭ふと云詞のこれりと云り。これらにて知へし○此處に附て云。天智天皇外記といふ書に。藤原幹か書るものなり。五月。皇太子即天皇位。異本大織冠傳。立大海人皇子。爲皇太弟。日本紀。以大友皇子。拜太政大臣。中臣鎌足爲内大臣。以蘇我赤兄爲左大臣。中臣金爲右大臣。○事始云。内大臣或稱内臣。其位在左右大臣上。とあり。諸書と異なり。疑はしき書なり○白鸚。倭名抄。燕和名豆波久良女。新撰字鏡。鴉豆波比良古。又鸚鵡鷓鴣等をもしかよめり○己巳は十一日なり○耽羅遣。本に遣字を脱せり。今考本に據て補○椽磨。中臣本椽を椽とあり。活字本に祿に作る。

八月。皇太子幸倭京。冬十月。高麗太兄男生。出城巡國。於是城內二弟。聞側助士大夫之惡言。拒而勿入。由是男生奔入大唐。謀滅其國。

側助の訓。齊明紀に引字を爲伊と訓り。已に云り。側は猶傍と云か如し○男生奔入大唐。唐書泉男生傳曰。男生字元德。高麗蓋蘇文子也。爲中衷大兄。知國政。久之爲莫離支。兼三軍大將軍。加大莫離支。出按諸部。而弟男建男產。知國事。殺其子猷忠。男生走保國內城。率其衆。與契丹靺鞨兵。內附。

遣子猷誠。訴諸朝。とあり。東國通鑑に。唐乾封元年。高勾麗寶藏王二十五年。高勾麗泉蓋蘇文死。子男生代爲莫離支。初男生九歲。以陰補中衷小兄。猶唐謁者也。遷中衷大兄。知國政。凡辭令皆主之。進中衷位頭大兄。及蘇文子男生爲莫離支。兼三軍大將軍。加大莫離支。高勾麗男建。自爲莫離支。男生據國內城。降于唐。先是男生出按諸部。使其弟男建男產。留知後事。或謂二弟曰。男生惡君等。逼將除之。蓋先爲計。又有告男生者曰。二弟恐兄奪權。欲拒之。男生潛遣人。偵伺男建等。捕獲之。矯王命。召男生。男生懼不敢歸。男建殺男生子猷忠。自爲莫離支。發兵討男生。男生走保國內城。結契丹靺鞨。遣子猷誠于唐。求內附。とあり。高麗寶藏王二十五年は。天皇五年にあたり。一年の差あり。通鑑唐紀にも。乾封元年のこととせり。文も大方おなじ。本紀は前年のことを聞て。書るものなるへし。

十一月丁巳朔乙丑。百濟鎮將劉仁願。遣熊津都督府熊山縣令上柱國司馬法聰等。送大山下境部連石積等。筑紫都督府。己巳。司馬法聰等罷歸。以小山下伊吉連博德。大乙下笠臣諸石。爲送使。

乙丑は九日なり○熊津都督府。百濟の地なり。既出。文獻備考云。忠清道百濟熊川國郡。新羅熊州。高麗公州。今公州。唐書百濟傳に。百濟守熊津口。東國通鑑。唐顯慶五年。唐分百濟故地。置熊津。馬韓。東明。金連。德安。五都督府。各統州縣。擢渠長。爲都督刺史縣令。以理之。唐書。武德七年。改總管。曰都督。總十州者。爲大都督。貞觀二

年。去_二大字。凡都督府有_二刺史以下_一如_レ故○熊山。熊津同地名なり。縣令は宋書百官志に。大者爲_レ令。小者爲_レ長。縣令長皆秦官也。とあり○筑紫都督府。大宰府なり。この事既に云り。續紀天平實字元年十二月。大政官奏。坂合部宿禰石敷。功田六町。奉_二使唐國_一。漂_二着賊洲_一。橫斃可_レ矜。稱_レ功未_レ愜。依_レ令下_二功。合_レ傳_二其子_一。とめる石敷とあると。この石積と同人なりとして。石積をイハシキと訓る説は非なり。石積は賊地にて死せし事見えす。この人は天武紀十一年に。命_二境部連石積等_一。更肇俾_レ造_二新字一部四十四卷_一。とある人なり○己巳。十三日なり。

是月。築_二倭國高安城_一。讚吉國山田郡屋嶋城。對馬國金田城。閏十一月丁亥朔丁酉。以_二錦十四疋。纈十九匹。緋二十四疋。紺布二十四端。桃染布五十八端。斧二十六。釵六十四。刀子六十一枚。賜_二椽磨等_一。

倭國高安城。河内志云。高安郡高安故城。在_二服部川村上方_一。俗呼_二志貴出城_一。文武天皇大寶元年八月。廢_二高安城_一。賜_二其材具於大和河内民人_一。河内名所圖會にも。高安郡川村の上在と記し。其地を高安山と稱し。山上に大和國の堺を標せり。城址今は大和國に在と云り。かく大和河内の堺にある地なりければ。後にこそ。河内國の郡とはなりぬれと。此御世の頃は。大和に屬せし地なるへし。されはこそ。こゝに倭國とは書れたりけめ。これを續紀考證に。按和銅五年六月紀。廢_二河内國高安峰_一。此謂_二倭恐誤_一。と云れたれど。しかにはあらし。さて天武紀に幸_二於高安城_一。續紀一に修_二理高安城_一。二に廢_二高安城_一とありて。同五に又行_二幸高安城_一とあり。

なほ通證云。國史。和銅五年。廢_二高安烽_一。始置_二高見及大和國春日烽_一。以_二通_二平城_一焉。萬葉集。伊駒山詠_レ烽。亦謂_二高安烽_一也。二代實錄曰。元慶三年。常澄宿禰某。八戸。史某六人。賜_二姓高安宿禰_一。先祖後漢光武皇帝孫。孝章皇帝之後也。裔孫高安公陽陪。天萬豐日天皇御世。立_二高安郡_一とあり○屋嶋。海上に突出たる要害の地なり。今は陸につゞきたり。通證に。中山氏曰。嶋形似_二屋_一。故名。作_二矢嶋_一。非。とあり○金田城。又云。或曰下縣郡與良鄉黑瀨城址。疑此。今按。孝德紀始言_二柵_一。至_二本紀_一正書_二城_一。實是城築之所_レ創。雖_二上世有_二稻城_一。而出_二于一時_一。忽卒。不_レ可_レ以_レ爲_レ法矣。而其多在_二西海_一者。當時有_レ事_二於韓國_一也。又歌人所_レ賞壺碑者。天平實字六年。修_二造多賀城_一。時所_レ建。在_二與州宮城縣市川村北岡_一。此多賀城古墟。有_二墓本_一。行_二于世_一。可_レ見前世置_二城_一。亦有_レ碑。以_二誌_二州界_一。里程修築。姓名_一也。と云り○丁酉。十一日なり○纈。通證云。倭名抄。纈讀由波太。新撰字鏡同訓。東宮切韻。纈結_二帛爲_二文綵_一也。今按。式有_二一目纈二目纈_一。蓋結機也。源氏談所_レ謂括_二染_一。今俗所_レ謂絞_二染_一是也。與義抄。古歌。柏木乃。由波太染_二互布_一。紫乃。合牟不_レ合波。灰乃心爾。二儀實錄曰。纈秦漢間有_レ之。とあり。萬葉にも。結幡之袂著衣とあり。さて後には絞纈を字音に云り。人の名字などに云るもこれなり○緋。齊宮式に。緋。東繩四疋。などあり○桃染布。通證云。當_レ訓_二阿良曾米_一。江次第。荒染。萬葉集。桃花襦。延喜衛門式。衛士。桃染布。衫。彈正式。縫殿式。退紅亦同訓。王建詩。肉色退紅嬌。注。淺紅色。とあり。萬葉十二。桃花襦淺等乃衣。淺。爾。とあるを見れば。名義は荒染なるへし。深_二色_一に對して。淺_二きを荒_一と云しなり。また新染にもあらむか。たゞ一重新_二に染_一しまて

の名か。桃花は花の色を以名けたるなり○斧。和名抄。乎能○鈿。本に鈿とあるは。鈿字の譌なり。鏡字に鈿奈多。大嘗祭儀。鈿鎌各一柄。などあり。鈿を鈿に作り。鈿に改たるにて。杉を杖につくり。杵に更たるか如し。 鈿。私記に。山鑿反。字書大鎌也。とあり。通證に。延喜大神宮式鈿。儀式帳作_二奈岐鎌_一。又作_二忌奈太_一。玉篇鈿大鎌也。奈多蓋薙斷也。とあれど。奈岐鎌は奈多とは異なり。儀式帳。奈岐鎌一柄下の解に。今の世。奈伊加萬と奈多と同物なれど。昔は全同しきにはあらし。太神宮式。鎮祭宮地用物。これを不_レ載。建久假殿遷宮記。鎮祭宮地奉_レ立_二心御柱_一祭物の中にも見えす。後には略せられしか。大神宮式。度會宮所攝宮。地鎮祭用物の中。鈿あり。これを奈伊加萬とよめり。是と同物か。天智紀六年十一月鈿あり。玉篇鈿大鎌也。と見えたり。 とあり。武郷按に。信濃國諏訪郡諏方神社の祭物に。薙鎌あり。其形鎌に似て刃なし。烏魚の形に類せり。 七年に一度の御柱祭の時。これを用ゐる式あり。又常も神殿に備へ飾るなり。其形今云奈多と云ものとは。大に異なり。鎌の方に近し。儀式帳解に。奈伊加萬を奈多と同物とせしは。是からす。神宮には。既く絶し。このとよめるをみれば。奈伊鎌とは異なり。まかふへからす○賜椽磨等。中臣本に椽を椽に作る。さて耽羅使是にて罷歸れるなり。

七年戊辰

七年春正月丙戌朔戊子。皇太子即_二天皇位_一。或本云。六年歲次丁卯三月即位。

七年。本紀には壬戌年を元年として。本年_辰を七年としたれど。天武紀に。四年十二月。天命開別天

皇崩とあるに依れば。此年を元年としたるなり。これ即位を以て元を紀するなれば。其方を正しかるべき。ここに七年とあるは。舊記のまゝを記せしにて。かゝるも又古の一の記さまなり○戊子。三日なり○皇太子即天皇位。秘閣本に天皇二字なし。按に先帝崩後。此七年に至りて位に即給ふは。甚不審也。一代要記に。天智天皇元年壬戌。諒闇至孝。不_レ稱_二即位_一。經_二六年_一而即位云々。愚管抄も同し。ここに或人云。此天皇は。鎌足大臣を扶_レ。大逆を亡し給ひしは。比類なき大功には坐しかと。太子に坐て大政に_{マシ}給ひし時より。皇統の次列を亂し_レは。此天皇の御心なり。卒_{イテ}其由を云は。舒明天皇崩坐て。速に御位に即給ふへきを。御母皇極天皇をして繼しめ給ひしは。群臣の服従奉らさりしにや。扱御母の天皇御世に坐なから。孝徳天皇に御位を譲り給ひしは。深き由のありけんとは。察_キゆるものなり。神代以來。皇國に例なきことを始給へり。是支那國の惡習を用させ。後來爭亂の基を開給へり。扱孝徳天皇をは。難波宮に獨坐_{マシ}しめて。大御母及皇后を始め。公卿大夫を率誘ひ。大和の飛鳥に遷坐し。一年三月の間。天皇のあらぬ大御けしきを。他所_ヨに見そなはし。御病篤く。今はと申す時に至り。皇后たちを率還給ひしをは。何と稱奉るへき。かくて天皇崩坐ては。有間皇子を御位をは繼給へきに。其ことなく。己尊も繼給はさりしは。群臣の諾はさりしにや。復御母を勸_{マシ}申し。再祚を踐しめ給ひ。扱有間皇子には。蘇我赤兄をして。不經を勸め奉らしめ。終に皇子を絞罪に處し。主謀の赤兄をは。其罪を問はずして。太宰帥に任_{マシ}。次て左大臣に進めしめ給ひしは。いかに申して可ならん。か

くて齊明天皇崩坐して後。七年も空位にせしは。古例を破るのみならず。いかなる故とも知かたけれど。先帝を慕給ふ至孝なと云るは。事實に疎き説ならずや。海外に三年の喪とは云へど。七八年の喪と云を聞かす。若至孝の御情より出つらんには。崩御より四年に當り。冠位の増制をも詔出たまひ。又六年に至て。人民不服の遷都をなし給ふなど。至孝の御所爲とも云かたかるへし。如斯即位の式を行給はさりしは。深由あることにて。今試に云まほしき事あれど。忌諱に觸つれば黙しつ。と云れたる。けに深由あることなるへけれと。今知によしなし。かくて此より以後。此御即位式に。萬習ひ給へるものと見えて。續紀慶雲四年秋七月壬子。天皇明元即位於大極殿。詔曰。關毛威岐。近江大津宮アモノシホシロシメス御宇。大倭根子天皇乃。與天地共長。與日月共遠。不改常典止立賜。又聖武天皇即位。詔曰。淡海大津宮御宇天皇乃。萬世爾不改常典止。立賜敷賜閑留隨法。また續後紀仁明天皇即位。詔曰。近江大津宮御宇天皇乃。初賜比定賜部留法乃隨爾云々。此等の文に據るに。此天皇始て禮法を定。即位の儀を行給へるなり。後世其儀を奉して。詔文には。必此天皇の故事を稱するなり○注六年云々。藤貞幹か天智天皇外記に引く所の。異本大織冠傳。日本決釋にも。此と同じくして。月は五月に係たり。上に引り。帝皇系圖には。八年即位ともあり。

壬辰。宴群臣於内裏。戊申。送使博德等服命。二月丙辰朔戊寅。立古人

大兄皇子、女倭姬王。爲皇后。遂納四嬪。有蘇我山田、石川麻呂大臣女。日遠智娘。イラツト。或本云。美濃津子娘。生一男二女。其一曰大田皇女。其二曰鷗野皇女。及有天下。居于飛鳥淨御原宮。後移宮于藤原。其二曰建皇子。啞不能語。マコト、フ。或本云。遠智娘生一男二女。其一曰建皇子。其二曰大田皇女。其三曰鷗野皇女。或本云。蘇我山田麻呂大臣女。曰茅渟娘。生大田皇女與娑羅々皇女。

壬辰。七日なり○宴群臣於内裏。大織冠傳。七年正月云々。朝廷無事。遊覽是好。人無萃色。家有餘蓄。民咸稱太平之代。帝召群臣。置酒濱樓。酒酣極歡。於是皇太弟以長槍刺貫敷板。帝驚大怒。以將執害。大臣固諫。帝即止之。これを異本には。前年五月の下に載たり。と云ことあり。いかなる事にかありけん。詳かならず○戊申。二十三日なり○扶桑略紀云。正月十七日。於近江國志賀郡。建崇福寺。また天皇外記に。事始を引て云。是月立皇子大友。爲東宮と書して。前年廢皇太弟。可知と云り。この外記の文は信かたけれと。姑く此に附す。體風藻には。此年大友皇子。拜太政大臣とあり。此事十年の下に云り。考合すべし。○戊寅は二十三日なり○爲皇后。扶桑略記に。此下に。以大海皇子立皇太子とあり。水鏡にも。七年二月。東宮に立給ふとあり。按るに。上に所引大織冠傳。正月の下に。既に皇太弟と書し。且他書に皇太子の稱を載せされは。恐くは非なるへし。又皇代記。帝皇系圖。紹運要略。紹運錄等に。此年爲皇太弟とあるも。亦合はず。こゝに信友が。右の大織冠

傳なる正月の文を引て云れけるは。皇太弟日來憤り給へる事のおはしけるか。さらても酒に酔しれ給ひて。ふと然る暴行爲給ひたるなるへし。かゝる暴行し給ひけるによりて。時から群臣の見るめにも。御慮をおきて。執事さんごさへ。爲させ給ひたりけんを。いくほともなく。二月に皇太子に立て給ふへくもあらず。然れども。さる御失をも宥め給ふとして。例の鎌足公にそ。詔ひ合せ給ひたりけむ。やかて其月戊寅二十に。立皇后の時。品つけて。皇太弟と申すになし參らせられるを。皇太子と書なせるにて。實は紹運要略。紹運録等に。天智七年戊辰爲皇太弟とあるを正しかるへき。鎌足公傳に。此年の正月の事に。皇太弟と書るは。後をめぐらして記せる文と。して見るへし。然る書と異なる例多き事なり。と云れたり。いかゝあらん。なほ考へし。四嬪。後宮職員令に。嬪四員。五位以上とあり。注美濃津子娘。孝徳紀には造媛とあり。大和志に。添上郡美濃庄あり。是を或本と云るは。持統紀の始に。更名云々也とあるを云るなり。大田皇女。上に出。天武の妃と成坐り。さて御名は地名か。乳母の姓に依れるか。鷗野皇女。本に皇字を脱せり。今諸本に據て補ふ。鷗野は欽明紀に。河内國更荒郡鷗野邑とある地に。由ある御名にて。持統紀に鷗野讚良皇女とあり。飛鳥淨御原宮は。天武天皇の宮なり。本紀に出。藤原は。持統天皇の宮なり。本紀に出。啞不能語。倭名抄疾病部。瘡瘕於布之。新撰字鏡瘡同訓。源氏物語におし。醫心方にも瘡を於之と訓り。今俗にも兩つなから呼り。言義は詳ならず。啞子之音と云はよからず。注山田麻呂。本に山を小に誤る。今諸本に據て改む。注娑羅々皇女。即ち鷗野皇女にます。

次有遠智娘弟。曰姪娘。生御名部皇女。與阿陪皇女。阿陪皇女及有天下。居于藤原宮。後移都于乃樂。或本云。名姪娘。曰櫻井娘。次有阿倍倉梯麻呂大臣女。曰橘娘。生飛鳥皇女。與新田部皇女。次有蘇我赤兄大臣女。曰常陸娘。生山邊皇女。

姪娘。元明紀に宗我嬪と爲り。御名部皇女。和名抄。攝津國百濟郡南部郷あり。其地名に據れるか。續紀慶雲元年。詔御名部内親王益封一百戸とあり。萬葉に。此皇女阿倍皇女と。御贈答御歌あり。阿陪皇女。陪秘閣本倍とあり。地名か。はた乳母の姓によれる御名か。これ元明天皇にます。さて此の陪は閉に作るへし。天武紀續紀。みな阿閉とあり。阿陪阿閉同音なれども。清濁ありて自ら別なり。孝謙天皇の御名。阿倍と申すにて知へし。續紀。豐國成姬天皇。小名阿閉皇女。天命開別天皇之第四皇女也。母曰宗我嬪。蘇我石川麻呂大臣之女也。適日並知皇子。生天之眞宗豐祖父天皇。四年天皇崩。天皇御東樓。詔召八省卿及五衛督卒。告以下依遺詔。攝萬機之狀とあり。乃樂。平城大宮なり。元明天皇以下七代の宮都なり。大和志云。添上郡平城都墟。元明天皇和銅年間。遷都于此地。廣亘添上下郡云々。乃樂名義は。崇神紀に出。平城と書る所以も。草木を踏平すとあるより出たるなるへし。注櫻井娘。大和志に。十市郡葛上郡等に櫻井村あり。倉梯麻呂。本に麻呂を磨。一字に作る。今諸本に依て改む。

橘娘。大和志に高市郡橘村あり。さて天武紀十年二月。阿陪夫人薨。とあるは。この橘娘なるへし。飛鳥皇女。高市郡飛鳥に據れる御名なり。文武紀四年四月。淨廣肆明日香皇女薨とあり。萬葉二に。此皇女木臨殯宮之時。柿本朝臣人麻呂作歌あり。其歌に。飛鳥。明日香乃河之上。瀨云々。御名爾懸世流。明日香河。及萬代。早布屋師。吾王乃。形見何此焉。とありて。此皇女明日香の地に御座まこけるなるへし。故御名にも負奉れるならむ。御夫は。天武皇子忍壁皇子にて。此歌は其皇子に奉れるなるへきよし。萬葉考又略解に云り。○新田部皇女。乳母の姓に據たる御名なり。天武天皇の妃と成坐り。文武紀三年九月。新田部皇女薨。○山邊皇女。姓にも地名にも山邊あり。大津皇子の妃に坐けるよし。持統紀に見ゆ。

又有宮人生男女者四人。有忍海造小龍女。曰色夫古娘。生一男二女。其一曰大江皇女。其二曰川島皇子。其三曰泉皇女。又有栗隈首德萬女。曰黑媛娘。生水主皇女。又有道君伊羅都賣。生施基皇子。又有伊賀采女宅子娘。生伊賀皇子。復字曰大友皇子。

宮人。後宮職員令義解に。宮人謂婦人仕官者之總號也。とあり。後漢皇后紀に。置美人。宮人。采女。三等。とあれど。令には宮人見えす。こゝはたゞ宮中に仕官する女なる由に。書きたるものなり。即次な

る伊賀采女も其内なり。○忍海造。忍海部と同姓なり。清寧紀忍海部造細目の下にあり。忍海部は記に。建豊波豆羅和氣王者。忍海部造。稻羽忍海部之祖。とあり。○大江皇女。地名にも姓にも見ゆ。地名は山城國乙訓郡大江あり。文武紀三年十二月。淨廣肆大江皇女薨。とあり。○川島皇子。地名は山城國葛野郡川島あり。持統紀五年八月薨す。天武天皇の皇子にも。亦川島皇子あり。説天武紀に云り。三代實錄貞觀七年六月。左京人六世無位三坂王。賜姓淡海真人。河島王子裔孫也。とみゆ。これは天智御子の方なるへし。○泉皇女。山城國相樂郡郷名水泉以豆美あり。文武紀大寶元年。侍伊勢齋宮。聖武紀天平六年二月。二品泉内親王薨とあり。○栗隈首。詳ならず。地名は山城國久世郡郷名栗隈あり。天武紀十二年九月。栗隈首賜姓曰連。とあり。類聚符宣抄。村上帝時。左少史栗前宿禰扶茂あり。同氏なるへし。○水主皇女。ミヌシと訓へし。モヒトリと訓るは。ひか言なり。倭名抄山城國久世郡水主。式同郡水主神社。今綴喜郡と爲れり。姓にも水主直あり。聖武紀天平九年八月。三品水主内親王薨とあり。○道君。欽明紀に出。中臣本京極本に。道上越字あり。さらは越智氏なるへし。越智氏は饒速日命の後にて。宿禰あり。直あり。國造あり。されと君と稱する姓なし。考へし。さて君下恐らくは。女曰の二字脱しものか。○施基皇子。地名か姓か詳ならず。天武紀に芝基とあり。續紀靈龜二年八月。二品志貴親王薨。天智天皇第七皇子也。寶龜元年追尊。稱御春日宮天皇。追諡田原天皇。光仁天皇之皇考也。諸陵式。田原西陵。春日宮御宇天皇。在大和國添上郡。兆域東西九町。南北九町。守戸五烟。とあり。按に天武皇子にも亦磯基皇子ありて。混ひ易し。其説詳に天武紀に云り。○宅子娘。本に娘字脱せり。今中臣本京極本

に據て補。紹運録にも。母宅子娘伊賀采女とあり。さて通證に。引信西國分。曰。宅子媛伊賀國山田郡郡司之女也。此腹生三子。其二曰大友皇子。其二曰阿閉皇子。其三曰阿雅皇女。今按。此紀唯一皇子。蓋脫文也。伊賀風土記曰。阿拜郡阿閉山。倭名抄。伊賀郡阿我。伊賀史曰。元明天皇御宇。和銅己酉五月二十六日。安雅皇女薨。杉坂驛。六月二十六日葬于伊賀國。賜封田。如例。とあり。信友云。阿閉皇子。阿雅皇女。他書に見えず。杉坂の地未考へず。殊さらに葬于伊賀國とあれば。他國と聞えたり。察ふに大友皇子御事ありし後。御母宅子娘。本郷の伊賀に遷りて。幽居し給ひ。皇子も同じさまにて。共に伊賀にて。御身を没し給ひ。安雅皇女も其縁にて。伊賀に葬り給ひたりしにもやあらん。と云り。伊賀史は。天永庚寅十二月大江廣房と。跋に見えたり。廣房は橋以綱の子にて。大江匡房の子と爲り。天永二年本姓に還と。橋氏系圖に見えたり。信友云。采女は伊賀郷人なり。但し扶桑略記。紹運要略等に云。母は采女伊賀宅子娘と。之に據れば伊賀氏なり。天武紀十三年。伊賀臣賜姓曰朝臣。とあり。もしくは宅子娘の父。又兄弟にて。姓を賜へる歟。また伊賀名所記に。此國は御母君の古郷とて。大友こゝに屯し給ふ云々。といへり。考ふへし。或書に。三重縣阿山郡山田村。大字鳳凰寺に。鳴塚と稱する古塚あり。古より宅子娘の塚なりと云傳ふとあり。尋ねし。○伊賀皇子。通證に。永閑記曰。山田郡城内村。祭大友皇子。號城内權現。とあり。信友云。又伊賀風土記に見えたり。さて此皇子。崩年を以て推考するに。大化四年に伊賀に生れ給へるにて。御母の本郷を以。御名と爲るなるへし。又御母の伊賀氏なるか故にてもありけん。さて北畠親房卿の記置れたる讓狀を。伊賀記と題せる書に。伊賀當家領家受領之分云々。城村之内山田郡にあり。大友御在城之所也。城村權現大友をまつる所也。とみえたり。此事伊賀名所記にも見えて。城内村城内權現と云へり。此は壬申の亂の時。御母方人に心屬したてまつれるものありて。此所に要害の

行宮所を。造らせ給ひたりけむ。かの國分に。宅子娘伊賀國山田郡々司之女也。と云るに。また東大寺に藏る。伊賀國の天平三年の大稅帳の署に。郡領に伊賀朝臣の氏人の在しは。もしくは其族なるへきにやとも。思ひ合されて。かた／＼に由ありてきこゆ。但し伊賀を國と云るは。後の稱をもて。古を談れる言とすべし。又同じ時。大海人皇子。伊賀に入給ひては。ここにいちはやく。ふるまひおきてさせ給へる事。書紀に見えたり。よみ見て知へし。是も其心よせ有ける人々を。はやく事向け歸順へ給はむの。御謀ひなりしなるへし。伊賀風土記。伊賀郡和歌山の下に。有清見御所。昔日淨見原天皇。與大友皇子。爭戰之地也。また阿蓋郡鳥飛山の下に。昔大友皇子來此山。暫休之。刀鋒多殘置云々。など見え。伊賀名所記に。若山は。清見原乃天皇。大友皇子と。御位を爭給ひし時。あまた／＼ひ國をせめいとみたまひけるに。此國は御母君の古郷とて。大友こゝに屯し給ふ事二月はかり。淨見原もにくるを追て。此國に至り給ひ。此若山に陣取給ひし。其處を今にきよみの御所といふなり。とはいへり○大友皇子。大鏡に第四皇子とあり。地名によれる御名なるへし。倭名抄。近江國滋賀郡大友。今大友村あり。大津へ近き所なり。御父天皇。大津に遷都の後。其地を御封に給ひたるによりて。改給へるにかと。信友云り。皇子の采地なりしなるへし○此天皇の御子のこと。扶桑略記に。王子男六人。女十二人。三人即位。但一人不載系圖。とあれと。本紀に十四人を載たり。此説と合はず。

夏四月乙卯朔庚申。百濟遣未都師父等進調。庚午。未都師父等罷歸。五月五日。天皇縱獵於蒲生野。于時太皇弟諸王內臣及群臣皆悉從焉。六月。伊勢王與其弟王接日而薨。未詳官位

庚申は六日なり○未都師父。中臣本には未を末に作れり。次も同じ○庚午。十六日なり○五月五日は。甲戌朔戊子に當れり。さて此に五日と書せるは。例に違へり。然れど此は。端午節日を指て記せるか故なり。萬葉集に引くところの注文も同じ○蒲生野は。九年紀に蒲生郡置邇野とあり。萬葉一に。天皇遊獵蒲生野。時額田王作歌。皇太子答御歌あり。此時の事なり。皇太子は即太皇弟なり。さて萬葉の左注に。此年を丁卯に作るは誤なり○縱獵。獵は獵に同じ。これは推古紀に所謂藥獵なり○太皇弟。本に太を大に作る。今類史に據て改む。萬葉集に引るには。天とあり誤なり。○皆悉從焉。扶桑略記に。此下に載せたる文に。自常陸國進白雉并生角馬。勅造百濟大寺。今大安寺也。年月不詳云々。又甘露降於難波。其形如綿。長五六尺。廣八寸。隨風飄落。其味甚甘。とあり○伊勢王。系詳ならず。齊明紀にも。七年六月伊勢王薨とあり。○注未詳官位。四字本に大書せり。今中臣本に據て小書とす。京極本に衍と爲り。集解には刪去れり。

秋七月。高麗從越之路。遣使進調。風浪高故不得歸。以栗前王拜筑

紫學。于時近江國講武。又多置牧而放馬。又越國獻燃土與燃水。又於濱臺之下。諸魚覆水而至。又饗蝦夷。又命舍人等爲宴於所々。時人曰。天皇天命將及乎。

高麗。東國通鑑に據に。唐高宗總章元年。新羅文武王八年。高句麗寶藏王二十七年なり○越之路は。若狹越前を指す○栗前王。天武紀に栗隈王とあり。姓氏錄橘朝臣條に。敏達天皇々子。難波皇子男。贈從二位栗隈王。紹運錄に。敏達曾孫難波皇子の孫。大俣王の子。とあり○拜筑紫學。通證云。即太宰帥。率古文作學。正韻同帥。とあり。畧記にはこれを始任太宰帥。とあり○講武。持統紀に。兵士者。每一國四分而點其一。令習武事。又續紀三にも見ゆ○置牧而放馬。倭名抄。牧和名無萬岐。とあり。馬柵なり。厩牧令に詳なり。栗太郡志云。田上郷牧庄牧村あり。其他國中の處々に牧と云村多し。皆當時馬を養ふ地なるへしと云り。さて文武紀云。令諸國一定牧地。放牛馬。牧名は延喜兵部式に出。また拾芥抄牧名部に見えたり。此時置ところとの異同は知られず○燃土燃水。通證云。燃土今亦爲薪。所謂石炭之類也。産于寺泊柿崎之間。燃水今謂之臭水。本草所謂石腦油。出于村上城邊黑川村。皆爲越後國。とあり。なほ燃土の事は。集解に。越後國鯨波柿崎土人。取池中土。研爲三尺許。用爲薪。其引火如木。と云り。大和本草に。燃土とはスクモの類なるへし。スクモは。近江國野洲郡老曾村。觀音寺山の南の麓にあり。其邊の地をほ

れは。スクモと云物多くいつ。土にあらず。石にあらず。柴のくさりかたまりたるか如し。火にてたけは能くもゆる云々とある。このすくもも同種なるへし。さて臭水は。今云石油なり。信濃越前佐渡にあり○濱臺之下。大織冠傳に濱樓とあるに同じ。湖水の濱臺なり。信友云。濱樓は大津の内裏に。湖濱の眺望よき樓を造られしなるへし○饗蝦夷。本に蝦字を脱せり。今中臣本京極本通證引一本に據て補ふ○天命將及乎。或人云。按に上に落字あるか。流言の意貫かすと云り。考へし。

九月壬午朔癸巳。新羅遣沙喙級飡金東嚴等。進調。丁未。中臣内臣。使沙門法弁秦筆。賜新羅上臣大角于庚信船一隻。付東嚴等。庚戌。使布勢臣耳麻呂。賜新羅王輪御調船一隻。付東嚴等。

九月上。本に秋字あるは衍なり。今考本集解に據て刪る○癸巳は十二日なり○沙喙級飡。本に喙を喙に作るは誤。今考本に依て改。沙喙は。推古紀十八年。孝德紀大化五年條に出。本に級字脱せり。今中臣本通證所引一本に依て補。集解には沙字を補へり。これは是からず。東國通鑑。九日級伐飡。とあり○金東嚴。新羅王の族なり○丁未。二十六日なり。按に次なる庚戌の一條。この上に在へし○大角于。本于を干に作る。按東國通鑑。新羅太宗王七年條。新羅王云々。贈戰死者官有差。初置大角于。以大將軍金庾信爲之。在十七位之上云々。また文武王八年。以金庾信爲太舒發翰。加殊禮。金仁問爲大角于。とあるに據れ

は。大角于は官名なり。據て干に改む。京極本には干とあり○庚信船一隻付東嚴等。集解に庚を庾に作る。大織冠傳も同じ。隻を考本に艘に作る。次も同じ。この事大織冠傳云。秋九月。新羅進調。大臣即付使東嚴。賜新羅上卿庾信船一隻。或人諫之。大臣對曰。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣也。とあり○庚戌。十九日なり○布勢屋。姓氏錄左京皇別。布勢朝臣。阿倍朝臣同祖。布勢或は富制。又普勢に作る。持統紀に。以布勢朝臣御主人爲氏上。御主人後阿倍朝臣と稱せり。續紀に阿倍布勢臣とあり。

冬十月。大唐大將軍英公打滅高麗。

英公は。李勣か英に封せられたる號なり。次に出○打滅高麗。打を考の一本集解に伐に作る。唐書。太宗貞觀十八年。命英國公李勣等。發天下甲士。伐高麗。明年五月。車駕度遼。親率鐵騎圍遼城。高麗別將高延壽。以其衆降。高宗龍朔元年。征高麗。乾封元年。以李勣爲遼東大總管。伐高麗。總章元年。李勣拔平壤。降其王。高麗悉平。とあり。また同書李勣傳云。李勣字懋功。曹州離狐人云々。徙封英。治并州。高麗莫離支男生。爲其弟所逐。遣子乞師。詔勣爲遼東道行軍大總管。率兵二萬討之。破其國。執高藏男建等。裂其地州縣之。とあり。通鑑唐紀に。總章元年九月癸巳。李勣拔平壤。勣既克大行城。諸軍出它道者。皆與勣會。進至鴨綠柵。高麗發兵拒戰。勣等奮擊大破之。追奔二百餘里。拔辱夷城。諸城遁逃。降者相繼。契必何力。先引兵至平壤城下。勣軍繼之。圍平壤。月餘。高麗王

藏。遣_二泉男產。帥_二首領九十八人。持_二白幡。詣。勸以_レ禮接_レ之。泉男建猶閉_レ門拒守。頻遣_レ兵出戰。皆敗。男建以_二軍事。委_二僧信誠。々々密遣_レ人詣_レ勸。請爲_二內應。後五日。信誠開_レ門。勸縱_レ兵登_レ城。鼓譟焚_二城四。周。男建自刺不_レ死。遂擒之。高麗悉平。なほ東國通鑑の文も大方同じ。後に引く。さて此後の事は。聖武紀に。渤海郡者。舊高麗國也。淡海朝廷七年冬十月。唐將李勣伐_二滅高麗。其後朝貢久絶矣。至_レ是渤海郡王。遣_二遠將軍高仁義等二十四人。朝聘。また後紀に。天命開別天皇七年。高麗王高氏。爲_レ唐所_レ滅也。後以_二天之眞宗豐祖父天皇二年。大社榮始建_二渤海國。とあり。渤海國を立てしは。六十年の後なり。

高麗仲牟王。初建_レ國時。欲_レ治_二千歲也。母夫人云。若善治_レ國。可_レ得也。若_二或本有_二不可得也。但當_レ有_二七百年之治也。今此國亡者。當_レ在_二七百年之末也。

仲牟王。東國通鑑に。漢建昭二年。高勾麗始祖高朱蒙元年。とあり○欲治千歲。高麗好太王永樂大王なり。碑銘に。惟昔始祖鄒牟王之創_レ基也。出自_二北夫餘。云々。西城山上而建_レ都。永樂世位。因遣_二黃龍。來下迎_レ王。王於_二忽本東岡。黃龍負_レ昇_レ天。顧_二命世子儒留王。以_レ道興_レ治。大朱留王紹_二承基業。云々。とあり。此鄒牟王即_二仲牟王なり。管政友云。初建國時。欲_レ得_二千歲也。といへるも。此永樂世位とあるも。相通はして同意なるを知へし。と云へるはさる事なり○母夫人云。集解に。按東國通鑑。朱蒙諸弟將_レ害_二朱蒙。其母語_二朱蒙。避_レ之。由_レ是觀_レ之。其母賢而有_レ謀。とあり。さてこの云字下に。不可得也の四字あるへき語勢

なり。次に云○注若或本有不可得也。若下に上字あるへしと通證に云り。さることなり。さらば此の本文はもと。母夫人云。不可得也。若善治_レ國可_レ得也。とありしか。後に脱したるを。又書入しものと見えたり。しか見されは語意きこえず。なほ中臣本釋紀に。若不可得也。大字に書たるにても。しか知らるゝなり。善本を見たらむには。右の説の如く必あるへくおもはるゝなり。さて集解には。有を作と改めて云く。據_レ訓誤とあり。さもあるへし○當在七百年之末也。東國通鑑云。唐總章元年云々。李勣拔_二高勾麗。扶餘城。先是。薛仁貴既破_二高勾麗軍於金山。爲_二先鋒。遂拔_二扶餘城。四十餘城皆降。侍御史賈言忠。奉_レ使自_二遼東。還。帝問_二軍中云何。對曰。必克。昔先帝問_レ罪。所以不_レ得_レ志者。虜未_レ有_レ覺也。諺曰。軍無_レ媒中道回。今男生兄弟。鬪狠爲_二我鄉導。且高勾麗秘記曰。不_レ及_二九百年。當_レ有_二八十大將。滅_レ之。高氏自_レ漢有_レ國。今九百年。勣年八十。虜仍荐餓。人常掠賣。地震裂。狼狐入_レ城。蚡穴_二於門。人心危駭。是行不_レ再舉_レ矣。九月唐兵合_二新羅兵。攻_二平壤城。拔之。高勾麗王高藏降。唐將李勣執之以歸。高勾麗亡。とあり。

十一月辛巳朔。賜_二新羅王絹五十疋。綿五百斤。韋一百枚。付_二金東嚴等。賜_二東嚴等物。各有_レ差。乙酉。遣_二小山下道守臣麻呂吉士小鮪於_二新羅。是日。金東嚴等罷歸。

乙酉。五日なり。○道守臣。姓氏錄左京皇別。道守朝臣。波多朝臣同祖。波多矢代宿禰之後也。和泉河内同上。河内道守臣亦同し。また左京皇別。道守朝臣。開化天皇皇子。武豐葉類別命之後也。右京道守臣同上。山城攝津亦同し。天武紀十三年十一月。道守臣賜姓曰朝臣。とあり。兩裔同姓分別することを得ず。氏族志云。按東大寺古文書。文武帝時。有御野肩縣郡人。道守部鹽賣。本實郡栗栖大里人。道守部邑等。除目大成鈔。堀河帝時。有讚岐掾道守宿禰成季。並不知何流。とあり。○於新羅。本に於字なし。今中臣本に據て補ふ。○天皇外記此年に。引日本決釋曰。十一月二十四日癸卯。行大嘗會。王者一度大祭始于此。とあり。此事諸書に見えず。甚疑はし。按に。古は大嘗とも新嘗ともいひて。其別なかりしか。これらの事は既に云り。後に至りて。御即位の年に行はるゝ大祀を。大嘗と稱し。毎年十一月行はるゝを新嘗といへり。其の新嘗大嘗の稱謂。始めて分れたるは。天武天皇白鳳元年癸酉にして。其は年中行事秘抄に。仁和書を引きて。國家大嘗會は。天武天皇の御世より起ると見え。皇年代略記にも。又同趣に見えたり。但し年中行事秘抄等にいへる趣は。大嘗の始をいふにはあらた。新嘗大嘗を分ちいふ事の始なる由なり。されはこの日本決釋に云る説は。いとく疑はしきを。姑く此に引く。○扶桑略記に。十二月地震。筑紫地裂。廣二丈。長三千餘丈。嶺谷遷改。と云ことあり。

是歲。沙門道行盜草薙劍。逃向新羅。而中路風雨。芒迷歸。

盜草薙劍云々。古語拾遺云。草薙劍者。尤是天璽。自日本武尊愷旋之年。留在尾張國熱田社。外賊偷逃。不能出境。神物靈驗。以此可觀。とある。此時の事なり。尾張國熱田大神緣起に。此緣起文の託宣いと怪し。一向の佛作と見えたり。古きものなればこゝに引く。天命開別天皇七年戊辰。新羅沙門道行。盜此神劍。將移本國。竊祈入于神祠。取劍裏袈裟。逃去伊勢國。一宿之間。神劍脫袈裟。還著本社。道行更還到。練禪禱請。又裏袈裟。逃到攝津國。自難波津。解纜歸國。海中失度。更亦漂著難波津。託宣曰。吾是熱田劍神也。然被欺妖僧。著新羅。初裏七條袈裟。脫出還社。後裏九條袈裟。其難解脫。于時吏民驚怪。東西認求。道行中心作念。若棄去此劍。則將免捉搦之責。乃拋棄神劍。々々不離身。道行術盡力窮。拜畢自首。遂當斬刑。とあり。いかゞなるしるしさまなから。いと詳なり。さて寶劍は。此時より熱田に還り坐さす。自是歲朱鳥元年まで。留りて朝廷に坐せりと云る説は推量なり。この事天武紀に詳に云り。按に右の記に。僧著新羅。據るに。天命開別天皇七年十一月。外賊逃宮地山。到筑紫。時大神靈驗。賜國司女。於是奉遷大神。因都坐。とあれば。筑紫まで逃到りしなり。○芒迷而歸。本に而字なし。今釋紀に因て補。さて扶桑略記に。道行盜草薙之劍。向本國。時風雨荒迷而遂持歸。とあり。遂持歸とあるは。寶劍の身を離れ給はねは。止事を得ず。さなから持て。もと船出せし難波の津に來れるなり。本國に向て持歸れるにはあらず。緣起に力窮自首とあるにて明らかなり。

日本書紀通釋卷之六十二

飯田武郷謹撰

天智天皇八年己巳

八年春正月庚辰朔戊子。以蘇我赤兄臣拜筑紫率。三月己卯朔己丑。耽羅遣王子久麻伎等貢獻。丙申。賜耽羅王五穀種。是日。王子久麻伎等罷歸。夏五月戊寅朔壬午。天皇縱獵於山科野。大皇弟藤原内大臣及羣臣皆悉從焉。秋八月丁未朔己酉。天皇登高安嶺。議欲修城。仍恤民疲。止而不作。時人感而歎曰。寔乃仁愛之德。不亦寬乎。云云。是秋。霹靂於藤原内大臣家。九月丁丑朔丁亥。新羅遣沙飡督儒等進調。

戊子は九日なり。○三月。本に月字脱たり。據中臣本補。○己丑。十一日なり。○丙申。十八日なり。○壬午。五日なり。○山科野は。山城志云。宇治郡山科郷有山科野。とあり。○藤原内大臣。上文には中臣内臣とあるを。こゝにかくあるは誤なり。この時未藤原の姓を賜はらす。藤原はもと地名にて。この臣の住める處なれば。この藤原をも。姓にはあらて地名なりと云て。藤原爾在なると云意にかけるもの

なりと。信友は云れたれと。信かたし。これは後より廻らして。書るものとすへきなり。さて又内大臣も。此時いまた大臣の位を賜はりし事なければ。これも後より書るものなり。此次なる文も同じ。例の外記に。この下に日本決釋を引て。六月勅制朝賀儀と書り。他書に見えず。○己酉は三日なり。○高安嶺。六年紀に倭國高安城とあり。○藤原内大臣家。これ即藤原の家なり。藤原系圖に。藤原地名。在大和國。鎌足之所住也。大和志に。高市郡大原村。有藤原。即此。とあり。藤原都の宮地もこゝなり。萬葉に。藤原。されど此時未姓を賜はりしことなきは。上に云るか如し。さて又内大臣も。こゝにてはなほ内臣とあるへし。○丁亥。十一日なり。

冬十月丙午朔乙卯。天皇幸藤原内大臣家。親問所患。而憂悴極甚。乃詔曰。天道輔仁。何乃虛說。積善餘慶。猶是無徵。若有所須。便可。以聞。對曰。臣既不敏。當復何言。但其葬事。宜用輕易。生則無務於軍國。死則何敢重難。云云。時賢聞而歎曰。此之一言。竊比於往哲之善言矣。大樹將軍之辭。賞詎可同年而語哉。

乙卯。十日なり。○藤原内大臣。こゝも中臣内臣とあるへきこと。上に云るか如し。○若有所須。通證云。

字典須資也。用也。與_レ需通。とあり○不敏の訓。景行紀に不賢をもよめり○軍國。通證に。軍國如_レ言_二千乘之國。以_レ軍計也。とあり。國は軍を以て立るか故に。しか云るなり○何敢重難云々。通證に難患也とあり。大織冠傳云。即位三年冬月。稍纏_二沈痾。遂至_二大漸。帝臨_二私第。親問_二所患。請_二命上。帝。求_二効翌日。而誓願無_レ徵。病患彌重。即詔曰。若有_レ所思。便可_二以聞。大臣對曰。臣既不敏。敢當何言。但其葬事。願用_二輕易。生則無_レ益_二於軍國。死何勞_二於百姓。即臥復無_レ言。帝哽咽。悲不_二自勝。即時還_レ宮。とあり。此大織冠傳の文によるに。こゝに云々とあるは。元元の誤にはあらざるか。何敢難_二元々_一とありしなるへし。元々の字安閑紀に見えたり○大樹將軍之辭賞。後漢書馮異傳曰。異爲_レ人謙退。軍中號爲_二整齊。每_レ所_二止舍。諸將並坐論_レ功。異常獨屏_二樹下。軍中號曰_二大樹將軍。とあり。

庚申。天皇遣_二東宮太皇弟於藤原内大臣家。授_二大織冠與_二大臣位。仍賜_レ姓爲_二藤原氏。自此以後。通曰_二藤原内大臣。とあり。

庚申は十五日なり○東宮太皇弟を。引合せてヒツキノミコと釋に訓る。さることなり。さて太を本に大とあり。今考本に據て改○大織冠。織冠上に出。正統記に正一位の名とあり。扶桑略記校本云。大字原鈔俱無。望之按。群書類從所_レ收家傳。作_二大織冠。有_二大字。余所_レ見一本。作_レ授_二織冠。無_二大字。按此及家傳有_二大字。係_二妄人依_レ紀補。とあり○大臣位。職原抄云。孝德天皇御宇。以_二中臣鎌子連。始爲_二内臣。

天智朝舉爲_二内大臣。此時。其位在_二左右大臣上。扶桑略記にも。十月十三日。内臣鎌足任_二内大臣。とあり。日_は差_{あり}。本紀ははしめより内大臣と書しか故に。こゝにたゞ大臣とのみ書るなるへけれど。内大臣になりしは。此時のことなれば。こゝはなほ内字あるべきなり。大織冠傳云。遣_二東宮太皇弟。就_二於其家。詔曰。邈思_二前代。執政之臣。時々世々非_二一二耳。而計_レ勞_レ能。不足_レ比_レ公。非_二但朕寵_二汝身。而後嗣帝王。實惠_二汝子孫。不忘_レ遺。廣厚酬答。頃聞_二病重。朕意彌軫。作_二汝可_レ得_レ之任。乃授_二大織冠。以任_二内大臣。改_レ姓爲_二藤原朝臣。とありて。此傳も内大臣なり。但し一本大織冠傳には。これを太政大臣に作れるは誤なり。かの外記と云もの引_る異本にもかくあり。されど其説もいと舊き事にて。扶桑略記にも右の詔を載て。仍授_二大織冠。以任_二太政大臣。とあり。さて其次文に。私云。任_二太政大臣_一者。其旨未_レ詳。雖_レ出家傳。世全不知_レ轉_二大相國。若以_レ任_二内大臣。書誤云_二太政大臣_一歟。慥可_二考訪_一而已。とあり。雖_レ出家傳。とあれは。家傳には早くかくさまに。改め作りしもありしなるへし。されど世全不知_レ轉_二大相國。とあれは。さることなかりしを知へし。又水鏡にも。御門大臣の末をめぐみて。どしころの恩を。かならずむくふへし。との給はせて。太政大臣にあげたてまつり給ふよし。仰給ふと。その時の人申よひたりしかとも。此事はたしかにもさるる事は。ひかことそとも。申あひたりしなり。然るに二代實錄。十陵四墓の名を擧て。贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足。多武峰墓。とあるを以て。鎌足生前に。太政大臣に成れりと云るもあれど。贈字をいかく見たりけん。かつこれは延喜式に。多武峰墓を。贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣。とありて。政事要略には。定めて不比等公の墓とす。されは鎌足にはあらぬ事明らげし。三代實錄に鎌足と書は。後の擡入なり。

菅政友云。國史に藤原氏の大臣の諱を書せしことなし。これはさる御定ありしか故なり。然るに三代實錄にのみ。此公の諱を書へきよしなし。撥入なることもとよりなり。と云り。其文は續紀天平二年六月條。天平勝寶九歲五月二十六日。勅書傳。内大臣太政大臣之名不_レ得_レ稱者云々。さるを。淡海公と延喜式にあるをも。種々に説まけて。鎌足をも淡海公と稱しよなるへしなど云るは。いとも杜撰なり。されどかゝる説古くもありて。大鏡にも。既にそれを弁したる物語あり。大鏡の文次に云り。なほ本書につきて見るへし。故扶桑略記にも。太政大臣の文をは擧なから。正しくは任_二内大臣_一と書れたり。なほ多武峰の墓のことは。次に云へし。○賜姓爲藤原氏。姓氏錄に。大織冠中臣連鎌子。天智八年。賜_二藤原氏_一。大織冠傳にも。改_レ姓爲藤原とあり。然るに扶桑略記に。改_二中臣姓_一。賜_二藤原朝臣_一云々。尊卑分脈職原抄等にも。朝臣二字あり。また異本大織冠傳にも朝臣とあり。此等みな誤なり。既に姓氏錄にも。右に引る文の續きに。男不比等。天武十二年賜_二朝臣姓_一とありて。鎌足公の時には。未だ朝臣の姓はなかりしなり。本紀の如くあるべきなり。さて藤原は。大和國高市郡に在る地名なること。既に云り。○曰藤原内大臣。本に内字なし。今中臣本に據て補。大織冠傳にも。此より以前に。内大臣と書れたるは誤にて。記傳にも云れたるか如く。其は後の稱を前に廻らして。注されたるものにて。まことには此より後の稱なり。記傳云。此時に藤原と云氏を給へりしは。鎌足公一人のみと所思しくて。此後も右大臣中臣金連など云人あり。と云れたるは然らず。此時藤原氏を給へりて。中臣を改め給ひしにはあらず。中臣は本のまゝにて。此鎌足公一族は。居地に依て。中臣藤原連と云る複姓を給へるなり。其は此氏には。他にも例ある事にて。姓氏錄に。中臣方岳連。中臣酒人連。中臣大田連。などの類。中臣

某と云姓多く見えたる。みな名々某々に別なる由ありて。負るなるへけれど。實は中臣氏にて。其職に仕奉れる故に。かく稱來れるなりけり。其中には中臣某と云ずして。直に大家連。官處連。殖粟連。志斐連。など云るも多かり。藤原氏を賜ふも此例なり。此等も委しくは中臣某と稱けんを。また直に中臣を省きて。某連とはかりも稱へるを。其儘に錄されたりとおほゆ。其は同書の中にて。亦中臣大家連。中臣宮處連。中臣志斐連。とも見え。餘書にも中臣殖粟連などあるを見て。思ひ弁ふへし。物部氏などにも此例ありて。例をいはく。持統紀三年九月。直廣參石上朝臣麻呂とある人を。四年正月物部麻呂朝臣とあり。この氏も石上に居住て。物部石上朝臣と複姓に賜へるか故に。かく互に省きても記せること。中臣藤原と云るに同じ。さて天武紀十三年に。物部連に朝臣を給へることはあれども。石上に朝臣を給ひしこと見えぬは。もはら中臣例に同じ。さて此石上氏も。後には二つに別れたること。藤原の如し。されは鎌足公の正嫡のみは。何れも藤原と有て。其餘は中臣藤原相通はして稱るにあらず。たゞ鎌足公一族のみの複姓なり。故天武天皇十年三月に。大山上中臣連大島と云有を。同十四年九月に。藤原朝臣大島と見え。朱鳥元年正月九日の處にも然あり。然るに持統天皇四年正月。神祇伯中臣大島朝臣。讀_二天神壽詞_一とあり。是を神事に依ては。中臣と云ひ。餘事には藤原と云る狀に聞ゆ。と云る説はたかへり。已に十年三月に。神事の處ならざるも。中臣連大島とあるを見るへし。また朱鳥元年十月の處に。大舍人中臣朝臣麻呂。持統天皇二年二月にも。中臣朝臣麻呂とあるを。其七年三月に。葛原朝臣々麻呂とある。この大島臣麻呂も。鎌足公同家の人にて。中臣藤原朝臣の姓を給はれる族

なりければ。かく相通はして云るなり。然るは中臣本系帳。糠手子大連條に。御食子大連公男。中臣朝臣足目。國子大連公孫。中臣朝臣意美麻呂。中臣朝臣大島等。被_レ編_レ御食子大連公長子。大織冠内大臣鎌足大連公之列。同賜_レ藤原朝臣姓。訖而經_二二十九箇年。文武天皇戊戌年八月丙午朔。詔曰。藤原朝臣所_レ賜之姓。宜_レ令_二其子不比等承_レ之。但意美麻呂等。緣_レ供_二神事。宜復_レ舊姓。とある。此文武天皇戊戌より。逆に數ふれば。其二十九箇年以前は。即天智天皇の御代に當れ_レは。紀に賜_レ姓爲_二藤原氏。とある時に。其一族共に同じく。中臣藤原氏には被_レ成_レたるなり。然れども。鎌足公はしめ其居地に因て。實に藤原氏なるへけれども。右の臣麻呂大島等の入々は。其居所地と云にも非りけらし。此を以多くは。單に中臣氏を名乗けむから。右に見えたる如く。不比等公のみ。此を承續しめ給ふへき。御定は出たりける者なるへし。記傳に。藤原と云は。唯稱號と云物の如くにて。正しく姓にも非りけん。故になほ中臣朝臣とも云しなるへし。藤原は別號の如くなりと聞ゆと云しは。かの複姓の例をおもはずして。たゞに別號とおもはれたるなれば。委しからず。さて姓氏錄に。藤原朝臣。出自_二津速魂命三世孫。天兒屋根命一也。二十三

世孫。内大臣大織冠中臣連鎌子。天命開別天皇八年。賜_二藤原氏。男正一位贈太政大臣不比等。天淳名原瀛真人天皇十三年。賜_二朝臣姓。とあり。然るに日本紀に。十三年十一月。中臣連賜_レ姓曰_二朝臣。とありて。藤原連賜_レ姓曰_二朝臣。と云事の無に依て。複姓をば。其中にこめたること明らけし。記傳に。天武天皇の御世に。朝臣の姓を給へるは。中臣連なれば。不比等公も正しき姓は。なほ中臣なりけん。と云れたるは。さることなれども。藤原をば。たゞ別號と見られたる也けり。鎌足公に中臣藤原氏を給ひて後。不比等公も其を相承たるなれば。藤原氏とは稱_レへられなから。猶中臣藤原氏なれば。中臣連の部に籠めて。等しく朝臣の姓は給へりしなりけり。中臣氏は。もとより皇極紀に。以_二中臣鎌子連。拜_二神

祇伯。と見え。公傳に。世掌_二天地之祭。相_二和人神。とあるを以ても。不比等公にも。其家の行事なれば。傳持れけん事は更なれど。文武紀二年八月詔曰。藤原朝臣所_レ賜之姓。宜_レ令_二其子不比等承_レ之。但意美麻呂等者。緣_レ供_二神事。宜復_レ舊姓。とあるは。右の本系帳に。文武天皇戊戌年と出たる是なり。此詔の狀を思ふに。上に云る如く。鎌足公の同族は。同く中臣藤原氏と稱_レへりけるを。此詔より。不比等公のみ。單に藤原の氏を承て。自餘は舊に復して。中臣氏とのみ唱へ。藤原の一家は神事に預らす。朝政のみに仕奉れる事と成れるは。是其始となん見えたりける。其は重胤も。意美麻呂に緣_レ供_二神事。とあるは。不比等公に緣_レ預_二朝政。と云に異ならざるを思ふへし。其時よりぞ。判然に。皇御孫尊の御前の事を。執持て申給ふ藤原氏と。皇神の御中。皇御孫尊の御中執持て。茂梓の本末不_レ傾。仕奉らる_二中臣氏と。各相別れたりける。本系帳に。復_レ舊之由惟其義也。と云る是なり。然れば。右の意美麻呂等者。緣_レ供_二神事。宜復_レ舊姓。とあるは。藤原の新號を除きて。舊の中臣氏とのみ云るに復るへきよし。大詔に御坐します事。申も更なり。と云れたるか如し。さてかく此時。藤原を加へて賜ひしは。いかなる由とも。今知かたけれど。思ふに此大臣を寵遇のあまりに。自餘の流なる中臣氏とは。格別に待遇せられんとて。公の居地を以。其一族に命_レ給ひしものなるへし。

辛酉。藤原内大臣薨。

日本世記曰。内大臣春秋五十。薨_二于私第。廼_二於山南。天何不_レ淑。不_レ懋。遺_レ者。嗚呼哀哉。碑曰。春秋五十有六而薨。

辛酉は十六日なり○内大臣薨。大織冠傳云。十六日辛酉。薨于淡海之第。時年五十有六。哭之甚慟。廢朝五日。一作九日扶桑略記も同じ。大織冠傳云。内大臣諱鎌足。字中郎。大倭國高市郡人。其先出自天兒屋根命。世掌天地之祭。相和人神之間。仍命其氏。曰中臣。美氣祜卿之長子也。母曰大伴夫人。大臣以豐御食姫天皇二十二年歲次甲戌。生於藤原之第。大臣在孕。而哭聲聞於外。十有二月子誕。外祖母語夫人。曰。汝兒懷妊之日。與常人異。非凡之子。必有神功。夫人心異之。將誕无苦。不覺安生。大臣性仁孝。聰明叡哲。玄鑒深遠。幼年好學。博涉書傳。每懷太公六韜。未嘗不反覆誦之。爲人偉雅。風姿特秀。前看若偃。後見如伏云々。既而公卿大夫百官人等。皆起喪庭。舉哀。仍給司南方相羽葆鼓吹。送葬之日。路經闕下。親御素服。步臨。勅令輟挽。對輻號泣感噎。自古帝王之隆恩。幸輔之極寵。未下有若今日之盛也。送終之具。因其遺言。務從節儉。以申宿志。粵以庚午庚午は翌年也閏九月六日。葬於山階精舍。勅王公卿士。悉會葬所。使大錦下紀大人臣。告送終之辭。致贈賻之禮云々○春秋五十。此下に六字を脱せしなるへし。此の注文。及家傳略記はさら也。公卿補任にも。薨年五十六。在官二十五年。とあればなり○廼殯於山南。本に廼を遷とあり。今釋紀に依て改。山南は集解に。按淡海國山也。不知指何山也。と云れたるか如し。さて其處より。山階精舍に改め葬りしなるへし。故に扶桑略記に。家傳を引て。九年閏九月六日。大織冠内大臣。改葬山城國山階精舍。とあり。但し家傳には。上に引る如く改字なし。これは後に脱せしものなるへし。然るに略記に。また家傳なりとて。又曰。大和國十市郡倉

橋山多武峰。是其墓所也。とあるは。甚疑し。家傳にさる文あることなし。葬山階精舍。とありなから。多武峰是其墓所也と云るは。改葬せりと云る説に依て。又記しものなるへし。但し山階精舍今詳ならず。山城志に。宇治郡山階廢寺。在東野村。齊明天皇二年冬十月。内臣鎌子。建山階寺於山州陶原家。設維摩會。自此始。見元亨釋書及扶桑略記。とあれば。其寺なるへし。されど其處に。大臣墓と云ものなければ。後に改葬はしたりしなるへし。然るに元亨釋書に。多武峰定慧。大織冠之長子也。慧在唐。大織冠已薨。歸問弟丞相史。曰。先墳何處。對曰。攝州阿威山。慧曰。先公昔語曰。和州談峰。靈勝之區。我若葬彼。子孫益昌。慧與徒屬。上阿威山。取遺骸。改葬談峰。就上構十三層塔。とあるは。事實大に誤れり。但し山階精舍より。阿威山へは。後に改葬せしものなるへし。阿威山は。倭名抄攝津國島下郡安威の地にて。彼生前居住りし。三島別業に近き所にしあれば。そこに遺骸を葬りしことありしならん。されど。それをまた多武峰に遷し事。元亨釋書に云るか如くなるは。甚杜撰なり。按に貞慧傳に。慧以白鳳十六年歲次乙丑秋九月。經自百濟。來京師。則以其年十二月二十三日。終於大原之第。春秋二十二。とあり。白鳳十六年は。則ち天智帝四年乙丑なり。本年己に先たつこと五年前に既に卒りたり。さるを釋書に。慧在唐大織冠已薨といひ。また慧爲改葬遺骸於談峯。と云るは。皆誤なり。其上古本大織冠傳には。以翌年庚午閏九月。火葬於山階精舍。とあり。もし火葬なりは。取遺骸とあるもいかとなり。されどこれは。遺骨と見たらんには。妨なかるへし。かく見もて行かは。いつの時にか多武峰に遷しとはせん。いとも不審なることなり。然るに上にも引る。二代實錄天安二年。詔定

十陵四墓。猷二年終荷前之幣。贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峰墓。在大和國十市郡。とあるは。いともいとも説をなしかたし。この文まことに慥ならば。延喜式にも其定に記さるべきことなるに。正しき式文に淡海公墓とあるは。いかにそや。三代實録の文は。後に鎌足二字を加へたること明らかし。此天安二年に定め給ひしは。なほ不比等の墓とすへし。また家傳の異本にも。此時太政大臣を賜とあるも。誤なることは。上に云る如くなるか。もしこれを正しといはゞ。何故に贈太政大臣正一位と記したりけん。これも不比等なる證なり。もとより此時の大織冠内大臣は。後の正一位太政大臣に當れること。大織冠の上には上階なし。内大臣は在左右大臣上とあるにても。明らかし。何を飽すとして。改めてさる後の官位を贈給はん。もし天安の頃に。已にさることありとしたりんには。家傳にも。始より内大臣諱鎌足など書へきよしなきをや。其他藤氏の書る上表などの文にも。盡く内大臣とあるをや思へし。されといつ頃の頃よりか。此多武峰にも。鎌足を祠りしことはありしなるへし。時代は知かたし。さて後世には。淡海公とあるをさへに。鎌足と爲て。大鏡に云。かくてかまたりのおとくは。天智天皇の御時。藤原姓給はりて。そのとしそ。うせさせ給へりける。内大臣の位にて。二十三年おはしましける。太政大臣きはめたまはねど。藤原の御いてはじめの止事なきによりて。うせ給へる後のいみな。淡海公と申けり。このしけきか申やう。大織冠をは。いかて淡海公とは申させ給ふそ。大織冠は。大臣の位にて二十五年。御とし五十六にてなん。かくれおはしましける。ぬこのたまふこととも。天の川をかき流すやうに侍れど。をりく

かふるひか事そまじりたる。とあるなど。其頃已にかふるあやまりあることを。故にかくわきまへ云るにても知へし。かへすくも思ひ惑ふ事なかれ。○不懋遺者。本に懋を整に作る。誤なり。今中臣本及集解に據て改む。また本に整をタスケと訓めれども。それも義たかへり。此懋字は。通證に整當レ作レ懋。説文問也。又訓ニ奈麻之比。詩注。心不レ欲而自強之辭。又王肅曰。且也。とあり。按に左傳哀公十六年。是天未レ吊。不ニ懋遺ニ一老。注に懋且也とある。この義なり。シハラクと訓へし。ナマシレの意も。なまにあらす。考本には。シハラク。ナマシレ。と兩訓あり。タスケと訓へき義なき字なり。又舊訓に遺者。ノコレルオキナと訓るも非なり。此の文意は。且ラクモ。遺シタマハスと訓へきなり。左傳の文と引合せ見て知るへし。○碑は。鐫石の義なり。藥師寺佛足石歌に。伊波爾惠利都久とあり。碑の事は。喪葬令に。凡墓皆立レ碑。記ニ具官位姓名之墓。義解。碑者刻レ石銘文也。とあり。さて此碑文は。公傳に。百濟人沙吒昭明。才思穎拔。文章冠レ世。傷ニ令名不レ傳。賢德空没。仍製ニ碑文。今在ニ別卷。とあれど。今世に傳はらず。惜むへし。

甲子。天皇幸藤原内大臣家。命大錦上蘇我赤兄臣。奉宣恩詔。仍賜金香鑪。

甲子は十九日なり。これを家傳には。五日甲子とあり。五日は十九日の誤なるへし。○命大錦上蘇我赤兄臣云々。家傳云。五日甲子。遣宗我舍人臣。詔曰。内大臣某朝臣。不レ期之間。忽然薨謝。如何蒼天殲我良人。痛哉悲哉。弄朕遠遊。怪矣惜矣。乖朕永離。何爲送別之言。何爲不レ送之語。非諺實是。日夜相携。

作_レ伴任使_{スレハ}。朕心安足。云爲无_レ疑。國家之事。小大俱決。八方寧靜。萬民无_レ愁。將_ニ茲辭爲_ニ贈語_ト。語鄙陋而不足。嗚呼々々。奈何々々。公献_ニ說廟堂_ニ。於民自利。說_ニ治帷幄_ニ。與_レ朕必合。斯誠千載之一遇也。文王任_ニ尙父_ニ。漢祖得_ニ張良_ニ。豈如_ニ朕二人_ニ哉。是以晨昏握_レ手。愛而不_レ飽。出入同_レ車。遊而有_レ禮。巨川未_レ濟。舟楫已沈。大厦始_レ基。棟梁斯折。與_レ誰御_レ國。與_レ誰治_レ民。每_レ至此念。酸切彌深。但聞。无上大聖。獨不_レ得_レ避。故微慰_ニ痛悼_ニ。小得_ニ安穩_ニ。若死者有_レ靈。信得_レ奉_レ見_ニ先帝及皇后_ニ者。奏曰。我先帝陛下。平生之日。遊_ニ覽淡海及平浦宮處_ニ。猶如_ニ昔日_ニ焉。朕每_レ見_ニ此物_ニ。未_ニ嘗不_ニ極_レ目傷_レ心也。一步不_レ忘。片言不_レ遺。仰_ニ望聖德_ニ。伏深_ニ係戀_ニ。加以出家歸_レ佛。必有_ニ法具_ニ。故賜_ニ純金香爐_ニ。持_ニ此香爐_ニ。如_ニ汝誓願_ニ。從_ニ觀音菩薩之後_ニ。到_ニ兜率陁天之上_ニ。日々夜々。聽_ニ彌勤之妙說_ニ。朝々暮々。轉_ニ真如之法輪_ニ云々。とあり。蘇我赤兄臣とあると。宗我舍人臣とあるとは。同人にはあらし。異なる傳なり。

十二月。災_ニ大藏_ニ。是冬修_ニ高安城_ニ。収_ニ畿内之田稅_ニ。于時災_ニ斑鳩寺_ニ。是歲。遣_ニ小錦中河内直鯨等_ニ。使_ニ於大唐_ニ。又以_ニ佐平餘自信_ニ。佐平鬼室集斯等。男女七百餘人。遷_ニ居近江國蒲生郡_ニ。又大唐遣_ニ郭務悰等二千餘人_ニ來。

收畿内之田稅。下文に積_ニ穀與_レ鹽_ニとあり。軍糧の爲なるへし。合義解謂。租稅者並是田賦。唯新輸曰_レ租。經貯曰_レ稅也。とあり。○河内直。欽明紀に出。○遷居近江國蒲生郡。上にも以_ニ百濟百姓男女四百餘人_ニ。居_ニ

于近江國神前郡とあり。都近くの國なるか故に。人民を多くせんとにや。さて蒲生郡小野村。西宮祠の境内に。鬼室集斯墓と彫れる古碑あり。右横面に。朱鳥二年戊子十一月八日殂。左横面に。庶孫美成造と記せり。按に集斯子。當時既亡ひて。美成庶子の子にて。集斯の世嗣と爲りしものなるへし。さて此墓は造れるにやあらむ。この鬼室集斯も百濟人なれば。此に由あり。○二千餘人來。本に來字なし。今中臣本に依て補。略記には。郭務悰等二千餘人來朝。令_レ居_ニ近江國蒲生郡_ニとあり。誤なるへし。

九年庚午

九年春正月乙亥朔辛巳。詔_ニ士大夫等_ニ。大射_ニ宮門内_ニ。戊子。宣_ニ朝廷之禮_ニ。儀_ニ與_ニ行路之相避_ニ。復_ニ禁_ニ斷_ニ誣妄妖僞_ニ。二月造_ニ戶籍_ニ。斷_ニ盜賊與_ニ浮浪_ニ。

乙亥朔の下に。例の天皇外記に。日本決釋を引て曰く。百官朝賀。朝賀之儀始_ニ于此_ニとあり。他書に見えず。疑はし。もしくは。次なる定_ニ朝廷之禮_ニ儀_ニとあると。一なるへしか。○辛巳。七日なり。○大射の字。始て見えたり。大射は。正月十四日に行はるること。西宮記。北山抄。公事根源等に見ゆ。孝德紀太化三年正月の下に云り。○戊子。十日なり。○宣朝廷之禮儀。考本宣を定に作る。此時の禮儀は。別式に記したりしなるへし。續紀三に。定_ニ朝儀之禮_ニ。語具_ニ別式_ニとある類なり。職員令。式部省卿一人。掌_レ助_ニ導人君之禮儀_ニ。義解謂。朝廷之禮儀也。中務省卿一人。掌_レ侍從獻替。贊_ニ相禮儀_ニ。義解謂。禮_ニ禮節也_ニ。儀_ニ威儀也_ニ。言助_ニ導人君之禮儀_ニ也。内禮司正一人。掌_ニ宮内禮儀_ニ。義解謂。門籍以_ニ内禮儀_ニ。などあり。○行路之相避。儀制令。凡行路巷街。賤避_レ貴。

少避^レ老。輕避^レ重。江家次第第二十に。路頭禮節數條を載たり。續紀一に。禁^三正月往來行^二拜賀之禮。如有^二違犯者。依^二淨御原朝廷制。決罰之云々。などあり。○誣妄妖僞。字鏡に訛太波已止。瑤囊抄に。そらろことを。たはこと云。光仁紀に。於^オ與豆禮加毛^{カモ}。多波許止乎加毛^{トハコトヲ}。萬葉集に。於^オ餘豆禮能多婆許登等可毛。などあり。和訓栞に。たはこと妄語をいふ。謠言也。謔言も同じ。新撰字鏡に。誣又訛をよめり。今うはこと、いふは。うはの空なる言の意なり。と云り。於^オ與豆禮。言義詳ならず。オヨツレは。老つれか。今老れと云詞あり。猿樂狂言の詞に。ヅレを云と云。猿樂狂言の詞に。ヅレを云と云。今老れと云詞あり。天武紀に妖言をも訓り。○外記に。事始を引て。是月。以^二蘇我果安巨勢人紀大人。爲^二御史大夫。置^二御史大夫。始^二于此。とあり。本紀には辛未年の事と爲たり。下にみゆ。○二月造戶籍。戶籍のことは既に云り。此年の戶籍の事は。姓氏錄序に。皇極握^レ鏡。國記皆燔。幼弱迷^二其根源。校強倍^二其僞說。天智天皇儲宮也。船史惠尺。奉^二進燼書。至^二庚午年。すなはち今年なり。編^二造戶籍。人民氏骨。各得^二其宜。戶令に。凡^二戶籍恒留^二五比。其遠年者。依^レ次除。近江大津宮庚午年籍不^レ除。とあり。戶籍のことは。上にもしばしば見えたれと。今年のは。殊に嚴に正し記しけん。右に引る姓氏錄序。戶令等を始め。續紀以下の史まで。庚午戶籍として。毀たすして世に傳べきことをしるせり。しかるに義解に。允恭紀を引て釋せし説は謬なり。允恭帝御宇には。庚午年なし。○盜賊のことは。詳に賊盜律に見ゆ。○浮浪。天武紀に浮浪人とあり。日本靈異記に。宇加禮比止と云訓あり。尋常の民の如く。産なくして。うかれ居る人を云。そもう浮浪とは。いかなる者ぞと云に。本貫を離れ。他郷に浮宕して。戶籍に編せられぬ民を云ふ。何故に人民は。己か本

土に安居せずして。戶籍を脱し。他郷に流浪するぞと云に。是は課役を逃避せん爲にして。奈良時代の始より。平安京遷都以後へかけ。漸く夥くなりし事は。國史を讀む人の能く知る所なり。この浮浪の事に付ては。さまのの弊害ありしこと。關根正直か。上古浮浪人の多かりし。一原因を記したるものあり。いと詳なれど。みな奈良朝以後なれば。こゝにいはす。本書に付て見るべし。いと允當なる論ともなり。たゞこゝは。其國史に見えたる始とすべし。

于時天皇幸^テ蒲生郡^{フナノ}匱邇野^{ヒモノ}而觀^ニ宮地^{ミヤノチ}。又修^テ高安城^{タカヤノキ}。積^ミ穀與^ニ鹽^{シホ}。又築^キ長門城^{ナガトノ}一。筑紫城^{ツクシノ}二。

匱邇野。本に匱を遺に作れり。通證に訓^二遺邇^一爲^二比母^一。義未^レ詳。とあり。今中臣本に仍て改む。秘閣本には匱とあり。上の一畫の廢滅せしにて。是も同じ。匱を俗に遺に作れり。遺と字樣相涉りて。遂に謬を致せるなり。但し邇を母と訓る義は。通證に云るか如く。實に知かたし。されど舊訓に。ヒモノとあるは。誤にはあらざるべし。新撰六帖に。近江なる比母乃の里のかは櫻。名寄に。近江國檜物里などあり。通證に。今有^二日野町^一と云へれば。其處なるにや。なほよく考へし。觀^二宮地^一とあれば。けにも今の日野町のあたりなるべし。但し今日野と云所とは。聊か隔たりて。比母野と云所あり。今ヒノと云もあり。と云り。是は此組の誤字より。唱へ出しものにもあるべし。○長門城。近藤清石云。長門城。長門國志に。今何處といふ事を知らず。豊東郡前田赤間關の隣村なり。の東に。茶臼山と云ふ山あり。其山より古瓦出づ。大き一尺五寸餘。厚二寸餘。大抵奥州多賀城瓦。及び大宰府都督城瓦に類せり。今按ふに是即ち長門城瓦ならん歟。もし然らば。此山長門城の遺跡にて。其城瓦の残れるもの歟。蓋此山。海陸咽喉の要地にあれば。要害の城を

築かれけんも知るべからず。前田村の古老傳て。阿彌陀寺鎮守八幡宮。もと此山に在し故。其宮瓦ならんと云へども。神社にかゝる大瓦を言ける例を聞かず。又彼古瓦を。本國の人は。火山城瓦と云へど。この瓦火山にはさらにあることなし。只此山にのみ時々に出づ。是は厚東氏。大内氏本國の守護職たりし時。其臣火山に居城せしことあるを。今人も能知れることなれば。其城瓦ならんと思ひ。しか云ふなるへし。今其瓦を閲するに。其頃の物に非らず。最も古きものをや。おのれこの雄瓦の頭をもてり。古色愛すべきものなり。といへるが。いかゞあらん。茶臼山長門城なる確證のあらねは。其長門城は他に在りて。其殘瓦を。茶臼山に城を築く時に。取れるもの歟もはかりがたし。周防國古敷郡高嶺城は。弘治三年大内義長の創築なるが。殘瓦中當時のものよりふるきものあり。これ近傍の寺家などよりとなり。他より取れるとせば。臨海館の殘瓦もあるべくおもはる。おのれは長門城は。豊浦村の大唐櫃山。小唐櫃山にはあらじ歟とぞおもふ。さるは達率答怱春は韓人にて。それが築く所なれば。後世カラヒト山と云ひけんを。カラヒツ山と詛り。唐櫃山と文字をあてしならん。土人はいままカラウト山と唱ふ。客人をマラウトと云ふと同じく。韓人山なるべればなり。長門國志に。小唐櫃山城。豊府志云。土肥次郎此山上に陣を取れりとあり。城跡考も同じ。大唐櫃山城。豊府志云。文治元年源義經此上に陣を取れりとあり。城跡考も同じ。大唐櫃山城。さんとて。石唐櫃に。兵具甲冑等を入れ。此山の峰に埋めたまひし故。唐櫃山と云ふよし。小唐櫃大唐櫃。南北に相對し。大小の山なる故。大小唐櫃山と云へりといへるが。こは後世の事にて。殊に志略の或説は。唐櫃の文につきての附會説なり。と云り○筑紫城。本に城字脱たり。今考本に據て補。

三月。甲戌朔壬午。於山御井傍敷諸神座而班幣帛。中臣金連宣祝

詞。

壬午は。九日なり○山御井傍。通證云。疑此近江滋賀郡。長等山三井寺之地。宜與天武紀上山前併考。三井舊作御井。寺之西岩有泉井。見元亨釋書。古今集云。滋賀乃山踰爾互。石井之許爾互云々。後撰集云。志賀爾詣互。希有也。昔乍乃山井波。清正集云。近江邊降介留爾。山井止云處爾。とあり。元亨釋書に園城寺者。大友與多所建也云々。圓珍問大友氏曰。此寺曰御井。何。答曰。寺之西岩有泉井。天智文武持統三皇降誕時。汲此井水。爲浴湯。俗因號御井云々。乃改御井爲三井。曰取三皇浴井之事也。また今昔物語十一に。寺の下に。石筒を立たる一の井あり。一人の僧來れり。此寺の住僧なりと名乗て。大師に告て云く。是井は一なりと云へと。名は三井と云ふ云々。三代の天皇。生れ給へる産湯水を。此井に汲たれば。三井とは申なり。などあり。信友云。この御井と稱ふ謂の俗詞は。信かたし。三皇ともに。大和にて誕れさせ給へるに。何の由ありてか。三代相續て。はるく此地の井水を。御産湯に用給ふへき。今推考るに。いはゆる御井は。天智紀九年三月。於山御井傍敷諸神座。而班幣帛。と見えたる山御井にて。今昔に。寺の下に石筒を立たる一の井ありといひ。釋書に。寺の西岩有泉井。といへるも。其なるへし。さて其御井より出て。其よりわたりの地を御井と呼ならへるを。圓珍か例の偽妄説をかまへ。三代の天皇の御産湯の由縁を造言して。里俗などに。まことしげに。語りきかせ

などして。縁起文に。かくは記せるものなるへし。と云り○敷諸神座。御井の水の清々しき傍に。神座を敷給へるは。神武天皇の。靈時を鳥見山中に立給へるか如くなるへし。都を遷し給へるにつきて。こゝに神祇官を設けられしものなるへし。通證に。今按。此如大嘗祭之式也。蓋古者有此禮。可_レ以觀_レ矣。元正紀曰。遣唐使祠神祇於_レ盖山之南。光仁紀曰。遣唐使拜_レ天神地祇於春日山下。桓武紀曰。祀_レ天神於交野柏原。賽_レ宿禰也。とあるは。此時のを。臨時の神祭と見られたるなり○班幣帛。義解に。班猶_レ願也。とあり。諸社の禰宜祝部を。官の祭庭に召して。供るへき幣帛を。頒ち受けしむるを云。式また世々の官符等に見えたり○中臣金連は。補任に可多能古連之孫。糠手子連之子也。とあり。此人右大臣となり。壬申亂に誅せらる○宣祝詞。神祇令に。仲春祈年祭。其祈年月次祭。百官集_レ神祇官。中臣宣_レ祝詞。忌部班_レ幣帛。義解謂。宣布也。祝者贊辭也。言以_レ告_レ神祝詞。宣_レ聞百官。班猶_レ願。其中臣忌部者。當司及諸司中。取_レ用之。とあり。中臣金連も。此家に附たる職掌にて。今祝詞を宣聞するなり。

夏四月癸卯朔壬申。夜半之後。灾_レ法隆寺。一屋無_レ餘。大雨_レ雷震。

壬申は三日なり○灾法隆寺。上文に所謂斑鳩寺なり。大和志云。法隆寺名區也。金堂講堂。五級浮屠。東院。夢殿。西圓堂。其餘殿堂二十七宇。僧院六十餘宇。寺有_レ厩戸太子遺器翫物云々。とあり。委くは推古紀斑鳩寺の下に云り。さて此法隆寺は。推古天皇の御世に。聖德太子の創營し給ひしにて。金堂は實

に無類の古_レ建築。又堂内の壁畫といふものは。凡そ皇國內の古畫のいちじるき精美。これに勝るものなく。其建築同時のものなるからには。實にこれに立まさる彩色畫あることなすと云り。然るに。こゝに火災に罹りて。一屋無餘の明文あるを以て。これを見れば。今在るは再營のものなり。さるからに。本寺伽藍縁起。流記。資財帳。また七大寺年表と世に稱する古書を始め。色葉字類抄などにも。和銅年間にかけて。本寺經營のよしいへるは。必かの焼亡後。再建のことありしなるへし。然れば即今の金堂は。推古時代のまゝならずして。和銅年間再營せしものなり。さてかく和銅の再營ならんにも。創建せし推古ころの舊様に因循せし事は。すへて古今の流例を以てもいちじるければ。なほ現今の建築は。推古帝時代のものと見て。決して障る事なき物とす。と小杉楳村云り。この法隆寺罹災の事に附ては。種々の説ありて一定せず。或はこの本紀の説を。誤なりと云るもあり。或は一屋無餘など。あまり文勢甚きに過たるにて。まことに。今在る佛像法具。其餘災を免れしものならん。など云る説あれども。たしかには定めかたし。故今姑く本紀の文に據て。小杉氏の説を記しおくものなり。なほ同氏の法隆寺建築。及壁畫説の一篇あり。○大雨。本に大を火に誤る。

五月童謠曰。于知波志能。都梅能阿素弭爾。伊提麻栖古。多麻提能伊鞞能。野鞞古能度珥。伊提麻志能。俱伊播阿羅珥茹。伊提麻西古。多麻提能鞞能。野鞞古能度珥月六。邑中獲_レ龜。背書_レ申字。上黃下玄。長六寸許。

秋九月辛未朔。遣阿曇連頗垂於新羅。是歲造水碓而冶鐵。

童謠。この童謠は。法隆寺災のことを。豫に知らせたるなりと説るも。疑はしけれと。外に思ひよれる解もなければ。姑其に従ひて。守部の説を次に記す。守部云。此に五月童謠曰とあるは。記し後れたるなり。此童謠は。四月壬申より以前に。謠ひしにそある。凡て紀文は。何事の上も後れて記せるか多かり。是に准ふるに。上の齊明紀童謠も。六年十二月は。天皇行幸。又船を造られたる年なれば。童謠は。其年の春夏の間。或は五年の冬の頃うたひしなり。さるを船蠅等の怪の因に。六年十二月條には記されたるなり。その心して見るべきわざと云り。○于知波志能は。打橋之なり。打橋の事は。既に神代紀に云り。こゝにては。たゞ橋の事に云り。此は都梅と云出んまての枕詞なり。○都梅能阿素弭爾は。集之遊爾なり。于知波志より係れるは。端また頭の義なり。釋紀に。都梅瓜也とあり。瓜は借字なれども。百鍊鈔寛元元年正月條に。橋瓜と云事あり。萬葉九に。大橋頭爾家有者。催馬樂竹川。太介加波乃。波之乃川女那留也。などあり。さて端とは。ツマとも云て。橋際と云に同じ。今世にも橋端と云か如くなるを以てなり。それを集に轉して云るなり。守部云。集の遊とは。萬十六。墨江乃。小集樂爾出而。寤爾毛。己妻尙乎。鏡登見津藻。左注云。右傳云。昔者有鄙人。姓名未詳也。于時鄉里男女。衆集野遊。是會衆之中。有鄙人夫婦。其婦容端正。秀於衆諸。乃彼鄙人之意。彌增愛妻之情。而作斯歌。讚嘆美貌也。とあり。此本文左注等と相合せて按に。當昔

郷里の男女。衆集て遊ぶ日あるを。集之遊と云けん。今も人の多く會する處を。詰所と云都米是なり。さて其遊日の事。常陸播磨等の風土記に云る耀會は。又少し異なれど。其なると。郷里人の出て遊日のことも。をり／＼見ゆ。今武藏國幸手領にて。毎年三月酒盛と名けて。男女とも必出て遊ぶ日ありて。郷村毎に二日三日に及ぶ。此事何處にもある中に。伊勢桑名郷村にては。或は鎮守神社。又は寺院に集ひて遊ぶめり。大和國高市郡宇智郡邊より。吉野あたりも又同じ。其名目は。國々にて異なるへけれど。宇智郡邊にては。四月の遊を。都米遊と云と聞り。此は若かる頃さし事なれば。今隨かにも云かたし。よく其郷村に依て尋ぬへし。今彼墨江之小集樂とあるに准ふるに。此時法隆寺にも。さるわさありしを云なるへし。即此童謠も。其年の三月頃謠ひけんとおほしかるも。小集樂すへき時にあたりて。此彼由あればなり。と云り。○伊提麻栖古は。出坐子にて。子とは誰ともなく。寺坊の人々を指していへるなり。と守部云り。○多麻提能伊鞞能。玉手之家之なり。釋紀に。玉手也。處名也。玉手。葛上郡有玉手村玉手丘。とあり。玉手と云地處々にあれば。葛上郡に限るへからず。解に。法隆寺の邊にも。さる地名あるにや尋ぬへし。家とは即法隆寺をさすかと云り。守部か。魂代之家。の説は信かたし。○野鞞古能度理は。未詳。武郷云。八重圍外か。釋に八重戸外也と云れど。戸は字音なり。或説に八重此外と云る。も。信かたし。解に八重込外と云るも。よろじともきこえず。守部か。八重九重十重にと云を。省るにやあらん。大寺の事なれば。所謂七堂伽藍の他にも。坊舎八十餘ありけるに。前文に一屋無餘とあるに考へ合すへしと云る。トキコト解説はさることなれども。八重九重十重など云るは強言なり。此説によりて考ふるに。八重九重の外にとせんか。考へし。○伊提麻志能。俱伊播阿羅珥茹。出坐之悔者不

有そなり。此を萬葉集に。不知を志良爾。不飽を阿加爾。と云の類なりと云説あれど。聊異なり。珥茹と續け云る例。萬葉になし。たゞあらじそにて。よくさこゆるなり。 ○伊提麻西古。多麻提能鞞能。上に同じ。但し鞞の上。伊字を脱せるか。集解には補たり。○野鞞古能度珥。一首の意は。解に。かくうたへるは。火災あるへければ。家込の所を外に出て。逃れよとのさとしなるへしと云る。まづは其意なるへし。守部の説は強言なり。さて按に。集解には。按蓋童謡之意。勸天武天皇。出家逃位也。と云り。これは本文の童謡に據て。思付たるものなるへけれど。さもあるへくおもほゆ。さるにても。玉代の家など云へるに。今すこし似付はしき考はなきか。よくく。 ○申字。通證に。今按壬申之亂兆也。と云り。○上玄下黃。又云。天地易位也と云り。信友云。前合せていはく。さもいはるへけれど。さる異物の出る事は。古今もありて。事もなきことなれば。今より云はても有ぬへし。 ○造水碓而治鐵。本に治を治に誤れり。今正せり。これは水車に掛て機巧を成すなり。通證。桓譚新論曰。水碓曰。轆車。注。今俗依水涯。壅上流。設水車。轉輪。與碓身交激。使自春。即其遺制也。○崇福寺記と云ものに據れば。此年十一月三日。天皇崩。とあり。本紀と異なり。下に引く。

十年辛未

十年春正月己亥朔庚子。大錦上蘇我赤兄臣。與大錦下巨勢人臣。進於殿前。奏賀正事。癸卯。大錦上中臣金連命宣神事。

庚子。二日なり。○巨勢人臣。人は天武紀に比等とあり。續紀勝寶五年三月。大納言兼神祇伯巨勢朝臣奈氏麻呂薨。小治田朝小徳大海之孫。淡海朝大納言大紫比登之子也。とあり。補任にも。毗登臣。小徳大海之男。とあり。萬葉二。大伴宿禰。巨勢郎女。時歌一首。巨勢郎女報贈歌一首ありて。其注に。近江朝大納言巨勢人卿之女也。元曆本にあり。即大伴安麻呂卿の妻なり。また元曆本に。大伴宿禰田主。即佐保大納言大伴卿第二子。母曰。巨勢朝臣。と見

えたり。さらば大伴安麻呂人臣の女巨勢郎女を娶て。田主を生るなり。佐保大納言即安麻呂なり ○奏賀正事は。公事根源に。元日奏賀奏瑞とて。二人の者。庭にすくみて。祝申事也。是は去年の目出たき賀瑞共のあるを。國々より申せは。それを記して。今日是を奏するなり。とある事となるへし。又諸司奏と云事あり。諸司より物をたてまつる。中務省御曆奏。宮内省氷様奏。腹赤奏。若當卯日卯杖奏。などの事。江次第延喜式等に見えたる。これら後に始れる事もあるへく。又此御時に定れることもあるへし。萬葉二十。新年之始。乃波都波流能。家布敷流由伎能。伊夜之家餘其騰。餘其騰は吉事なり。○癸卯。五日なり。○命宣神事。中臣本に命字なし。恐くは衍なるへし。考本には。一本令字につくるとあり。 神事は神語なり。舊事紀に。天種子命奏天神壽詞とあり。神世の古事を大前に奏すは。上古の儀式なり。先には是日大友皇子太政大臣に拜し。及左右大臣を置給ひしことを。神祇に告し給へるならんかと思ひしは。あらざりき。

是日。以大友皇子。拜太政大臣。以蘇我赤兄臣。爲左大臣。以中臣金連。爲右大臣。以蘇我果安臣。巨勢人臣。紀大人臣。爲御史大夫。御史蓋今之大納言

是日二字。中臣本になし。○拜太政大臣。略記に。以大友皇子。爲太政大臣。年二十五歲。とあるは。御年たかへり。さて太政大臣は此時を始とす。太政大臣は。倭名抄。於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美。後には。保萬豆岐美。正しくは保萬豆利古止をばふきて。職員令に。太政大臣。師範一人。儀刑四海。經邦

論道。燮理陰陽。無其人則闕。義解謂。太政大臣有德之選。非分掌之職。爲無其分職。故不稱掌。設官待德。故無其人則闕。職原抄に。故云則闕之官とあり。通證に。今按。唐令言三師三公。並無其人。則闕。今据令文。太政大臣獨兼之。故專有此稱而已。と云り。此稱とは。則闕のことなり。さて太政大臣と云官こそは。此時を始と爲へけれども。太政官は既に建給ひしなるへし。この事孝徳紀に云り。考合すへし。天皇つねに東宮皇太弟の威望を減かんとおもほすか故に。始て太政大臣の官を置きて。大友皇子に諸政を委任し給ふは。遂に御位を皇子に授給はむとの。御下心にましますなり。故此時任し給へる左右大臣も。みな其方の人ともなり。さて懷風藻には。大友皇子爲太政大臣。在七年戊辰とありて。四年の差あり。此と異なり。下に注す。信友云。懷風藻には。年甫弱冠。拜太政大臣とあり。弱冠は。曲禮に二十。曰弱冠とあれど。文には必しも二十のみに拘はらず云る例なりと云り。○赤兄臣爲左大臣。略記に。同日右大臣蘇我赤兄。任左大臣。四十九。補任に。時稱藏大臣とあり○金連爲右大臣。略記に。中臣朝臣金連。この朝臣は。誤なるへし。任右大臣。糠手子大連公之子也。とあり○蘇我果安臣。何人の子なりやは詳ならず。此人は壬申亂に。みつから頸を刺て死せり。軍畢りて後。子某も流されたり○紀大人臣。大人は。神代紀に訓于志とあるに據て訓へし。紀氏系圖に。此を伊加守。登と訓るは非事なり。此人は。續紀三に近江朝御史大夫贈正三位大人とあり。大納言正三位紀朝臣麻呂の父なり○御史大夫。事始に此事。四年庚午の下にありて。置御史大夫。始于此とあり。されど此名目は。宣化紀元年に。大臣大連の次に。阿部火麻呂爲大夫とあるは。そこにも注る如く。御史大夫の始にて。恐くは御史の二字の脱したる

ものならんと。おもはる考をのせたり。但しそこには。大夫をマツリコトマチキミと訓み。ことには。オホキモノマラス。ほゆるよしも既に云り。合せ見るへし。さて御史大夫は。此の注に蓋今之大納言乎とあるか如く。まことに後の大納言にあり。扶桑略記には。此をも同日始置大納言とあれは。もしくは兩様に。此時に呼しも知へからず。故次の天武紀には。大納言とも書てあり。大納言は。倭名抄に。於保伊毛乃萬宇須豆加佐。職員令に。大納言四人。掌參議庶事。敷奏宣旨。侍從獻替とある。これ其職掌にて。義解に。納言王者喉舌之官也。言納言下言於上。宣言上言於下也。とも。與右大臣以上。共參議天下之庶事。若右大臣以上无者。即大納言得專行云々。ともありて。大臣に繼たる官なり。然るに職原抄の唐名に。御史とあるは。彈正のことなり。て。それはまた後のことなり。ことにあつべからず。松下見林云。前漢御史大夫。當大納言。後漢及唐御史大夫。當彈正。凡唐名以三其職相似。當之。故有下三符合者。と云り○注に御史蓋今之大納言乎の九字。或説に古本无宜削と云り。集解にも私記擧入として削れり。天武紀に。大納言蘇我果安臣とあれは。擧入なることは明らけし○かくて此時の事を論ひて。信友云。天皇の御世の元年。大友皇子御年十五にならせ給ふとき。御弟大海人皇子を。皇太子に立て給ひにき。然らば。もとより大友皇子を除て。御弟皇子にとは。おもほしかけ給はさりつらめと。止事え給はぬ義のありける故なるへし。天智天皇大海人皇子は。齊明天皇の同胞の皇子に坐けるを。天智天皇は。御母帝の太子として。御世を嗣かせ給ひ。次の太子には。大海人皇子を。母帝の遺詔給へるにやあらむ。なほおもひ合さる事は。下に云へし。されど陰にはなほ此皇子を。あなかりに念し入給ひ。皇子も又同じみちにと。ともにおもほしかけ給へる御眞情なりけれと。いかゞはせんにて。過し給ふべきを。年比御たのもし人とありける鎌足内大臣の。諫

奉るとはなくそ。かへりて陰に助奉りさへせられたるによりて。御力をえ給ひ。ますくその御まこ
 ろなる御行をせさせ給へるから。遂に壬申の大亂とそなれりける。さて其天智天皇の陰の御心の。
 露顯アラハレきこえ給へることは。十年正月癸卯。大友皇子をもて。始て太政大臣に拜して。諸臣の上首とし
 給ひ。同時に蘇我赤兄臣を左大臣に。中臣金連を右大臣に。蘇我果安臣。巨勢比等臣。紀大人臣を。御
 史大夫といふ職に。始て任し給ひて。此五臣を以。ことさらに皇子に心を同せて。仕奉らしめ給ひけ
 り。そはかの御真情のすちを。謀はせむの御陰心シヅメなりけり。かくて同年の九月。天皇御病にわつらひ
 給ひけるか。十月十七日。彌留なり給へる由にて。蘇我臣安麻呂をして。東宮大海人皇子を召れけり。
 安麻呂日ころ東宮の好ウルハシみ給ひける人なりければ。此時密に東宮に告知らせ奉れることあり。かくて
 天皇東宮を臥内に召入給ひて。朕疾甚。以後事屬汝云々と詔けるを。東宮辭讓て。臣之不幸。元有
 多病。何能保社稷。願陛下舉天下附皇后。仍立大友皇子。宜爲儲君。臣今日出家。欲修功德。と請
 奏し給ひければ。すなはち聞召入給ひけり。略中かくて同月の内に。大友太政大臣を。皇太子に立給ひ
 にき。略中さてかの五臣は。上に云へる如く。皇子におはしまして。太政大臣に拜され給へると同時に。
 共に高官に任し給ひけるを。今かく皇太子に。心屬奉りて。仕奉らしめ給へるは。深き御陰心ありて
 の事なるへし。と云れたり。

甲辰ヒツキ東宮キミ太皇弟ミコトノリ奉宣コトノリ。或本云。大友ノミヤヒ施行シヨウギ冠位カウイ法度ホフド之事ノコト。大赦オホノケシ天下テンカ。法度冠位之名。

具載於新律令。

甲辰は六日なり。通證に。六日叙位始于此。見公事根源。と云り。○東宮太皇弟。東宮と申す稱。始てこ
 こに見えたり。この事に付ては信友の説あり。天武紀のはじめに。立爲東宮とある下に云り。或本云。
 大友皇子宣也とある。此時は既に大友皇子太政大臣となりませれば。皇子宣の方なるへし。○施行冠位
 法度之事。注に具載於新律令とあれば。これ近江朝廷の令なりしなるへし。弘仁格序に。古者世質時
 素。法令未彰。無爲而治。不肅而化。暨于推古天皇十二年。上宮太子親作憲法十七箇條。國家制法自茲
 始焉。降至天智天皇元年。制令二十二卷。世人所謂近江朝廷之令也。此事本紀に洩たれども。元年に制し給ひしを。今年施行し給へるなるへし。持
 統紀に。三年班賜諸司令一部二十二卷とあり。又天武紀十年の下にも見えたり。通證に。今按。大抵律
 令。濫觴于孝德帝時。經天智天武持統。而沿革增損。至文武朝。始撰定。謂之古律令。及元正朝。復刊
 修重撰。是今律令也。養老中詔曰。中世政綱。近江帝復興。藤原朝損益。蓋謂此也。と云り。さて此律令。
 旨と鎌足大臣の預り定められし事は。本紀には載ざれど。大織冠傳即位二年の下に。先是帝令大臣。
 撰述禮儀。刊定律令。通天人之性。作朝廷之訓。大臣與時賢。損益舊章。略爲條例。一崇敬愛之道。
 固止奸邪之路。理慎拆獄。德洽好生。至於周之典。漢之九篇。無以加焉。とあるにて知られたり。

丁未。高麗遣_ニ上部大相可婁等_ヲ進調。辛亥。百濟鎮將劉仁願。遣_ニ李守眞等_ヲ。上表。是月。以_ニ大錦下_ヲ授_ニ佐平余自信。沙宅紹明_ニ。沙宅紹明_ニ。法官_ニ。以_ニ小錦上_ヲ授_ニ鬼室集斯_ヲ。學_ニ。以_ニ大山下_ヲ授_ニ達率谷那晋首_ヲ。兵_ニ。木素貴子_ニ。兵_ニ。憶禮福留_ニ。兵_ニ。答怵春初_ニ。兵_ニ。怵日比子。贊波羅。金羅金須_ニ。解_ニ。鬼室集信_ニ。解_ニ。以_ニ上_ヲ小山上_ヲ授_ニ達率德頂上_ヲ。解_ニ。吉大尙_ニ。解_ニ。許率母_ニ。明_ニ。角福牟_ニ。陰陽_ニ。以_ニ小山下_ヲ授_ニ餘達率等五十餘人_ヲ也。

丁未。九日なり○上部。本に部を都に作る。今釋紀に據て改む○大相。乙相の如し○辛亥。十三日なり○沙宅紹明。懷風藻に。大友皇子。廣延_ニ學士。沙宅紹明。塔本春初。吉太尙。許率母。木素貴子等。以爲_ニ賓客_ニとあり。此人鎌足大臣碑文を書しこと。家傳に見ゆ。天武紀二年に卒るよし見えたり。氏人は。續紀二十九に。女婦沙宅萬福あり。唐書に百濟首領沙吒相如とあるも。沙宅におなじ○注法官大輔。通證に。法官見_ニ唐書百官志_ニとあり。皇國にては。法官は式部にあたれり。倭名抄。式部省乃利乃豆加佐。此省は令に據に。内外文官。名帳。考課選叙禮儀等を掌ることあり。大輔は次官なり○以小錦上。本に上を下に作る。今考本に據て改む。四年紀に既に授_ニ小錦下_ヲとあればなり○學職頭は。即大學頭なり。

職員令に。大學寮頭一人。掌_ニ簡_ニ試學生_ヲ。及釋奠事_ヲとあり。按に此御世に。庠序を立給ひしこと。懷風藻に見えたれば。其頭に任されしなるへし○谷那晋首。木素貴子。憶禮福留。答怵春初。既に出○怵日比子。贊波羅。集解云。蓋二人。姓氏未詳。とあり○金羅金須。これも二人なるへし。されど中臣本校異に。羅金の二字なし。さらば金須一人なるへし。さて集解に。按續紀神龜元年曰。賜_ニ從六位上金宅良。金元吉_ニ。並國看連_ニ。蓋此兩人之後_ニとあり。萬葉三大伴氏資人に金明軍あり。氏族志云。金氏蓋王族也。聖武帝時。武藏崎玉郡。新羅人德師等五十餘人。請爲_ニ金氏_ニ。續_ニ仁明帝時_ニ。投化新羅人。金禮眞等十人。貫_ニ附左京_ニ。續_ニ陸奥前九年之役_ニ。有_ニ本國氣仙郡司。金爲時_ニ。屬_ニ官軍_ニ。陸奥_ニ。又有_ニ國看氏。金氏之族也_ニとあり○上_ニ小山上_ニ。集解に上を行として削れり。さもありぬへし○德頂上。德氏は詳ならず○吉大尙。續紀九。神龜元年賜_ニ從五位上吉宜_ニ。從五位下吉智首_ニ。並吉田連_ニとあり。按に。左京皇別吉田連條に。本系見えたり。續後紀承和四年六月。右京人左京亮從五位上吉田宿禰書主。越中介從五位下同姓高世等。賜_ニ姓與世朝臣_ニ。始祖鹽乘津大倭人也。後順_ニ國命_ニ。往居_ニ三己汝地_ニ。其地遂隸_ニ百濟_ニ。鹽乘津八世孫。達率吉大尙。其弟少尙等。有_ニ懷土志_ニ。相尋來朝_ニ。世傳_ニ醫術_ニ。此に解藥とある。兼通_ニ文藝_ニ。子孫家_ニ奈良_ニ。京田村里。仍賜_ニ姓吉田連_ニとあり。吉は本姓にて。田は居地。田村に據れるなりけり○角福牟。續紀大寶元年八月勅云々。惠耀姓錄。名兄麻呂。神龜元年五月。賜_ニ姓羽林連_ニ。考證云。案養老三年正月紀。及萬葉集作_ニ角_ニ。角古音祿。詳見_ニ通雅_ニ。又案。角福牟閑_ニ於陰陽_ニ。而養老三年正月紀。書_ニ陰陽角兄麻呂_ニ。則兄麻呂蓋福牟之後。襲_ニ